

令和 2 年第 1 回定例会

九十九里町議会会議録

令和 2 年 3 月 4 日 開会

令和 2 年 3 月 19 日 閉会

九十九里町議会

令和2年九十九里町議会第1回定例会会議録

目 次

○招集告示	1
-------	---

第 1 号 (3月4日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定の件	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○一般質問	16
古川 徹 君	16
善塔道代 君	32
谷川 優子 君	48
鐘田 貴俊 君	60
○散会の宣告	72

第 2 号 (3月5日)

○議事日程	73
○出席議員	73
○欠席議員	73
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	73

○職務のため出席した者の職氏名	7 4
○開議の宣告	7 5
○議事日程の報告	7 5
○一般質問	7 5
荒 木 かすみ 君	7 5
西 村 み ほ 君	8 8
細 田 一 男 君	9 5
浅 岡 厚 君	1 0 8
○散会の宣告	1 1 9

第 3 号 (3月6日)

○議事日程	1 2 1
○出席議員	1 2 2
○欠席議員	1 2 2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 2
○職務のため出席した者の職氏名	1 2 2
○開議の宣告	1 2 3
○議事日程の報告	1 2 3
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 3
・議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて	
○議案第10号から議案第15号までの上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 4
・議案第10号 令和元年度九十九里町一般会計補正予算(第8号)	
・議案第11号 令和元年度九十九里町給食事業特別会計補正予算(第2号)	
・議案第12号 令和元年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	
・議案第13号 令和元年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	
・議案第14号 令和元年度九十九里町介護保険特別会計補正予算(第3号)	
・議案第15号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)	
○議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 9
・議案第16号 九十九里町私法上の債権の放棄に関する条例の制定について	

○議案第 17 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 4 5
・議案第 17 号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例の制定について	
○議案第 18 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 4 6
・議案第 18 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例の制定について	
○議案第 19 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 4 6
・議案第 19 号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	
○議案第 20 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 4 7
・議案第 20 号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	
○議案第 21 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 4 8
・議案第 21 号 九十九里町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第 22 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 4 9
・議案第 22 号 九十九里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の 制定について	
○議案第 23 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 5 0
・議案第 23 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
○議案第 24 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 5 0
・議案第 24 号 九十九里町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条 例の制定について	
○議案第 25 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 5 1
・議案第 25 号 九十九里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	
○散会の宣告……………	1 5 2
第 4 号 (3月9日)	
○議事日程……………	1 5 3
○出席議員……………	1 5 3

○欠席議員	1 5 3
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 5 3
○職務のため出席した者の職氏名	1 5 4
○開議の宣告	1 5 5
○議事日程の報告	1 5 5
○議案第 2 号から議案第 9 号までの上程、説明	1 5 5
・議案第 2 号 令和 2 年度九十九里町一般会計予算	
・議案第 3 号 令和 2 年度九十九里町給食事業特別会計予算	
・議案第 4 号 令和 2 年度九十九里町国民健康保険特別会計予算	
・議案第 5 号 令和 2 年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算	
・議案第 6 号 令和 2 年度九十九里町介護保険特別会計予算	
・議案第 7 号 令和 2 年度九十九里町病院事業特別会計予算	
・議案第 8 号 令和 2 年度九十九里町農業集落排水事業特別会計予算	
・議案第 9 号 令和 2 年度九十九里町ガス事業会計予算	
○休会の件	1 5 6
○散会の宣告	1 5 6

第 5 号 (3月19日)

○議事日程	1 5 9
○出席議員	1 5 9
○欠席議員	1 6 0
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 6 0
○職務のため出席した者の職氏名	1 6 0
○開議の宣告	1 6 1
○議事日程の報告	1 6 1
○諸般の報告	1 6 1
○議案第 2 号から議案第 9 号までの質疑、討論、採決	1 6 1
・議案第 2 号 令和 2 年度九十九里町一般会計予算	
・議案第 3 号 令和 2 年度九十九里町給食事業特別会計予算	
・議案第 4 号 令和 2 年度九十九里町国民健康保険特別会計予算	

・議案第 5 号	令和 2 年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算	
・議案第 6 号	令和 2 年度九十九里町介護保険特別会計予算	
・議案第 7 号	令和 2 年度九十九里町病院事業特別会計予算	
・議案第 8 号	令和 2 年度九十九里町農業集落排水事業特別会計予算	
・議案第 9 号	令和 2 年度九十九里町ガス事業会計予算	
○	九十九里町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	1 9 1
○	請願第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 3
・	請願第 1 号 「デマンド乗合タクシー、循環バス」の運行を求める請願	
○	日程の追加	1 9 6
○	議案第 2 6 号及び議案第 2 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 6
・	議案第 2 6 号 令和元年度九十九里町一般会計補正予算（第 9 号）	
・	議案第 2 7 号 令和元年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	
○	日程の追加	1 9 9
○	議案第 2 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 9
・	議案第 2 8 号 契約の締結について	
○	副町長退任の挨拶	2 0 1
○	日程の追加	2 0 1
○	議案第 2 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 0 2
・	議案第 2 9 号 副町長の選任につき議会の同意を求めることについて	
○	閉会の宣告	2 0 4
○	署名議員	2 0 5

令和2年第1回九十九里町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月17日

九十九里町長 大 矢 吉 明

1 期 日 令和2年3月4日

2 場 所 九十九里町議会議場

令和2年第1回九十九里町議会定例会会議録（第1号）

令和2年3月4日（水曜日）

令和2年第1回九十九里町議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年3月4日（水）午前9時47分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

出席議員（14名）

1番	西村みほ君	2番	小川浩安君
3番	原田教光君	4番	鎗田貴俊君
5番	中村義則君	6番	古川徹君
7番	浅岡厚君	8番	荒木かすみ君
9番	内山菊敏君	10番	善塔道代君
11番	細田一男君	12番	佐久間一夫君
13番	谷川優子君	14番	古川明君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	佐々木悟君
教育長	藤代賢司君	総務課長	秋原充君
企画財政課長	戸村俊之君	税務課長	中川チエリ君
住民課長	戸田佳子君	健康福祉課長	作田延保君
社会福祉課長	山口義則君	産業振興課長	篠崎英行君

まちづくり 課長	古川 富康 君	会計管理者	南部 雄一 君
ガス課長	中村 吉徳 君	教育委員会 教務局長	篠崎 肇 君
農業委員会 事務局長	吉田 洋一 君	教育委員会 教務局主幹	内山 茂樹 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	木原 正幸 君	書	記	伊藤 さやか 君
------	---------	---	---	----------

◎開会及び開議の宣告

開 会 午前 9時47分

○議 長（内山菊敏君） ただいまの出席議員数は全員です。

ただいまから令和2年第1回九十九里町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（内山菊敏君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長（内山菊敏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

3番 原 田 教 光 君

11番 細 田 一 男 君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議 長（内山菊敏君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から23日までの20日間といたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から23日までの20日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議 長（内山菊敏君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本定例会の議案として、町長より議案第1号から議案第25号の送付があり、これを受理いたしました。

また、本日までに受理した請願は、お手元に配付いたしました請願文書表のとおり、文教

民生常任委員会に付託します。

本定例会の説明者として、本職から地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、町長、大矢吉明君であります。また、町長より本定例会の説明者として委任した旨通知のあった者は、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

次に、令和元年度第3回定期監査が2月7日に実施され、監査委員から定期監査結果の報告がありました。お手元に配付の印刷物によって御了承願います。

◎日程第4 行政報告

○議長（内山菊敏君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） ただいま議長の承認をいただきましたので、令和2年第1回九十九里町議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

議員の皆様方全員の御出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

本定例会において、令和2年度九十九里町一般会計及び特別会計予算案、各種条例案、また令和元年度各会計の補正予算案について、御審議をお願いするところでございます。

まず、初めに新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

町では、国や県における感染症の拡大防止対策を受け、2月5日の庁議において町の取るべき対応を協議するとともに、2月25日の臨時庁議では、感染拡大の防止という観点から、イベント等の自粛等について協議いたしました。

さらに、2月27日には、安倍総理から、こころ、二週間が極めて重要な時期であるとして、小・中・高等学校等の臨時休業の要請があったことなどを受けて、翌日の28日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、万全の態勢で感染症の拡大防止に取り組むことといたしました。

町または各団体による行事やイベントなどの中止が余儀なくされております。感染の拡大を防ぐためには今が重要な時期であると認識しておりますので、町民や各団体の皆様方には何とぞ御理解の上、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、令和元年第4回町議会定例会以降の主な事業について、簡略に御報告申し上げます。

昨年12月28日から30日にかけて、消防団による歳末特別警戒を実施いたしました。

新年を迎え、元日には、町商工会駐車場において観光協会主催による元旦祭が開催されました。初日の出を見ようと訪れた多くの方々に、イワシの丸干しや団子汁などが振る舞われ、また、西の下獅子舞保存会による演舞や、九十九里黒潮太鼓による演奏が披露され、輝かしい新年の幕開けとなりました。

1月12日には成人式を挙行し、153名の新成人の門出を祝いました。若さを糧に、ふるさと九十九里町を築いていく原動力となることを期待するところでございます。

1月13日には、消防出初式を挙行いたしました。古川消防団長からの訓示により、団員は消防活動の使命を再認識するとともに、消防活動に尽力された団員や関係者に表彰状や感謝状が贈られました。

2月24日には、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を記念し、東金市との共催による東金・九十九里波乗りハーフマラソンを予定しておりましたが、新型コロナウイルスの影響を鑑み、残念ながら中止となりました。開催に当たり、御尽力いただきました関係者の皆様、参加を予定され楽しみにされていた皆様に、心からおわび申し上げます。

今後でございますが、年度末を迎え、こども園及び小・中学校の卒園、卒業式が予定されております。また、新年度になりますと入園、入学式が予定されております。議員の皆様におかれましても、新たな旅立ちを迎える子供たちを温かく見守り、激励していただければと考えております。

新年度に予定されている各事業の実施に当たりましても、議員の皆様方のより一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、令和2年第1回九十九里町議会定例会に臨むに当たり、町政運営の基本的な考え方について、私の所信の一端を申し述べさせていただきます。

国の令和2年度予算編成の基本方針は、その基本的な考え方について、アベノミクスの推進により、デフレではない状況をつくり出す中で、GDPは名目、実質ともに過去最大規模に達し、雇用・所得環境も改善し、地方における経済は厳しいながらも好循環の前向きな動きが生まれ始めているが、消費税率引上げ後の経済動向を注視するとともに、台風等の被害からの復旧・復興の取組をさらに加速し、併せて米中貿易摩擦など海外発の下方リスクによる悪影響に備える必要があるとしております。

また、引き続き、経済再生なくして財政健全化なしを基本とし、GDP600兆円経済と財政健全化目標の達成の双方の実現を目指すなどとしております。

さらに、予算編成の考え方については、財政健全化への着実な取組を進める一方、賃上げの流れと消費拡大の好循環、外需の取込み、設備投資の拡大を含めた需要拡大に向けた取組や、新たな社会に向けた人材・技術などへの投資やイノベーションの促進、次世代型行政サービス等の抜本強化といった生産性の向上に向けた取組など、重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講じ、メリ張りの効いた予算編成を目指すとしております。

東日本大震災、熊本地震をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を現場との連携を密に着実に進めるほか、我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進することとし、地方においても国の取組と基調を合わせ、徹底した見直しを進めるとしております。

このような基本方針に基づいて編成された令和2年度予算の規模は102兆6,580億円で、前年度に比べ1兆2,009億円の増額となり、過去最大となっております。

歳入では、税収は、消費税増税や経済成長が順調に進むとの見通しを踏まえて、1兆180億円増の63兆5,130億円、新規国債発行額は10年続けての減で1,043億円減の32兆5,562億円、公債依存度も31.7%と、昨年度から0.5ポイント改善されております。

歳出では、社会保障費が35兆8,608億円で1兆7,302億円の増額となり、歳出総額に占める割合は34.9%と過去最大規模を示しております。

地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、令和元年度地方財政計画を上回る額を確保するとして、地方交付税は前年度比2.5%、4,073億円増の16兆5,882億円となっております。

次に、千葉県の令和2年度一般会計予算でございますが、総合計画「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」の総仕上げとして、これまで着実に積み上げてきた成果を次世代に継承し、さらなる発展につなげていくための予算とし、激甚化する災害に備える防災・減災対策や防犯対策の充実などの暮らしの安全・安心の確立、障害者や独り親家庭への医療費助成の充実、私立高校の授業料負担の軽減などの子ども・子育て世代への支援や福祉・医療の充実をはじめ、千葉の魅力発信、商工業の振興・雇用、農林水産業の振興、社会基盤づくり、文化・スポーツ・環境施策の推進など、各分野にわたり、くらし満足度日本一の実現に向けた事業に必要な経費を計上しております。

また、国補正予算を活用した令和元年度2月補正予算と一体の切れ目のない予算として、特に令和元年の台風等の災害からの復旧・復興を加速化することや、東京オリンピック・パラリンピックを円滑に開催するための必要な経費を計上しており、当初予算の規模は、前年

度と比較して586億4,000万円増の1兆8,194億8,500万円となっております。

歳入では、収入の柱である県税で、地方消費税が税率の引上げ等の影響により301億4,400万円の増加を見込み、一方で、法人県民税の税率引下げ等の影響による法人2税の減収や、自動車取得税の廃止に伴う減収があるため、前年度に比べ148億2,300万円増の8,413億1,100万円を見込んでおります。地方特例交付金は、令和元年度に限り、幼児教育無償化の財源として国から交付された子ども・子育て支援臨時交付金がなくなったことから、前年度に比べ48億5,000万円減の31億5,200万円となっております。また、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税については、地方財政計画の伸び率を踏まえ、前年度に比べ10億円増の2,790億円を見込んでおります。

借金に当たる県債については、建設地方債が15億800万円の増、臨時財政対策債は新規発行額が減少していることから100億円の減で、差引き84億9,200万円減の1,800億4,600万円となっております。

歳出では、社会保障費で、令和元年10月から実施された幼児教育無償化の影響が平年度化されることにより、約74億円の増額が見込まれるとともに、引き続き高齢化の進展等に伴う介護給付費県負担金の増や、保育所等の増に伴う運営費給付の増加も見込まれるため、141億9,800万円増の3,113億6,200万円が計上されております。

なお、東千葉メディカルセンターには救命救急センターを併設し、山武長生夷隅保健医療圏の中核的医療機関として、建物整備に要した費用の助成分7億1,830万円が引き続き支援されます。

このような国、県の動向を受けての本町の令和2年度当初予算でございますが、令和2年度は、第4次総合計画後期基本計画の総仕上げとして、将来像実現への各施策を展開し、町民が安心して暮らせるまちづくり、住み続けたいくなるまちづくりに、引き続き取り組んでまいります。

一方、歳入確保について厳しい状況が見込まれておりますが、重点施策の推進と健全な財政の維持を両立させるため、各施策・事業を徹底して見直し、限りある財源を効果的に活用することを予算編成方針といたしました。

この基本方針に基づき編成しました令和2年度九十九里町の予算規模は、一般会計と特別会計を合わせて、総額103億2,178万円と相なります。

町の将来像である「人、自然、風土が活きる海浜文化都市 九十九里」の建設に向けた、今後の町行政の方向性として特に重要と考えている事項は、町幹部職員はもとより、職員に

対して指示しております。

1つ目は、「九十九里浜を最大限活用した交流人口の増大」、2つ目は、「地域のたからである子どもたちの教育環境の充実」、3つ目は、「本町に住み続けたいと思う町民を大切にすること」でございます。

これら重要事項の推進に向けて、私が先頭に立ち、職員一丸となって全力で取り組んでまいりますので、町議会議員の皆様をはじめ、町民の皆様の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、本定例会において御審議いただく議案について御説明申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、いわしの町「九十九里」応援寄附金の大幅な増加に伴い、ふるさと納税に係る経費の予算に不足が生じたため、既定の一般会計予算総額に歳入歳出それぞれ4,374万2,000円を追加し、予算の総額を65億1,797万1,000円とする令和元年度九十九里町一般会計補正予算（第7号）を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、その承認をお願いするものでございます。

議案第2号 令和2年度九十九里町一般会計予算についてでございますが、予算の総額を55億2,800万円とし、対前年度と比べて3億4,800万円、6.7%増額の予算といたしました。増額の主な要因は、国が進めている産地パワーアップ事業と防災施設整備事業及び排水施設管理事業の増額によるものでございます。

まず、歳入でございますが、町税は対前年度比1.7%、2,407万3,000円減の14億2,613万1,000円を見込みました。

個人町民税については、課税者数の減少や営業・農業所得など自然災害の影響を見込み、1,598万9,000円の減額。また、法人町民税についても、偏在是正措置により税率が引下げとなったことから、1,215万1,000円の減額を見込んでおります。

固定資産税は、太陽光発電設備等の償却資産の増加により424万7,000円の増額となりました。

軽自動車税は、登録車両は減少傾向にありますが、重課税分及び税率改正後の車両が増えていることにより387万8,000円の増額を見込んでおります。

歳入の根幹をなす地方交付税は、対前年度比2.7%、5,000万円減の18億2,100万円を見込んでおります。

町の借金に当たります町債は、3,030万円増の2億9,730万円を予定しております。増額の主な理由は、防災行政無線整備事業を行うことによるものでございます。

次に、歳出についてでございますが、歳出は、新規事業と重点事業について、第4次九十九里町総合計画の「6つのまちづくりの目標」に基づき、御説明いたします。

1つ目の「活力ある産業振興と交流・連携のまちづくり」の予算額は5億1,327万2,000円でございます。

農業では、新規事業として、環太平洋パートナーシップ協定の大筋合意を踏まえ、国が進める農業の国際競争力の強化を緊急に実施するための産地パワーアップ事業を、計画に基づき計上いたしました。

継続的な取組としては、新規就農者の支援として、農業次世代人材投資資金675万円を計上いたしました。

また、多面的機能支払交付金3,895万5,000円を計上し、農業・農村の持つ自然環境、景観形成等の機能の維持・発揮を図り、地域の共同活動を支援することにより、農業従事者の高齢化や担い手不足などの諸問題に積極的に対処してまいります。

水産業では、片貝漁港の整備及び維持を図るための事業を国、県とともに進めてまいります。また、引き続き千葉ブランド水産物促進事業として、九十九里地ハマグリの種苗放流を県及び漁業協同組合と取り組んでまいります。

観光交流の促進では、九十九里町の情報発信力を強化するため、新たに観光大使を設置いたします。また、いわしの交流センターの改修工事を行い、地域振興と観光の拠点としての環境整備を進め、九十九里の魅力発信、交流拠点施設としての役割を果たすよう取り組み、町の持つ観光資源を活用し、地域の連携を図りながら観光振興を推進してまいります。

地域ブランドを振興する取組では、引き続き旧豊海保育所の空き公共施設活用事業者を対象とした地域ブランド振興事業を実施してまいります。

2つ目の「健やかにも助け合い、支え合いのまちづくり」の予算額は17億1,649万3,000円でございます。

保健サービス充実の一環として、各種がん検診の受診率の向上に取り組むとともに、子ども医療費助成事業では、助成対象を高校生等まで拡充し、子供の保健対策の充実を図ってまいります。

また、救急医療・急性期医療を核とした地域の中核病院である東千葉メディカルセンターが、開院7年目を迎えます。地域の皆様に安定した医療提供ができるよう、引き続き看護師の養成を支援してまいります。

子育て支援については、こども園を生かした子供たちの教育・保育の環境の充実に向けた

新たな取組として、体育教室に加え、英語教室を実施いたします。

3つ目の「快適で暮らしの安全・安心のあるまちづくり」の予算額は5億4,433万3,000円でございます。

町民の皆様の日常生活に密着した道路補修事業及び排水施設管理事業を進めてまいります。

定住化の促進としましては、移住者の住宅購入等への助成制度について新たに期間を延長し、人口減少対策を図ってまいります。

防災・危機管理体制の充実では、防災行政無線（移動系）を整備いたします。

消防体制の充実では、第5分団第3部、西野納屋・下貝塚納屋地区の消防自動車の購入費を計上し、消防施設の整備を図ります。

4つ目の「海が育む豊かな自然を未来につなぐまちづくり」の予算額は3億5,016万1,000円でございます。

環境への負荷を軽減する取組として、町民の皆様との協働により5R運動を推進し、ごみの発生抑制に努めてまいります。

5つ目の「まちを担う人材育成と豊かな心をつくるまちづくり」の予算額は3億4,785万4,000円でございます。

令和元年5月に締結した千葉工業大学との包括的な連携に関する協定の下、くじゅうくりみらいリーダー育成事業を展開し、様々な体験を通じた児童・生徒の教育環境の充実に努めてまいります。

また、各地域に伝わる民俗芸能の保存と継承活動の推進を図るため、3年に一度実施しております郷土芸能まつりを開催いたします。

6つ目の「計画の推進」の予算額は8億1,429万円で、これら6項目の予算額と職員給与費や内部管理経費12億4,159万7,000円を合わせまして、予算の総額は55億2,800万円となります。

議案第3号 令和2年度九十九里町給食事業特別会計予算についてでございますが、給食事業につきましては、子供たちの健やかな成長を願い、安全・安心な学校給食の提供に努めております。予算の総額は1億3,900万円で、前年度と比べて400万円、2.8%減額の予算といたしました。減額の主な要因は、調理現場の環境改善経費と、児童・生徒数の減少による賄材料費の減額によるものでございます。

議案第4号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、国民健康保険は、平成30年度から県が財政運営の責任主体となる広域化が始まり、3年目を

迎えます。県と町が共に国保制度の運営を担うための予算編成とし、予算の総額は21億6,800万円で、前年度と比べて2,900万円、1.3%減額の予算といたしました。減額の主な要因は、被保険者数の減少による保険給付費の減額によるものでございます。

議案第5号 令和2年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、後期高齢者医療制度は、県内の全ての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合を運営主体とすることで、広域化による保険財政の安定を図っております。令和2年度の予算の総額は2億2,500万円で、前年度と比べて2,600万円、13.1%増額の予算といたしました。増額の主な理由は、被保険者の増加と保険料率の改定による広域連合への納付金の増額によるものでございます。

議案第6号 令和2年度九十九里町介護保険特別会計予算についてでございますが、本町の高齢者人口は6,000人を超え、団塊の世代の高齢化が進む中、介護予防と認知症施策の充実を図る予算編成といたしました。予算の総額は15億7,700万円で、前年度と比べて2,700万円、1.7%増額の予算といたしました。増額の主な要因は、認定者が増加傾向にあり、介護サービス利用者の増加が見込まれることなどから、介護サービス給付費の増額によるものでございます。

議案第7号 令和2年度九十九里町病院事業特別会計予算についてでございますが、東千葉メディカルセンターでは、増田理事長を中心に、千葉県、千葉大学医学部附属病院、設立団体である本町と東金市が連携して、経営の健全化に取り組んでいるところでございます。

予算の総額は5億5,678万円で、前年度と比べて5,597万8,000円、9.1%減額の予算といたしました。減額の主な要因は、センターによる新規の医療機器整備の財源として借入れをした病院事業債が全額減額となったこと、また、開院当初に借入れをした病院事業債が償還終了となったことによるものでございます。

議案第8号 令和2年度九十九里町農業集落排水事業特別会計予算についてでございますが、本町の農業集落排水事業は、真亀丘地区、作田岡地区、豊海丘北部地区の3地区で運営しており、現在まで順調に稼働し、地域の環境整備に貢献しているところでございます。

予算の総額は1億2,800万円で、前年度と比べて1,300万円、9.2%減額の予算といたしました。減額の主な理由は、まがめ丘水クリーンセンターの機能強化対策事業の設計業務が完了したためでございます。なお、同事業の工事の着工は、令和3年度を予定しております。

議案第9号 令和2年度九十九里町ガス事業会計予算についてでございますが、第3条に規定している収益的収入の総額は3億6,631万1,000円で、主なものはガス売上料金3億418

万3,000円でございます。収益的支出の総額は3億5,950万8,000円で、主なものはガス購入費1億2,165万4,000円でございます。

次に、第4条に規定している資本的収入につきましては、工事負担金11万円でございます。資本的支出の総額は9,079万4,000円で、主なものは導管工事6,521万1,000円でございます。資本的収入に対し不足する額9,068万4,000円につきましては、内部留保資金等を充てることとしております。

議案第10号 令和元年度九十九里町一般会計補正予算（第8号）についてでございますが、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ3億213万円を減額し、予算の総額を62億1,584万1,000円とするものでございます。

今回の補正は、事業の終了や精算が主なものですが、九十九里町庁舎建設基金に3,000万1,000円、地域産業活性化基金積立金に549万5,000円を積立いたします。

また、強い農業・担い手づくり総合支援交付金に伴う農業振興事業など3件の繰越明許費の設定、及びホームページサーバークラウドシステム改修業務など2件の債務負担行為の補正、事業費の確定などによる地方債の補正を行うものでございます。

議案第11号 令和元年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ72万2,000円を減額し、総額を1億4,231万6,000円とするものでございます。

議案第12号 令和元年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ38万4,000円を減額し、総額を22億5,648万3,000円とするものでございます。

議案第13号 令和元年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ166万5,000円を追加し、総額を2億313万5,000円とするものでございます。

議案第14号 令和元年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ417万円を追加し、総額を16億4,235万3,000円とするものでございます。

議案第15号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ71万8,000円を減額し、総額を1億5,100万円とするものでございます。

議案第16号 九十九里町私法上の債権の放棄に関する条例の制定についてでございますが、

町が保有する債権のうち、私法上の債権について、その放棄に関する必要な事項を定めることにより、合理的・効率的な債権管理を実現させるため本条例を制定するものでございます。

議案第17号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございますが、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方自治法の引用がある九十九里町監査委員条例及び九十九里町ガス事業の設置等に関する条例の一部を改正するため、本条例を制定するものでございます。

議案第18号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに創設される会計年度任用職員の服務の宣誓に関する規定を定める必要があることから、職員の服務の宣誓に関する条例及び九十九里町学校職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正するため、本条例を制定するものでございます。

議案第19号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第20号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、期末手当支給率などを改定するため、これら条例の一部を改正するものでございます。

議案第21号 九十九里町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことから、九十九里町印鑑条例の一部を改正するものでございます。

議案第22号 九十九里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、同法の引用がある九十九里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものでございます。

議案第23号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、令和元年8月の人事院勧告並びに12月の千葉県人事委員会の給与改定勧告を受け、本町においても千葉県人事委員会に準じた給与改定を行うために、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例、職員の旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第24号 九十九里町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定に

ついてでございますが、放課後児童健全育成事業（学童保育）について、対象児童の引上げに伴い、クラブの名称を改めるため、九十九里町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正するものでございます。

議案第25号 九十九里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、令和元年10月に消費税率の引上げに伴い、農業集落排水処理施設の安定的な経営、並びに受益と負担の適正化を図るため、消費税の負担を転嫁する必要があることから、九十九里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上が、議案の概要でございます。詳細につきましては担当者から説明いたさせますので、何とぞ慎重に御審議いただき、原案のとおり御賛同いただきますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩します。

再開は10時50分です。

（午前10時36分）

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時48分）

◎日程第5 一般質問

○議 長（内山菊敏君） 日程第5、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、6番、古川徹君。

（6番 古川 徹君 登壇）

○6番（古川 徹君） 6番、古川徹です。

おはようございます。議長の承認をいただきましたので、通告した一般質問を行います。

世界的にも深刻な問題であります新型コロナウイルス、ごあいにくにも感染により尊い命を亡くされた方々、また感染された方々へ、心から御冥福とお見舞いを申し上げます。一日も早く終息で、町民はもとより、世界各国の平穏な暮らしと経済の早期回復を御祈念いたします。

それでは、質問に入りたいと思います。

1点目、大項目、防災行政無線について。

①新規整備により情報が聞こえづらいとの問題が出ておりますが、これに対し、町はこの金額4億3,000万強の費用対効果が出ているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

②室内戸別受信機の受信ができない地域があるようだが、対策は進めているのか。町に相談をしても、最初は見えてくれるものの、この辺は受信ができない、障害物があるのではという理由でそのまま放置されている可能性も出ていますので、その辺をお聞きしたいと思います。

③防災行政無線に当たり、施工業者の対応、対策はどうなんでしょうか。9月の決算のときに質疑で申し上げましたが、課長からは、施工業者にそのような支障は出ないように、これからも改善に向けて改良工事を進めていきたいということをお聞きしておりますので、どのようになっているのかお聞きしたいと思います。

④この整備後に当たり、住民のアンケートの実施について。このような支障が出ている中、住民一人一人の意見、このようなことはされているんでしょうか。区単位のお願いはしているとは聞いておりますけれども、その辺の住民アンケートの実施についてもお伺いいたします。

大項目2点目、人口増の施策について。

①人口減少が著しく進んでいるが、定住・移住人口に向けた施策をどう進めているのか、具体的にお聞きしたいと思います。

②空き家バンクの利用状況と効果はどうか。28年1月からの取組だと思います。この辺の利用状況、効果はどのように出ているのか、御答弁を願いたいと思います。

③結婚活動の取り組み方と進捗状況について。今回、初めて町の取組として婚活、いわゆる婚活ですね、結婚活動、これを取り組んでくれたわけですがけれども、あいにく新型コロナウイルスの関係で中止になったということで、進捗状況はちょっと難しいのかなと思いますが、今後の取り組み方を含めて、お伺いしたいと思います。

なお、再質問は自席にて行わせていただきます。

○議長（内山菊敏君） 古川徹議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 古川徹議員の御質問にお答えいたします。

それでは、初めに防災行政無線についての御質問にお答えいたします。

1点目の、新規整備により情報が聞こえづらいとの問題があるが、費用対効果があるのかとの御質問ですが、防災行政無線の入替えについては、機器の老朽化に加え、電波法の改正により既存設備の利用はできなくなるため、再整備を実施したところでございます。整備に当たりましては、電波試験に基づき設計し、限られた財源の中で最適な無線機器を選定し、住民への迅速な情報伝達を第一に考え、整備に努めたところでございます。

2点目の、屋内戸別受信機の受信ができない地域もあるようだが、対策は進めているのかとの御質問ですが、町内全ての地域で受信できるよう、電波の伝達範囲を実測調査した上で設計を組み、整備しております。戸別受信機から放送が聞こえない、または聞こえづらいなどの問合せがありました場合は、個別に訪問し設置状況を確認し、改善に努めております。

3点目の、施工業者の対応、対策はとの御質問ですが、整備を行った施工業者は、設備の機能維持に係る保守点検業務の実施のほか、無線関係の専門知識を有しておりますので、屋外子局の調整や効率のよい戸別受信機の設置方法について、アドバイスを受けております。個別対応を行う際、これらの知識を参考として、住民への説明や戸別受信機の設置を行っております。

4点目の、整備後の住民アンケート実施についての御質問ですが、同報系防災行政無線の整備は、平成28年度から平成30年度までの3か年計画で実施いたしました。整備後の住民アンケートは実施しておりませんが、住民の皆様からの問合せや相談につきましては、内容に応じ個別に対応しておるところでございます。

次に、人口増の施策についての御質問にお答えいたします。

1点目の、人口減少が著しく進んでいるが、定住・移住人口に向けた施策をお聞きしたいとの御質問ですが、本町では平成27年度に九十九里町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少対策を進めてまいりました。

本計画では3つの基本目標を掲げ、42の事業を展開しているところであり、具体的に住宅取得奨励金制度や空き家バンク制度など、新たな事業に取り組んでおるところでございます。今後も引き続き、総合戦略に基づき、事業展開を図ってまいります。

2点目の、空き家バンクの利用状況と効果はとの御質問ですが、平成28年度より事業を開始し、これまでに審査中の物件を含め8件の物件登録がございました。このうち3件で利用希望者との契約が成立し、現在は2件の物件について受付しているところでございます。

移住相談会での問合せを含め、空き家バンクに関する相談は年々増加傾向にあり、移住・定住対策として一定の効果を上げているものと考えております。今後も引き続き、空き家バ

ンク制度の周知を図ってまいります。

3点目の、結婚活動の取り組み方と進捗状況についての御質問ですが、本町ではこれまで総合戦略に掲げた出会いの支援事業として、長生・山武郡市の商工会女性部が主催する婚活イベントを支援してまいりました。

これを受け、本年度、総合戦略審議会等からの意見を踏まえ、試験的な取組として町主催による婚活イベント、スポ婚を、去る2月29日にサンライズ九十九里を会場に開催を予定していたところでございますが、開催数日前の相次ぐ参加申込みのキャンセルや、新型コロナウイルスの影響を鑑み、中止したところでございます。

しかしながら、申込者が18名あったことから、婚活イベントに対する一定のニーズを確認することができましたので、令和2年度に向け、より多くの方々の出会いの場として、有意義な事業となるよう努めてまいります。

以上で、古川徹議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。よろしく願いします。

○議 長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

それでは、再質問に入りますが、1点目、この新規事業整備には、電波法の改正に伴い、今、町長も言われたように、平成28年度から30年度、3か年にかけて、総額の整備費として4億3,147万800円と、大変厳しい財政状況の中でも莫大な費用をかけて、住民に確かなる防災情報や行政情報を届けるために、法改正のこともありますが、今までのアナログ方式からデジタル方式にすることにより、子局スピーカーを減らしても支障がなく、また景観もすっきりし、より一層指向性、遠達性が良くなるために整備されたものではないのでしょうか。今、町長はそのようなことを言われておりましたよね。その効果が十分であるのか。その費用対効果、町はどう感じているのか、課長から改めて答弁を頂きたいと思います。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） それでは、防災行政無線、28年度から30年度の3か年にわたり、本町の旧タイプのアナログ式無線からデジタル無線へ改修したということでございますが、理由としましては、議員がおっしゃられたとおり、電波法の改正により旧タイプの無線設備が利用できなくなる。それから、当然のごとく旧設備が整備してから三十何年たっており、その部品等の供給もできないということで、財源が厳しい中で、町としても海岸線を持っておることから、無線設備の入替えに取り組んだところでございます。

そういう中で、御質問が、費用対効果の関係でございますが、まずは無線設備として整備するに当たり、その費用対効果、まず要するお金の話をさせていただきますと、まず考え方とすれば、特別高度な情報伝達手段ではなく、町内隅々まで電波が到達し、音声放送を行うことができるシステム、簡単に言えば、現在の技術で申しますと、送信する電波に音声だけではなく、映像ですとか写真ですとかいろいろなものを付加して送信することも可能であります。本町では過重な整備予算とならぬよう、無線方式の選定並びに無線機材の選定を行ったところでございます。

検討した例としてフルスペック、これが一番高機能型でございます、16Q AM方式ということですが、これが同じ規模でやって7億1,200万の予算がかかると。町が採用したのはQPSKということで、絞り込んだ無線機器を整備したということで、3割強減額された予算でできると。さらには、無線に対する電波の要求を落としたことで、過剰な機能をそぎ落とすことにより、電波自体が遠方まで届くことが可能になっているという効果も出ております。

あわせて、屋外子局のみの放送設備ではなく、消防庁が推進しております屋外子局と屋内の戸別受信機のセットで整備することで、総合的な情報伝達システムとして構築するよう努めたところでございます。

このような費用からいっても、現存とすれば費用対効果が高いものと考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

しかしながら、今、隅々まで、また町長からは快適な受信ができるようになったという答弁がありましたけれども、快適じゃないんですね、これ。聞こえないと言っている人が実際にいるわけですから、聞こえづらい。たしかアナログ方式のときには、子局が52局あったと思います。今回は30局。9月の一般会計の決算の質疑でも行いましたが、住民の中からは、前の防災無線のほうがよく聞こえた、前には近くにスピーカーがあったのに、なくしたからじゃないか、お金がないから減らしたのか、そのような意見を聞きます。今、言ったように、いわゆる子局スピーカーを減らしたことから聞こえが悪くなったということだと思います。

私も、子局スピーカーを減らした理由を説明はするんですけども、実際に聞こえにくい状況であれば、これは仕方がないのかなと思います。4億3,000万強の費用対効果があるのかなと疑問視するところがあります。

私たち議員はそのような、今、町長が述べたような、課長が述べたような説明、設計をお

聞きして承認をしたものですから、実際に効果が出ていないんだったら、疑問視するところがございます。これはいいです。

次に……

(発言する者あり)

○6番(古川 徹君) やりようがないでしょう。

次に、室内戸別受信機についてですが、受信ができない地域があるとのことで、町に相談しても、一度は訪問してくれて状況を確認してくれているのですが、電波を遮る障害物があるので仕方がないとの理由で、あとの対応は何もないとのことです。

一つ例を挙げますと、一日のほとんどを1階の居間で過ごしているのですが、前までと同じ一階の場所の1階に設置したが、全く受信ができなくなった。アンテナの向きや設置位置を変えても駄目で、さらに町に相談をしたら、この場所は障害物があるから受信できないと。そうした中、2階でやってみたら受信が何とかできる状況で、2階での利用を勧められたが、2階はほとんどいることがないそうで、非常に困るのと、また新規整備によりかえって悪くなったとのクレーム。ほかでは、戸別受信機が受信したり受信しなかったりで、情報が正確に伝わらないなど、前の戸別受信機や有線放送のときのほうがよっぽど情報が分かりやすかったというクレームでございます。

そのような対策として、解決策は進めているのか。先ほど町長からも、何だか知らないけれども、設置後お伺いして個別に対応している、課長からもありましたけれども、そのようなことをやられているのか、ちょっと再確認したいと思います。

○議長(内山菊敏君) 総務課長、秋原充君。

○総務課長(秋原 充君) それでは、戸別受信機の音声の聞きづらい御質問についてお答えをさせていただきます。

戸別受信機の電波の受信に関して、町内の地域において受信できない地域は、現在のところございません。これは電波で測定すれば、電波の強度は全て確認できておりますので、電波が到達していない地域というのはございません。

ただ、議員がおっしゃられたとおり、現在は建物の構造、特に木造ではなく鉄骨造、コンクリート造の建物、これらによりますと、昔であれば木造であって電波の通りもよかったです。構造上の問題で電波の通りが悪くなる居宅というのも増えてきております。

それで、御質問の中にございましたとおり、聞こえづらい主な原因としては、戸別受信機の宅内での設置場所によるものと、戸別受信機の設定上の問題、これは個人の方でいじるこ

とができますので、機器の設定の問題と二通りございまして、対応といたしましては、全て御連絡を頂いた受信難のお宅につきましては、受信感度を測定する機器をお持ちいたしまして、電界強度の強さを測るとともに、宅内で最も良好に受信できる場所を検索し、受信テストをした上で設置をお願いしてございます。

ただ、議員がおっしゃられたとおり、そこにお住まいの方がどうしてもここでなくてはならないということになりますとなかなか難しい点がございまして、なるべく受信できる、受信可能な場所に設置をお願いしておるところでございます。

また、戸別受信機の個々の取扱いとして、その設定が若干ずれておったり、すぐ近所に電子レンジや冷蔵庫、あと電波を発信するものがあつたりすると、やはりそういうものが原因となりますので、全て問題があつた場合には職員が現地を訪れ、対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

でも、課長、今そういうふうに言われますけれども、2階じゃなきゃできないということですか、そういう地域は。特に作田方面、ここに多いんです、町内の中でも。そこは鉄骨造でもコンクリート造でも何でもありません、木造です。そういうようなところでも受信ができていないんです。

そのように、さっき言ったように快適に受信ができるようになった、遠達性ができる、通るようになったと。何も快適じゃないんですね。だから費用対効果も出ていないんじゃないかということなんです。そのような対応はしっかりやってもらいたいと思います。同じ位置で、いるところでちゃんと聞こえるような対策を取ってもらわないと、これは意味がないので。できないからしょうがないと諦めていたらしょうがないですよ。

次に、施工業者の対応はどうなっているのか。この質問も9月の質疑で行いましたが、先ほど壇上でも冒頭に申し上げましたが、今後、施工業者には改良工事の対応、対策を求めていくとの課長からの答弁を頂きました。その改良工事等は行われているのでしょうか、施工業者による。答弁を求めます。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） ただいまの質問にお答えいたします。

私が9月に申し上げたときには、施工業者の協力は求めますけれども、電波の到達度、聞

こえづらい、直接に関して、今の現存する無線設備を解消する工事を直接行うとは、お話しさせていただいていないと思います。

ただ、現存ある施設が、機能は効果的に発揮できるよう、町としても保守管理をお願いするとともに、いざ故障が起きた場合とかについては速やかに対応し、住民の皆様に防災情報を流すことが途切れることのないように業者に協力を求め、町としてもお願いをしてまいりたいと、これは考えておるところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

防災情報が途切れているんですよ、行政情報も。

施工業者は確かに、設計どおり決められた場所にスピーカーを設置したのでしょうかけれども、先ほど言ったように、従来より指向性、遠達性の向上性があるとの説明の中で調査設計、またこういった説明の中でしたわけですよ。問題が、また支障があるならば、すぐにでも駆けつけて対応、対策、解決策をしなければならぬんじゃないですか、施工業者として。

今までの対応は、町に対する、電話による指示だけでしょう。違いますか。アドバイスだけじゃないんですか、こうやれ、ああやれの。何でもそうですけれども、施工業者、販売業者もそうです、問題があれば、一定の期間はアフターサービスとして対応はすることなんですよ。

再度お聞きしますが、この防災行政無線には保証期間というものはあると思いますけれども、いつまでであるのかお聞かせください。それと、町ではデジタル化を早めに整備したことで、通信局から、通常であれば約1Wの出力で切られてしまうところ、5Wくれていると。なのに、なぜこのような支障が出ているのか答弁を求めます。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） まず、機器の保証期間につきましては、基本的に製品である以上、電気ということで1年間でございます。子局につきましては1年間でございます。無線設備についても、瑕疵がない場合については設備上1年でございます。これは設備でございますので、ルールどおりでございます。

あと、電波法に基づく出力の関係でございますが、これにつきましては従前と同じ周波数を、周波数というか出力の確保をお願いして、その許可を得たということで、特別頂いたというよりも、町内は割かし平坦で本当は下げられる、逆に言うと落とされる要素が高い地域でございましたけれども、3.11の津波を受けたという被害があったと、その辺を町のほう

も主張いたしまして、旧然と同じ出力を得られたということでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

本来ならば1Wのところ、5Wくれているんだったら、うるさいほど聞こえてもいいのかなと思っちゃうんですよ。届き過ぎて困るぐらいなね。その効果も何も出ていないということですよ。

次に、整備後の住民アンケートの実施について。町では、自治区などに聞きづらいなどの意見の調査をしながら、また改良していきますと。しかしながら、町長も言っていたように、全ての住民から調査はされていないと思います。

住民の一人でも聞こえない、聞きづらいなどの支障はあってはならないことなので、ぜひ全世帯へのアンケート調査の実施を再度求めますが、見解をお聞きします。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 御質問の無線設備の整備後の住民アンケートの実施についてということですが、町長の答弁どおり、実施後のアンケートは直接は実施してございません。

前からお話ししておりますとおり、各自治区の区長様、特に先ほどおっしゃられました作田地区とかにつきましては、特に自治区長様にその辺の町内の状況を把握いただきながら、逆に言うと、私どもとすればそこへ直接、個別全部に当たりませんが、聞きづらいところは全て対応できるように職員を向けて、作田岡地区には対応させていただいているところでございます。

また、今後、この整備が終わった後で、一段落しておりますので、この機器の状況等について、やはり住民の意見を聴く必要を重要だと認識した場合については、アンケートの実施についても、これは考えてはいきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

そうってからじゃ遅いんですよ。災害というものは、いつ起きるか分からないんですね。防災無線は町民にとって非常に重要なものなんですよ、もちろん行政側も分かっていることだと思いますけれども。特に、自然災害でいえば、本町は津波、台風、またJアラート、町

からの重要な情報と、住民全ての方々に正確な情報が伝えられるような体制を取らなければならない。

今、課長は自治区にお任せするようなことを言っていましたけれども、ぜひ迅速に各自治区の回覧板等を通じて一人一人の意見、このようなものを、防災行政無線の整備後の住民意見アンケートとして実施を要望いたします。

次に、人口増の施策についてお伺いいたします。

本町では、人口減少が著しく加速傾向に進んでおります。人口減少は、ほかの自治体でも進んでいると言われるのでしょけれども、このままでは町が示した年度人口予測をはるかに上回り、人口減に陥り、町税などの収入源も減り、現状以上の厳しい財政運営、財政状況に陥り、高い税金もさらに上がり、住民はさらに厳しい重荷を背負わされるようになります。

お聞きしますが、地方創生総合戦略の中で3つの事業、また42事業でしたっけ、に取り組んでいるということですが、定住・移住人口、人口減少対策は、今までに様々な提案をしてまいりましたが、町として人口増につなげるには何が必要で何が足りないのか。定住・移住人口、交流人口もそうですけれども、どうすれば人口増に向けた可能性が出てくるのか。その施策を具体的にお聞かせください。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

町では総合戦略を策定し、人口減少対策を行ってまいりました。その中においても、新たな九十九里の仲間を受け入れるということを重点課題とし、施策展開を行ってきたところでございます。具体的には、転入者の費用負担の軽減を目的として、自宅を購入した場合にその費用の一部を助成する住宅取得奨励金制度や、移入費用を抑えるため空き家に住居したいといったニーズに応えるため、空き家情報を提供する場として空き家バンク制度、また九十九里町をPRするために、SNSを活用した宣伝や、人口が集中する東京都内に直接行って、本町の情報発信として、移住希望者向けの相談会などの参加も積極的に行ってきたところでございます。

また、昨今では千葉工業大学との包括連携協定により、特色のある学校教育や、新たに町が主催する結婚支援事業対策等を事業化するなどして、人口減少対策として効果のある事業を模索してきたところでございます。

しかしながら、現在ではこのビジョンを掲げて歩んできたところですが、結果として総人口は思うように伸びていないのが現状でございます。

先ほど、これからの人口減少対策にどう取り組んでいくのかという御質問でございますけれども、今策定をしている町総合計画の下、様々なアンケート調査を実施しているところでございます。魅力あるまちづくりが、人口減少対策の大きな要因となると認識しておりますので、いろいろ様々な審議会を通して意見を求め、これからの基本計画を策定する上でこういったアンケートを重んじて、次に向かいたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

様々な事業に取り組んでいると、これは前もお聞きしました。一概に何をやればよいといっても、言い切れないところもあると思います。

例えば、定住にしても移住にしてもそうなんですけれども、住民サービスを向上させる中で、例えば税金を安くする、支援を厚くする、こういった施策もあるでしょう。しかしながら、規模の大きい自治体は既にそのような取組がされているんです。多種多様なサービスの向上も必要になるのですが、いかにこの九十九里町を住みやすい環境にするのか、いかに便利に各方面から往来ができ、町の魅力を感じてもらえるようなまちづくりの構築をするのか。

そこで、私から提案というか、再確認も含めますけれども、以前から要望している東金九十九里有料道路、この辺の整備、高速道路との、千葉東金道路、また圏央道との連結が必要ではないのでしょうか。人は何事も便利を最優先に選択されると思います。道路網の整備は、人口増において地方創生の鍵となると言っても過言ではないと思います。

この提案に対し町はどう進められているのでしょうか。また、広域農道を活用した期成同盟の設置の動向も進めましたけれども、どうされているのか、答弁を求めます。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えいたします。

議員のおっしゃったとおり、それぞれの道路が連結されれば、本町にとって観光面や地域住民の日常生活の向上という観点から、利便性やアクセスの向上が図れると考えますが、接続には東金市の同意が必要となります。

仮に接続された場合、東金市にとっては通過交通というデメリットが懸念されることから、現在も進んでいないのが現状でございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

課長、最近、東金市さんとそういう御相談をされましたか。されていないですよ。東金市さんも前向きに考えてくれているんですよ、はっきり言って。私、個人的には、お伺いすると。

だから、これは町長に申し上げますけれども、町長、この件については首長である町長が動かなきゃ始まらないんですよ。どんな難題といっても、可能性を求めて動かなければ何も変わらないんです。

この件について、私たちが、例えば生前中に実現は厳しいものかと思われま。しかしながら、未来の九十九里のためにも、未来の子供たち、住民のためにも、一日でも早くの実現に向けて、国、県、近隣自治体への要望活動、明日からでも、町長、始めていただきたいと思うんです。何も変わらないんです、このままにしていま。

町長に、今、答弁をもらいたいところですけども、町長は答弁、なかなか難しいと思いま。できますか。

（「難しくない答弁なら」と言う者あり）

○6番（古川 徹君） 前に積極的に取り組んでまいりますという答弁を頂いておりますので、それに向けて一日も早く取り組んでいただきたいと思いま。

もう時間の関係もあるので、先に進みます。

続きまして、空き家バンクの利用状況とその効果についてですが、空き家バンクの取組は、私が6年くらい前に空き家問題対策の一環として提案いたしました。空き家になっている物件を町に情報提供していただき、その情報を自治体から発信することにより、空き家を求める移住人口が、自治体からの発信だと安心して物件探しができるということで提案いたしました。その提案に対し、町は、不動産業者にお任せして様子を見たい。また、個人売買のほうでやっていただければと。または、町が情報提供をしてもその効果が見込めるのかな、そのような答弁でした。

しかし、先ほども言ったように28年1月から空き家バンクの取組が始まりました。今までの利用状況、効果はどうなのか。先ほど町長から答弁を頂きまして、8件中3件が売れて2件が残っていると。残りの3件はどうなっているんでしょうか。その辺をお聞かせください。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

本事業につきましては、年々申請件数が増加傾向にありまして、一定の効果はあるものと

認識しているところでございます。先ほど町長の答弁にもございましたとおり、現在8件の登録がございまして、うち3件が成立しているという結果を生んでいるところであり、今後この事業を育てていきたいと考えているところでございます。

ほかの件についてでございますけれども、問合せ等については多少はありますけれども、登録までには至っていないのが現状でございます。

今年度につきましては、申込登録申請につきましては2件ございまして、固定資産税の納付書を発送後、26件の問合せもあるところでございます。そのうち3件が登録をしていただいたところでございますけれども、今後ともこういった登録がしやすい環境づくりに努めてまいりまして、この事業を育てていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

課長、住民に対して空き家提供の取組、これはどういうふうに周知されているのでしょうか。また、インターネットでのアクセス回数、この辺も分かっていたら教えていただきたいと思えます。

残っている物件に対してはどう考えているのか。例えば個人様、持ち主の方々にお願いするなり、例えば金額を下げるとか、ずっと残っている物件があるわけじゃないですか、2件に関しては。そういった御相談というか、持ち主の方々、所有者の方々にそういった取組でこういった物件を成立させるようなことはされているのでしょうか。

また、この取組によりどれだけの、この3件の成立が決まったということですが、収入増につながるのか、また人口増となるのか。再度、御答弁ください。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） まず、本事業につきましては、ホームページあるいは広報等で周知をしながら事業展開を図っているところでございます。

アクセス数につきましては、今手元に資料がございませんので、ここでの回答はできませんが、本事業につきましては物件の売買や賃借を前提として、所有者の方々の意思確認が必要になっているところでございます。そういった条件につきましても、不動産業者の方々といろいろ、様々な相談をしながら、うまく成立ができるように努めているところでございますけれども、結果としてなかなか数字として表れていないのが現状でございます。

今後とも、そういった様々な事情はあるかと思えますけれども、この九十九里町に住んで

もらえるような取組をこれからも一層努力していきたいと考えております。

あと、空き店舗等のお話もございましたけれども、空き店舗につきましても、相手の方々のお気持ち、それと考え方、そういったものを模索、お聴きしながら、具体的にその店舗が有効的に活用できる仕組みをこれからも構築していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川徹です。

とにかく、私が思うには、物件に問題があって成立しないのか。また金額がそのまま、高く感じられているのか。そのようなところがあると思いますので、やはりそういったところを交渉というか、事を進めていただきたいと思います。

次に、結婚活動の取り組み方と進捗状況ですけれども、俗に言われる婚活、町としては初めての試みだったこの結婚活動の取組も、いわゆるスポーツ婚、スポ婚ですかね、新型コロナウイルスの影響もあり中止となってしまい残念でした。できればその効果も含め、進捗状況をお聞きしたかったのですが。

ただ、先ほど町長からも言っていたように、またネットにも載っているように、急な申込みのキャンセルが発生したと。その急なキャンセルの理由はどういうことなのか。また、今後の結婚活動をどう進められていくのか、お聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは、お答えをさせていただきます。

本事業に当たりまして、町長答弁にもありましたが、男性が10名、そして女性が8名という、ある程度の効果は生まれたものと認識をしているところでございます。

キャンセルした事情につきましては、個人的な事情でございますので差し控えさせていただきますと考えております。ただ、申込みいただいた方々からは、メールにて本事業を楽しみにしているというようにお声も聞かせていただきました。

本事業は今回中止となったところでございますが、来年度に向けましてこの事業を積極的に展開することで、こういった方々の気持ちが、本当にこの事業を通して生かせるというような気持ちになってもらえるような事業に育んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

個人的なものでありますので理由は申し上げられないということは、ウイルスには関係ないということですよ。ウイルスが原因でキャンセルされたということはないということですよ、個人的な理由ということは、よろしいですよ。個人的な理由があるからキャンセルをされたと今、言われましたよね。

私は、そのような理由からキャンセルが相次いだのかなと思いましたけれども、それは致し方がないのかなと思います。しかしながら、個人的な理由というのは、何か取組にも問題があったのかということが考えられるんですね。その辺を懸念したところです。

結婚活動の取組も、提案したときは商工会女性部が取り組んでいるとのことで、町での取組は個人情報の問題があるので、かえって関与しないほうがよいのではないかと。場所や募集をどうやったらいいのかと言われておりました、最初の御提案のときに。

今回のようなコンセプト、これはいいと思います、非常に。ただし、申込みの募集の人数に達しなかったこと。今回は汗のかかない軽スポーツ、ボッチャを楽しみながらとの取組でしたが、実際に申込みの年齢層、平均年齢層はどうだったのかお聞きしたいのと、場所や取り組み方などはいろいろあると思います。今後の取り組み方の一つとして、一つの参考にしていただければと思いますが、結婚活動はできれば年3回から4回、これぐらいのスパンで行っていただき、若い世代から中高年世代もが興味を持っていただけるようなコンセプト、このような誰でも簡単にできる取組が必要だと思います。

例えば、夏季でいうと、せっかく大資源があるわけです、海。海を活用して、海水浴を楽しみながら、また花火を楽しみながらとか、また海でドッジボールをしながらか、ビーチフラッグをしながらか、ビーチバレーとか、いろいろあるわけですよ、取り組み方は。ボッチャだけじゃないと思うんですよ。魚釣りなんかも幾らでもあるわけですよ。そのような含めたビーチ婚とかね。

例えば、町なかの食施設で地元の郷土料理を味わいながらの、食婚です。できれば、冬季にはイルミネーションでも楽しみながらのイルミ婚とかね。残念ながら、町内にはそのようなところが見当たらないんですけれども、そのような夢を持てるようなまちづくりで、このような婚活も進めていただきたいと。若い世代からみんなが参加できるような。

それと、募集周知の方法もインターネットだけではなく、また広報紙などの周知、今回は千葉日報に小さく載せたということでしょうけれども、もうちょっと分かりやすくなるように大きく載せるなり、また若い世代の女性たちは特に、もう新聞なんかあまり見ません。ですから女性向けの雑誌に掲載するなど、活動を分かりやすくできませんか。町の御見解を求

めます。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

まず、年齢のお話がありました。男女とも20代から40代、幅広くお申込みを頂いたところでございます。

それと、ポッチャのお話も御質問がありました。これは、まず初めての取組であったわけでございますけれども、軽スポーツを通して男女がよいコミュニケーションを持って、よい時間を過ごしてもらいたいという思いから、まず取り組んだところでございます。

それと、年4回というようなお話もございましたけれども、今回は残念ながら中止ということに至ったわけでございますが、まずこの事業に取りかかって、そこから参加していただいた方々にアンケート調査を行い、この事業がもっと育っていく展開を図れるよう、こういった意見、声を聴きながら進めていきたいと考えているところでございます。

そして、周知の方法についてもお話がありました。今回、新聞等に掲載をしまして、この事業展開を積極的に図っていききたいという思いもございましたけれども、いま一つ、また研究をさせていただき、多くの方々、今回定員が15名でございましたけれども、男女それぞれ15名でございましたけれども、多くの方々が参加しやすい、そういった周知方法を模索していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

アンケート調査等を行いということですが、そのような取組はいいと思います。

ただし、言ったように特に若い世代の方々というのは、新聞紙等は見ないというケースもありますので、雑誌の掲載も含めて、費用がかかることですが、こうやって著しく進んでいる人口減少を何とか解消するには、こういった取組に投資することはいいと思います。今、人口減の歯止めをかけるには、また人口を増やすには、そのような取組は必要だと思いますので、費用ばかり惜しまないで、そういった人口増に向けた施策をしていただきたいと思います。

人口増の取組は非常に難しいこともありますけれども、結婚活動の募集は、商工会女性部が取り組む婚活は募集人数をオーバーして、募集期間を途中で打ち切られているとも聞いておりますので、その募集方法を聞いてみるとか、あらゆる手だてをして人口増の施策を考え、

定住・移住人口増に取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩します。

再開は午後1時です。

（午前11時44分）

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時55分）

○議 長（内山菊敏君） 順次発言を許します。

通告順により、10番、善塔道代君。

（10番 善塔道代君 登壇）

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

令和2年3月定例会において質問させていただきます。

質問に入る前に、新型コロナウイルスで亡くなられた方々に御冥福をお祈りいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大を警戒する日々が続いており、先が見えない不安や、不測の事態への恐怖が生まれる場合もあります。正しい情報を基に、適切な判断や行動を心がけたいと思います。一日も早く終息することを願うばかりです。

それでは、町民の皆様から頂いた声を基に質問いたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

初めに、健康増進についてお伺いいたします。

人生100年時代と言われる昨今では、70歳を超えて働くことを想定している人も少なくありません。そのために必要不可欠な要素として、健康寿命を延ばすことへの関心が年々高まっています。

住民の健康づくりを促進する健康ポイント事業は、日々の運動や食事などの生活改善、また健康診断の受診や健康講座、スポーツ教室、ボランティアなどの社会参加など、市町村で決定した健康づくりメニューを行った住民がポイントを集めると、特典を得られるものです。各地域でも、健康寿命を延ばすための健康増進の取組として実施されています。

そこでお伺いいたします。

1点目に、本町におきましても、今年度、国民健康保険事業として国民健康保険の加入者を対象にポイント事業を開始していただきましたが、ポイント事業の実績はどうだったのかお伺いいたします。

2点目に、国民健康保険加入者のみではなく、全町民に対してポイント事業を実施すべきだと思いますが、当局の見解をお聞かせください。

2項目めに、認知症対策の見当識障害者を保護するための見守り支援についてお伺いいたします。

認知症などで徘徊または徘徊のおそれがある高齢者等の早期発見、保護のための見守りQRコードシールを、つえや靴、衣服などにシールを貼り付けることで、行方不明の高齢者等であると気づいた方が携帯電話などでQRコードを読み取ると、個人情報を開示することなく、事前に登録した連絡先に配信されます。

外出して家に帰ってこられなかった高齢者を保護するための見守りシールの質問は、平成30年9月定例会でも質問しております。その後、調査研究を進めていただいたことと思いますので、見守りシール無料配布の実施について、当局の見解をお願いします。

3項目めに、新総合計画策定についてお伺いします。

本町では、少子高齢化と人口減少が進み、雇用機会が少ないことによる若年層の流出や厳しい財政状況などの課題から、地域活力の低下が懸念されています。新たなまちづくりのビジョンを描き、九十九里町の未来を切り開いていくことが求められていることから、新たな時代に対応すべく、今後のまちづくりの基本となる第4次九十九里町総合計画が平成22年度に策定されました。第4次九十九里町総合計画は、平成23年度から平成32年度までの10年間の計画です。

そこでお伺いいたします。

1点目に、第4次九十九里町総合計画があと1年で終了いたします。今後の新総合計画策定に向け計画は進んでいると思いますので、進捗状況をお聞かせください。

2点目に、昨年、新たなまちづくりの指針として、第5次九十九里町総合計画を策定することとなり、九十九里町まちづくりアンケートを実施されました。アンケート用紙の中に、公費を投入して新しい交通システムを運行することについてどのように思いますかなど、公共交通に関する項目がありました。交通システムの調査結果がまとまっていたら、お答えください。

3点目に、政府のSDGs推進本部作成の持続可能な開発目標実施指針の中の地方自治体

の項目には、SDGsを全国的に実施するためには、各地方自治体に各種計画や戦略、方針の策定や改定に当たっては、SDGsの要素を最大限反映することを奨励しつつ、SDGs達成に向けた取組を促進するとしてあります。

御承知のように、SDGsは、環境だけではなく、環境、経済、社会分野を統合的に推進していくものであり、全てに関わりがあります。今後、本町でも第5次九十九里町総合計画に照らし合わせ、一つ一つ、SDGsのどこの目標に該当するかを明記すべきと考えますが、当局の見解をお聞かせください。

4項目めに、マイナンバーカードを活用した取組についてお伺いします。

国では、消費税引上げに伴う消費活性化策として、令和2年9月より、マイナンバーカードを所有している方がキャッシュレスで買物をした場合、マイナポイントと呼ばれるポイントを付与する制度を実施する予定であります。マイナポイント制度を利用するには、マイナンバーカードを住民の方々に取得していただき、マイキーIDを設定していただく必要があると聞いていますが、本町はどのように対応しているのかお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。再質問は自席で行います。

○議長（内山菊敏君） 善塔道代議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 善塔道代議員の御質問にお答えいたします。

それでは、初めに健康増進についての御質問にお答えいたします。

1点目の、健康ポイント事業の実績についての御質問ですが、国民健康保険の被保険者の健康増進と、特定健診の受診など、健康づくりの動機づけや定着化を図ることを目的に、令和元年5月から事業を始め、参加者は38名でございました。

2点目の、全町民に対して健康チャレンジ・ポイント事業の取組についての御質問ですが、町民に健康の大切さについて意識を高めていただくことは、医療費の抑制はもとより、今後、より一層高齢化が進む中で、健康寿命を延ばす介護予防の取組にもつながります。このため、国民健康保険事業として実施している取組が、被保険者にどのように受け入れられているのか、また実施した結果、どのような効果があったのかを十分に検証した上で、町民全体を対象とすることについて検討してまいります。

次に、認知症対策についての御質問にお答えいたします。

見当識障害（徘徊）者を保護するための見守りシールの無料配布についての御質問ですが、

本町の高齢者人口は6,000人を超え、団塊の世代の高齢化が進む中、認知症高齢者を取り巻く諸問題は大きな課題になっています。

町では、見当識障害者を保護することはもとより、御家族の心配や不安を和らげることを目的として、地域ぐるみの見守りにより、発見、保護、家族への引渡しが迅速に行える見守りシールの導入に向け、準備を進めているところでございます。

次に、新総合計画策定についての御質問にお答えいたします。

1点目の新総合計画策定の進捗状況についての御質問ですが、今年度は計画策定の基礎的なデータとするため、住民の皆様の意向確認手法として、昨年8月にアンケート調査を実施いたしました。また、新たな試みとして、9月に町内の中高生を対象とした未来ワークショップを実施し、12月には公募による20名の町民を対象とした町民ワークショップを開催いたしました。今回は、直接、町民の意向を伺う場を設け、町の将来について話し合っていたところでございます。

現在、これらの意向調査や統計データを基に、総合計画審議会や策定委員会において、次期総合計画の基本構想案について協議を進めております。

2点目の、アンケート調査の中にある交通システムの調査結果についての御質問ですが、昨年8月に実施いたしましたアンケート調査において、公共交通に関する事項を3項目設定いたしました。

1つ目は、公共交通機関がなく移動に困ったことがあるのかどうかについて、困っているは45.1%、困っていないは51.5%、無回答は3.4%でした。

2つ目は、路線バスの利用目的についてで、バスは利用しないが64%と最も多く、次いで通院・病院への見舞いが12.9%、買物が12.7%などとなっております。

3つ目は、新しい交通システムを導入した場合の賛否についてで、賛成が68.6%、反対が6.8%、分からないが21.9%、無回答が2.7%という結果となっております。

3点目の、SDGsの取組についての御質問ですが、次期総合計画においてもこれまでと同様に、時代環境や社会情勢の変化に対応した施策に取り組むこととしております。国連サミットで採択された持続可能な開発目標、いわゆるSDGsは、国においても重要政策課題の一つに位置づけられております。このため、地方自治体においても、持続可能な地域社会を築くという観点から、次期総合計画においてもSDGsの理念をどのように反映できるか、総合計画審議会等の意見を聴きながら検討を進めてまいります。

次に、マイナンバーカードを利用した取組についての御質問にお答えいたします。

マイキーID設定とマイナポイント申込みに対する支援についての御質問ですが、国は令和2年度に、消費活性化策としてマイナポイント事業を実施します。マイナポイントとは、キャッシュレス決済を利用した消費者に対して国から付与されるポイントで、マイナンバーカードとキャッシュレス決済の普及が期待されております。

このマイナポイントを利用するためには、マイキーと呼ばれる個人IDを、自宅のパソコンやスマートフォンなどからインターネットを利用して取得する必要があります。町では、昨年11月からIDの設定などを支援しておりますので、操作に不安のある方などは町に御相談くださいますようお願いいたします。

以上で善塔道代議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。よろしく願いします。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

それでは、再質問をいたします。

最初に健康ポイント事業の実績についてですけれども、このポイント事業はもう何回も質問や要望をしております。今年度、まずは国民健康保険事業で実施することに対して私も賛成しましたが、結果、38人なんてとても信じられないぐらい少なくて、本当に残念です。

この事業を被保険者の皆様にどのように呼びかけたのか。また、今後の取組を具体的にお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） 初年度ということで、5月からの開始ということで、住民の皆様への周知があまりうまくいかなかったなという反省はございます。近隣の状況等を確認いたしまして、当初100名程度を予算の対象としておりましたが、実際に38名の参加ということで、大変少なかったなというふうには思っております。

ただし、次年度継続して続けるために、周知方法を検討させていただいて実施していきたいと考えております。広報の早いうちからの周知ですとか、回覧ですとかそういったこと、あるいは窓口に見えた方に対しても周知していきたいと考えております。

ただし、健診会場等におきましては、今のところまだ国民健康保険に限定しているということで、周知方法が難しいという反省点がございます。その点につきましても関係課と協議いたしまして、できるだけ広く皆さんに知っていただけるように図っていきたいと考えております。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

今、課長から、初年度ということもあったし、5月から始めたということがあって少なかったと。ちょっとそれも考えがおかしいのかなど。初年度というか、町全体にやっているとこは31年度に結構あったんですね。長南町もそうですけれども、これは町全体でやったからすごい人数、1,000人ぐらいの人数が来ているということがあるんですね。ですので、初年度だから少ないというのは、ちょっとどうなのかなという思いもあるんです。

私自身、このポイント管理カードと健康ポイント事業の御案内の2枚のA4用紙を持って、町民さんに説明しながらお知らせに回りました。しかし、お会いする人に、国民健康保険に加入されていますかと聞かなくてはならないということはおかしいことですよ。やはり年齢が分からなくて、今、75歳以上の人も若く見えるじゃないですか、若いじゃないですか。ですので、聞いてしまうんですよ。でも、違いますと言われると説明しにくいんです、これって。

お会いする中で、後期高齢者医療保険の方、社会保険の方も多くおり、町民さんからは、健康増進の取組なのに不公平だと思うという声も聞かれ、複雑な気持ちになっております。2020年度もこの国民健康保険事業で実施するのなら、もう少し力を入れて周知していただきたいと思っています。

また、この2枚の用紙をそのまま窓口に置いておくのだけではなく、ポイントカードを工夫し、参加した人から口コミで広がるような取組を考えるべきだと思います。ポイントカードというのは普通、カードですよ。女性ってポイントカード好きだと思うんですよ、嫌いな人もいるかも分かりませんが。あの用紙を、A4用紙がポイントカードというのはちょっとおかしいと私は思っています。

ですので、若い人も課の中にいるじゃないですか、職員。発想が、若い発想でできる、若いというか、新しい発想ができると思うので、そこの工夫が必要だと思いますけれども、今後どのように取り組んでいくのか、再度詳しく説明をお願いします。

○議長（内山菊敏君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） いろいろありがとうございます。

参加していただいた方は大変少なかったんですが、結果を見ますと、特定健診をこのことよって初めて受診したという未受診の方がいらっしやったり、あるいは毎日体重を量るとか、歩くとか、歯磨きをすとか、そういった健康づくりのための動機づけになりました、

励みになりましたというお答え等もいただいております。

国民健康保険として実施しておりますので、ちょっと保険者努力支援制度の絡みもごさいます。アンケートを取りなさいとか、あるいは毎日継続した健康づくりをしていただくためのスペースですとか。ちょっとカードですと入り切れないのかなというところがあつて、A4の用紙を使わせていただきました。冷蔵庫等に貼っていただいて、毎日見ていただけるといいなというふうに思っております。

今年度につきましては、町全体で行う前の見本になるように周知には力を入れて、もっともっとたくさんの方に参加をしていただいて成果を上げて、それを評価していただきたいなと考えております。ですので、どうか御理解のほどよろしく願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 来年度も国民健康保険事業として取り組んでいくと課長が言っていましたので、本当に38人ということのないように進めていただきたいと思います。

また、これに参加した人は結構喜んでいてくれて、クオカード、ごみ袋を頂いたよと喜んでくださる人もいますよ。だけれども、やっぱりこれはほかの人に言えないと。頂いたけれども、国保の人だけしかもらっていないから、後期の人たちも、またほかの社会保険の人にも言えないと。だから自分だけのもの、自分だけしかという話も聞きます。それは今度、こっちに、全町民に入るんですけれども、本当に大勢の方が、国民健康保険加入の方が参加していただきたいと思います。

それでは、2点目のほうの町民全体に対しての取組についてですけれども、先ほど町長答弁の中で十分に検討した上だと言われましたが、十分に検討しないと町民全体に実施できないなんて、私にはちょっと理解ができないんですよね。また、現時点での検証状況が分かっていたら教えてください。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 先ほどの検証の御質問でございますが、先ほど町長答弁、それから住民課長からの答弁にあつたとおり、今年度は試行期間ということもございまして、38名の方が事業に参加しているというような状況でございます。これは、被保険者数で申し上げますと0.8%程度ということで、効果を検証するには至ってございません。

今後、対象者の拡充に向けまして、町民全体の健康施策を推進させるためには、まず4,700人おります被保険者の方々にいかに本事業に参加していただけるのか、それが効果を検証していく上でも重要であるというふうに考えてございます。

そのため、私ども住民全体の健康を預る部署におきましても、積極的にこの事業の支援を
してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

先ほどから話があった38名、被保険者4,700人中38人というふうに答弁いただきましたけれども、これじゃ本当に効果が分からないと思います。先ほど、住民課長のほうからは、健診を受けていなかった人が受けるようになったとか、そういう話はあると本当にうれしいことなんですけれども、そういう人たちがたくさん出ることを望むには、全町民に対してやるべきだと私は思っているんですけれども、効果の検証した上でも重要だと、今、課長が言われていましたけれども、どのようなことなのか答弁を求めます。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） この健康ポイント事業でございますが、健康に対する個人の自助努力を奨励するというものでございますが、例えば腹囲であるとか、ヘモグロビンa1c、それから血糖値、血圧等々、参加者の健康状態に合わせて数値目標を設定することも効果的であり、またこのデータを基に、個々人に合った保健指導を行うと、そういったことも可能となることから、非常に高い可能性を秘めた取組であるというふうには理解してございます。そのためにも、対象者、対象の範囲を広げるよりも、国保事業の取組をモデルケースといたしまして、住民にまずは定着させるということを優先すべきというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

ありがとうございます。確かに、効果の検証は必要だと思います。でも、何度も言いますが、私は、国民健康保険の加入者のみの実施よりも、後期高齢者医療保険、社会保険の加入者、全ての人が平等に、健康寿命を延ばすため多くの町民が参加し、楽しみながら健康づくりができるよう取り組むべきと思っております。

県でも、2020年度から元気ちば！健康チャレンジ・ポイント事業が予定されており、県民全員が対象です。本町でも、町民一人一人が健康の大切さを認識し、主体的かつ継続的な健康づくりに取り組む支援として、住民の誰もが健康増進のために健康ポイント事業を実施し

ていただくことを強く望みます。

それでは、2項目目の認知症対策について。見守りシールの導入の件では、今年度の当初予算に計上していただいておりますが、いまだ実施していませんので、現在の状況と今後のスケジュールをお伺いします。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 認知症の見守りシールでございますが、今年度、当初予算に計上させていただいたところでございます。

まず、この事業を実施する上で気にかけておりますのが、認知症の方々の自尊心を傷つけないための配慮が重要であるということから、先進の自治体の先行事例を参考といたしましてルールづくり、それからシステムの構築を進めているところでございます。

今後の予定でございますが、試行期間を経まして、来年度に本格運用を計画しております。運用に当たっては、地域の方々、特にスマホ世代である若年層への周知が必要であるということから、認知症サポーター養成講座等々を拡充しながら、制度の周知を図っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

前向きな答弁、ありがとうございます。

それでは、本町における対象人数と、またどのような仕組みを考えているのか。また、具体的な周知方法を再度お聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それではお答えいたします。

初めに、本町の対象者数でございます。これは、おおむね140人ということを想定してございます。

また、事業の仕組み、概要でございますが、QRコードを印刷したアイロンタイプのシール、それからラベルタイプのシール、これら30枚をセットといたしまして、申請者の方に、これは当然、審査した後でございますが、無料で配布する予定でございます。

このQRコードを発見者がスマートフォンで読み取ることで、共通の掲示板を通じまして、介護者など事前に登録された方々へ発見情報を知らせるほか、発見した方には保護時に必要な情報、つまりは保護した方をどのように対応していくのかといったような情報を共有する

といった仕組みを想定してございます。なお、議員が先ほど登壇されておっしゃられたとおり、個人情報の取扱いはございません。

次に、周知方法についてでございますが、広報、ホームページはもとより、地域住民であるとか小学生を対象に現在実施してございます認知症サポーター養成講座、これを中学生や高校生まで拡充をいたしまして、この講座の中で制度の周知を図っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

周知方法としては、具体的に答弁いただきましてありがとうございます。

本当に若い人ですよ、中学生や高校生の若い世代の人たちに知っていただくということはありがたいことです。また、多くの人に知っていただけるように、周知をお願いしたいと思います。シールを貼ってあるから、何だあれはと思うんじゃなくして、貼ってあるからもしかしてとっていただかなきゃいけないので、知らなかったんじゃなくして、認知症の家族とかその人だけじゃなく、その人以外の人たちが知っていきやいけないものなので、分かるように周知していただきたいと思います。

ちょっと、人数のほうは、前回聞いたときもおおむね140人と言っていましたので、同じぐらいなのかなと思いました。

前回の質問のときに、予算想定が30万から40万程度ということでした。当初予算には計上されていますので、あとは早期に実施していただくことを望みます。よろしく願いいたします。

次に、新総合計画策定について、進捗状況ですけれども、第4次総合計画の後期基本計画に、平成23年度から平成27年度までのまちづくりの進捗状況を踏まえ、基本構想の趣旨を再確認し、前期基本計画の内容を評価した上で、基本構想で示した本町の将来像「人、自然、風土が生きる海浜文化都市 九十九里」の実現と、本町の完全な再生に向けて後期基本計画を策定するものとあります。

第4次総合計画を検証した上で、新しい九十九里町の再生に向けて、新総合計画策定を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

今現在、実施計画の評価といたしまして、毎年度、総合計画審議会において検証をいただいているところでございます。また、全体での評価検証につきましては、各課からの検証の吸い上げを行っておりまして、令和2年度基本計画を策定する段階におきまして、その検証に基づき事業の見直し等、あるいは新規事業の構成等、選択を行っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

検証、また第3次から第4次になるところの検証もあったと思うんですけども、また10年間やった中でしっかりと一つ一つ検証していかなければ、同じことがそのままいたんじやいけないんですよ、やはり。10年間やってきたことで、できなかったことはどうしてできなかったのか、これはやってきたけれどもこういうことがよかったというのを、きちんとそれをしなければ、つくっても意味がないのかなと思います。でも、つくってもらわなきゃいけないんですけどもね。しっかりとそこは、各部署からもしっかりと検証していただいて、お願いしたいと思います。

そして、町長の答弁だったかな、未来ワークショップ、昨年ですかね、未来ワークショップや町民のワークショップを開催されたと言われました。直接、町民さんと町が将来について話し合ったので、必ずそれを生かしていただきたいと思います、この総合計画に。お願いします。

それでは、2点目の質問でアンケート、交通システムの件ですけども、第4次九十九里町総合計画のときも、まちづくりアンケート調査では、九十九里町に都市住民がもっと訪れて、滞在する機会を増やすにはどうすればよいかと思いますかの中に、交通手段を便利にするが52.6%、道路交通ネットワークの整備では重要度70.9%で最も高く、その中の取組に対する不満の理由としては、公共交通の不十分が39.5%でした。あれから10年、交通手段を便利にすることができたのでしょうか。

また、この新総合計画、第5次九十九里町総合計画アンケートの結果、町長答弁にもありましたけれども、公共交通機関がなく、移動に困っているが45.1%。さらに、新しい交通システムを導入した場合の賛成が68.6%という結果で分かるように、多くの住民が交通システムを望んでいます。また、昨年12月のワークショップの中でも、一番町に求めているのが交通機関でした。

ですので、早急に対策を考え、進めていかななくてはならない課題です。今後、どのような計画を立てているのかお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは、お答えをいたします。

アンケート内容についてちょっと触れたいんですが、そのほかの質問で、移住したい理由についてという設問をさせていただいたところです。ずっと住み続けたい40.5%、当分は住みたい21.9%、合わせまして、住み続けたいとお答えになった方は62.4%でございました。

その一方で、今回住み続けたいという中で、反対意見としまして、住みづらいという中の理由でございすけれども、交通が不便であることが85.4%という形で、大変大きな数字となっているところでございます。また、先ほど善塔議員の御質問の中にもございましたが、若い世代の方々が公共交通、交通アクセスについて大変不満に思っているというところも伺っているところでございます。

今後交通アクセスで、こういった事業につきましては、大変重要な課題と認識しているところでございますが、現在、地方部を中心として人口減少の本格化、運転者不足の深刻化等によりまして、公共交通機関においても大変な問題を抱えているところでございます。そうした中におきましても、今、国でもこういった地方における公共交通問題について大変注視しておりまして、その動向を慎重に今見極めているところでございます。

令和2年度に向けまして、今後の方策でございすが、来年度予算の中に計上させていただいた公共交通会議を設置し、この中で様々な問題について、九十九里町地域に合った交通機関、機関というか、交通の問題について議論を重ねながら、いい解決策を見いだしていきたいと考えているところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

答弁の中で、令和2年度、公共交通会議を設置すると。設置して協議をしていく、当たり前のことですがけれども、この公共交通会議のメンバーがもう決まっていると思いますので、メンバーとこの会議の回数、さらにどのようなことを話し合っていくのかお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

国、県、そして今、公共交通として支えていただいている業者の方々、そして専門の方々

を招いて、今後の九十九里町の公共交通、そして交通問題に対するいろいろな様々な課題を解決するべく議論を重ねていきたいと考えております。当初予算において、3回の会議を開くための予算を計上しているところでございます。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

3回の会議で決めていただきたいと思います。もう当初予算に乗せてくれていて、3回の会議と言っているんですから、この公共交通会議を設置して、今答弁いただきました国、県、本町の業者の方々、そしてまた多分、町職員も入っていることだと思いますが、3回で必ずいい方向で決めていただきたいと思います。先々に延ばさないでお願いしたいと思います。

一つの例なんですけれども、秋田県横手市の過疎化が進む山あいでの交通弱者対策として、有償旅客運送事業を行っています。トヨタ自動車が開発したミニバンの福祉車両を活用し、地元の住民組織と連携した移送事業を昨年11月からスタートしました。住民と市が一体になってやっています。現在は、200円から700円の乗車料金で週4日運行、ドライバーには1日4,000円の手当が出ます。

また、大阪府河内長野市の南花台地区、本当に、ちょっと高齢化が進んでいる地区なんですけれども、や沖縄県うるま市津堅島、ここはガソリンスタンドがないところです、では、時速20km未満で走行する電気自動車、EVの、今現在、実証実験を開始しました。EVは、ゴルフカートを改造し、ナンバープレートを取得、1回当たりの充電で30から40kmの距離を走行でき、家庭用電源も利用できます。

交通弱者対策は大きな問題です。地域住民の移動手段として、各自治体が地域に合った取組が行われています。

私も、もう以前からデマンドとか、もういろんな話をしました。でも先ほど、課長のほうから、町に合ったこの公共交通会議を開いて、住民の皆様の、交通弱者のために考えていただけたと思いますので、本町も本町に合った交通手段を早急をお願いいたします。

それでは、次に新総合計画策定について。次期総合計画において、ごめんなさい、これ今やっていたんだよね、ごめんなさい、3番目のSDGsのことで。

次期総合計画においても、SDGsの理念をどのように反映できるか。総合計画審議会等の意見を聴きながら検討を進めていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

SDGsは、貧困問題をはじめ、気候変動やエネルギーなど17の目標と169のターゲット

から成ります。例えば「飢餓をゼロにする」では、日本では食べられるのに捨てている食品、推計年643万t、飢えに苦しむ人たちが世界で8億人もいる中で、本当に困っている人に食料が行き届かない仕組みや、経済発展を優先した過剰な供給と消費の仕方を改善していくことが、食品ロスをなくすために必要とされています。

また、「気候変動に具体的な対策を」では、現在、天候の変化や海面水位の上昇、異常気象に至るまで、気候変動は待ったなしの問題です。燃やすごみを減らすことが大事です。今、挙げたことはほんの一部ですが、このようなことから、SDGsを推進していかなければなりません。

町の総合計画審議会委員、先ほど、審議会委員といろいろと協議していることを聞きましたので、総合計画審議会委員は、調べてみると町議会議員、教育委員会、農業委員会、社会教育団体及び文化団体、農業団体及び漁業団体、商工業及び観光等経済団体、福祉団体及びコミュニティ団体、学識経験者で構成されています。産官学民が連携して、SDGs達成に向け九十九里町も挑戦すべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。再度、答弁をお願いします。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

SDGsの取組につきましては、平成31年3月の定例会の中で善塔議員から御質問を頂いたところです。

今回の基本構想案の中で、持続可能な開発目標への取組の中で、SDGsについての考え方を示していきたいと考えております。町では、基本構想に基づいたこの基本計画で、取り組むべき多くの課題を抱えているところでございます。これを克服するための新たな取組として、SDGsを大いに活用していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

ありがとうございます。

今まさに2020年代が始まり、30年を見据えた行動の10年で、日本がSDGsの力強い担い手として、国際社会をどうリードしていくかが重要です。SDGsを基軸、底流として、誰も置き去りにしないとの理念を広げていきたい。昨年12月に改定されたSDGs実施指針には、議会の役割について、国民の声を拾い上げ、国や地方自治体の政策に反映できることが期待されると明記されました。町民と一体となった取組で、生活の質や都市ブランド力の向

上を目指していただきたいと思います。

それでは、最後にマイナンバーカードを活用した取組について。

マイナポイントですけれども、先ほど町長答弁にもありましたように、マイナポイントの利用方法ですが、利用者がキャッシュレス決済サービスを1つ選択してマイナポイントを申し込み、当該決済サービスにおいて前払いした物品等の購入を行った場合に、マイナポイントプレミアム分を当該決済サービスのポイント等として取得されます。マイナポイントの利用状況は、2万円分の前払い等でプレミアム分5,000円付与されます。

しかし、事業実施期間が令和2年9月から令和3年3月までの7か月間です。マイナポイントを知らない人たちがたくさんいますので、広く周知していただきたいと思います。今後の周知の方法や、ID設定支援の対応について、答弁をお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

マイナポイント事業につきましては、マイナポイントの活用により、消費の活性化、マイナンバーカードの普及促進、官民キャッシュレス決済基盤の構築を目的とし、令和2年に国が実施する事業でございます。

ただいま、マイナポイント予約は、必要な環境であれば自宅で行うことができますけれども、本町でも支援策として、この予約ができるコーナーを昨年11月より企画財政課窓口に設けまして、努めさせていただいているところでございます。

今後でございますが、マイナポイントの予約により、マイキーIDが設定されることになります。申込期限が令和2年7月から令和3年3月までとなっていることから、7月頃からこの需要が大変大きくなると見込んでいるところでございまして、この窓口の強化に当たるため、今、準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

分かりました、ありがとうございます。

それでは、現在までにマイナンバーカードを取得されている方の人数を教えてください。また、今後マイナンバーカードを国民健康保険証として利用することも決まっていることから、より円滑にマイナンバーカードを発行する必要があると思いますが、今後の本町の取組をお聞かせください。

○議 長（内山菊敏君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） 令和2年1月末の九十九里町のマイナンバーカードの交付件数は2,047件です。1月末の人口に対しまして、交付率は13.08%です。千葉県の中の数字が16%程度ですので、ちょっと県平均よりも少し低いのかなというところでございます。

もう一点、国民健康保険のマイナンバーカードの利用についてなんですが、国民健康保険に限らず健康保険証のマイナンバーカードの利用ということで、来年度末に本格運用が始まることになってございます。そのために、今、システム改修ですとか、世帯番号だったものを個人番号化するなどの手続を進めているところです。

では、そのためにマイナンバーカードの普及をどうするのかというところなんですが、この国民健康保険だけに限ってお話するとすれば、来年末に本格運用が始まって、その翌年の交付のときに初めて個人番号化した保険証が皆さんのお手元に届くというようなスケジュールになっておりますので、その前に広報に載せたり、それから本格運用の前にも、マイナンバーカードを保険証として利用するためには、マイナンバーカードが必要ですよという広報をしていきたいと考えております。

また、マイナンバーカードを使った医療機関のほうの受入体制なんですが、このデジタル化は令和4年度末までというふうなスケジュールになっております。ですので、これから3年程度をかけて、ほぼ、国民のほとんどがマイナンバーカードを持つというスケジュールで、いろんな政策が進んでいるところですが、最初にお話ししましたように交付率が大変低迷しておりますので、これが急激に進んだ場合には、ちょっと窓口の対応が大変なのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

国は、マイナンバーカードを健康保険証としての、医療機関等の利用環境整備を進めております。2021年3月末に、今、課長がおっしゃったように、国民健康保険利用の本格運用が始まる予定です。

また、制度の導入により、各種証明の発行事務、事務経費の削減などが図られるほか、加入者の健康づくりや重複投薬の減少などが期待されております。

多くの人にマイナンバーカードを取得していただき、マイナポイントの利用や健康保険証の利用などができるよう、町としても対応や準備を進めていただきたいと思いますので、よ

ろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩します。

再開は2時5分です。

（午後 1時49分）

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時02分）

○議 長（内山菊敏君） 順次発言を許します。

通告順により、13番、谷川優子君。

（13番 谷川優子君 登壇）

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

一般質問の前に、一日も早い新型コロナウイルスによる感染の終息と、また、今そのために求められているのは、国による財源を伴う具体的な医療体制、検査体制、休業補償です。国会では野党が共闘して、新型コロナ対策費を計上した予算案の組替えを提案しています。九十九里町でも、国民健康保険証の短期証明あるいは資格証明の住民が医療にかかることをちゅうちょして手後れにならないように、しっかりと当局の対応を求めて、令和2年3月定例議会、住民の福祉と健康を守る立場に立ち、一般質問を行います。

さきに通告いたしました、防災対策について、地域公共交通について、東千葉メディカルセンターの運営についての質問を行います。

防災対策についてお伺いいたします。

2月16日日曜日、千葉県銚子漁港事務所による片貝漁港における津波対策の住民説明会が開かれました。

銚子漁港事務所から、多重防護、減災対策として、A案、B案、C案が示されました。また、津波の高さについては、基本的な考え方は、発生頻度の高い津波をL1、甚大な被害をもたらす津波をL2と示され、片貝漁港の津波対策はL1として、A案が採用されるというような説明でした。

東日本大震災では、片貝漁港付近で200棟の住民の家屋が、床上・床下浸水など甚大な被

害を経験しています。こうした小関納屋の住民は本当に納得しているのでしょうか。こうした経験をした住民だからこそ、その思いを感じました。片貝漁港津波対策の問題だけではなく、町全体の災害、防災問題ではないのでしょうか。

その中で、住民から様々な意見が出されました。おかのほうで3 m以上あるのなら、到達するときは5 m、6 mの波になる。これはもう決まったことなのか。漁業組合だけかよ。漁業組合だけではなく小関納屋自治区民にも説明してほしい。漁業組合との間で話が終わっていて、役場から何の説明も聞いていない。ちゃんと説明をしてほしい。これは、漁業組合と銚子漁港事務所と役場が同意している文書じゃないか。もう一度、地元の意見を聴いて検討していただきたい。

町は、こうした住民の声にどのように応え、また住民の声を聴き、県との話合いの中で、こうした住民の声をどのように生かすのでしょうか。

災害対策基本法16条の6項では、町長の諮問に応じて、地域の防災に係る重要事項を審議するための防災会議を開く。当該地域に係る施設の新設や改良は重要事項に含まれるとなっています。この津波対策が重要事項ではないのでしょうか、お答えいただきたいと思います。防災会議の詳細について、お答えください。

また、災害対策基本法5条の1項及び2項では、市町村の義務を規定しています。住民の生命、身体、財産を災害から保護するため、関係機関が地方公共団体の協力を得て地域の防災計画を立て、法令に基づき実施する責任があると。つまり、住民の生命、財産、身体を守るのは市町村の責任ですと、このように規定されています。果たして、災害対策基本法に基づいたこの対策が行われているのでしょうか、お答えください。

また、防災対策の中で、津波対策はどのように審議されてきたのか。津波対策、その他の災害対策は住民にどのように周知されているのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

もちろん、町だけで海岸の多重防護、減災対策を行うことはできません。地域では、しっかりとソフト面の対策が求められていると思います。しかし、ハード対策とソフト対策がしっかりとできていない。これは、住民の避難に大きな影響があると思いますが、いかがでしょうか。

次は、地域公共交通についてお伺いいたします。

この地域公共交通は、私は平成19年からずっと取り上げてまいりました。もう10年になります。全然進んでいません。

生活交通確保について、自治体が本来行うべき責務、核となる行政サービスとして、この

生活交通確保が位置づけられています。住民の足を守っていこうという立場に立てば、実現できるのではないのでしょうか。財政問題が出てきます。しかし、今、住民が困っているために財源を充てるのは当然のことだと思います。住民の足である公共交通をどうするかは、本来、町の責務です。行政サービスとしての町の姿勢が問われています。

2013年12月に交通政策基本法が公布され、即日施行されました。この基本法第2条では、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営むに必要な移動を保障する権利を有する。また、何人も公共の福祉に反しない限り、移動の自由を有する。生存権、憲法第25条であり、交通権とは国民の移動する権利です。日本国憲法の第22条では、居住、移転、職業選択の自由、そして第13条では幸福追求権、これは国民にとって具体的な権利です。地方自治体は、住民が自由に、安心・安全に移動できるための交通権を基本的人権として保障する責務を担っています。

コミュニティの希薄化、崩壊が進んでいる今だからこそ、高齢者が気軽に外出することで健康増進につながり、また元気に生き生き、社会参加ができる仕組みづくりができるのではないのでしょうか。また、商業、観光などの活性化にもつなげることができます。一日も早いデマンド乗合タクシーや循環バスの、住民が安心して暮らせる地域公共交通の実現を要望いたします。

お伺いします。交通弱者対策について、町はどのように考えているのでしょうか。今までの質問に対して、持続可能な交通弱者対策とか回答されていますが、内容が全く具体的ではありません。お答えください。また、公共交通を導入したときの試算や計画具体化をお願いいたします。

次は、東千葉メディカルセンターの運営についてお伺いいたします。

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターは、平成22年10月に新設型地方独立行政法人として設立しました。その後、平成26年4月に開院いたしましたが、当初から医師不足や看護師不足による病棟の開棟の遅れ、計画どおりにいかず、医業収益が大幅に見込みを下回りました。そのため、開院当初から資金不足など、大変厳しい病院経営が続いております。

経営改善を掲げて、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間を、第3期中期目標の策定を行いました。その計画の中身は、経常収支比率100%以上の達成のための経営改善、また、診療科目の開設と病棟の開棟計画でした。山武長生夷隅保健医療圏の中核病院としての機能を定着化させる取組の重点策が書かれていましたが、そのどれも計画達成から程遠い状況です。

開院当初から、未処理損失の累計57億です。千葉県からの補助金により、債務超過が11億2,700万まで圧縮されました。しかし、医業収益67億1,200万に対して、医業費用が80億2,000万となっています。高度医療や不採算診療科目を担う病院であるメディカルセンターは、県が経営に参加をしなければ経営は成り立ちません。県の経営参加を強く求めています。

お伺いします。九十九里町は設立団体として、今後の運営見通しをどのように考えているのでしょうか。県から交付される整備事業基金は、本来積み立てられているはずですが、残高はどのようになっているのでしょうか。お答えください。

再質問は自席で行います。

○議長（内山菊敏君） 谷川優子議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 谷川優子議員の御質問にお答えいたします。

それでは、初めに防災対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の、防災会議の詳細についての御質問ですが、本町の防災会議は、災害対策基本法第16条の規定により、町地域防災計画の策定及び実施を推進することを目的として設置される組織でございます。会議の委員については、町長である私が会長として、県や警察、消防などの防災関係機関により構成されております。最近では平成27年度に会議を開催し、東日本大震災をはじめとする、国内で発生した大規模災害における対応や教訓を基に、国及び県の防災計画が修正されたことに伴い、町地域防災計画について、国、県の計画と整合を図るとともに、町の実情に即した計画に改定したところでございます。

2点目の、災害対策基本法に基づいた防災対策が行われているのかについての御質問ですが、災害対策基本法では、国や地方公共団体などのそれぞれの防災責務や防災計画の作成、災害に対する予防と、災害が発生した場合の応急対策及び復旧対策について定められております。町では、災害対策基本法に基づき、地域防災計画の策定及び地震・津波、風水害などの災害に対しての防災対策に努めております。

3点目の、防災会議の中で津波対策はどのように審議されているのかの御質問ですが、津波対策は、千葉県東沿岸海岸保全基本計画に基づき、県が実施する事業であることから、本町の防災会議では審議はなされていません。町地域防災計画において、県が実施する津波対策として、津波防護施設の整備に関する内容を記載しております。

4点目の、住民への周知についての御質問ですが、防災会議は、防災関係機関による地域

防災計画の策定及び修正を行うための会議でございます。会議において審議された計画案についてはパブリックコメントを実施しており、さらに策定された九十九里町地域防災計画につきましては町ホームページに掲載するなど、住民に対して周知を図っております。

次に、地域公共交通についての御質問にお答えいたします。

1点目の、交通弱者対策について町の考え方はどの御質問ですが、先ほど善塔議員の答弁でも申し上げましたとおり、総合計画策定に当たり実施いたしましたアンケート調査やワークショップにおいても、公共交通の充実を求める要望が多く寄せられております。このため、町では来年度予算に公共交通関連事業費を計上し、交通弱者対策を検討してまいります。

2点目の、町が計画する持続可能な交通弱者対策とは何かとの御質問ですが、人口減少や高齢化が加速化する中において、地域の公共交通については、長期にわたり維持、継続することが求められており、そのためには地域全体で支えていく仕組みづくりが必要不可欠でございます。

地域における民間事業者やNPO団体等、行政、住民が連携して助け合い、支え合いながら、住民の困り事を解決していかなければならないと考えております。とりわけ、住民の皆さんがお互いに助け合う共助の取組が重要であると考えており、ボランティアやNPO団体等を育成してまいります。

3点目の、デマンド乗合タクシー等を導入した場合の計画や試算はできているのかとの御質問ですが、他の自治体における公共交通の状況は把握しておりますが、具体的な計画等については、令和2年度より行います公共交通会議の中で、外部の有識者の知見を頂きながら交通弱者対策を検討してまいります。

次に、東千葉メディカルセンターの運営についての御質問にお答えいたします。

1点目の今後の運営見通しについての御質問ですが、東千葉メディカルセンターの第3四半期の運営状況は、入院・外来患者数、救急車による受入患者数はもとより、分娩件数についても前年実績を上回っており、地域の中核病院として根づくとともに、役割を果たしていることがうかがえます。

一方で、財務状況を見てまいりますと、収益面においては前年実績を上回っているものの、計画値を若干下回っており、また費用につきましては、患者数の増加に伴い人件費などの経費が増加したことにより、前年実績や計画値を上回ったことから、差引損益において、前年度実績・計画値共に下回り、引き続き厳しい状況にあります。

2点目の、整備事業基金積立残高についての御質問ですが、県から東千葉メディカルセン

ターの整備事業交付金として交付されたのは、今年度末時点において61億2,800万円、そのうち基金残高は42億9,000万円で、内訳は現金が5億7,300万円、貸付金が37億1,700万円となっております。本町分で申し上げますと、基金残高11億1,600万円、内訳は現金が1億5,600万円、貸付金が9億6,000万円でございます。

以上で、谷川優子議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川優子です。

まず、防災対策について再質問を行います。

町長は、ハード事業とソフト事業の分けを言ったんだと思います。しかし、災害対策基本法の16条の6項では、地域の防災に関わる重要事項を審議するための防災会議だというふうになっていますよね。

例えば、津波対策として多重防護だとか減災対策、これは重要事項ではないんですかね、町として。これが4m、住民のほうから言われていた漁港のところが4m、4.1m、いや、その前に5mと言ったじゃないですか。この1m、2mが、住民の命を分ける重要なものだという認識は、町長、ないんでしょうか。お答えください。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 町の防災会議、それから町の地域防災計画、これに関しては総務課が所管しておりますので、私のほうから御回答させていただきたいと思います。

それから若干、御質問の内容にございまして、市町村の事業と、都道府県、国の事業との兼ね合いもございまして、根拠法令でございまして災害対策基本法の内容を加えながら、若干説明をさせていただきたいと思います。

まず、防災会議は、災害対策基本法第16条の規定に基づきまして、国に中央防災会議、都道府県に都道府県の地方防災会議、市町村に市町村の地方防災会議がそれぞれ設置されると。これは、なぜ個々にあるかという、それぞれの機能を分担し、それぞれの立場で当たるという意味合いでございまして。市町村については、まず一番基礎的な自治体として、その地域の実情に即した行動をします。

さらに、この防災会議の担当事務でございまして。これにつきましては、防災基本計画、国については国の防災基本計画の作成及びその実務を推進すること。都道府県については、都道府県の地域防災計画の作成及びその事務の推進、市町村につきましては市町村の地域防災計画の作成、その事務を推進するということが担任目的でございまして。

先ほど議員がおっしゃいました災対法16条6項、地域の重要事項について審議するとありますけれども、これはあくまでも計画策定に当たっての重要事項について審議するというふうな逐条解説でございます。

それから、町長答弁にございましたけれども、津波対策はあくまでも国、それから都道府県の事業として位置づけられており、市町村の直接の実施計画ではございませんので、町の防災会議で、地域防災計画を策定する上で論議されることはございません、県において論議されるべき事項であって。

それからもう一つ、地域防災計画はあくまでも基本的な理念、基本的な考え方を規定するものであって、実際の実施計画、詳細なハード事業を細かくのせるものではございません。これは、千葉県地域防災計画においても津波対策は規定されておりますけれども、その内容については触れられていないところでございます。

そういう関係で、県事業として町の地域防災計画に掲載をさせていただいておるところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

しかし、住民からこれだけの不安、疑問、反対の声が上がっている。そういう状況の中で国と県と町、それぞれ分かれていて、町は町の地元の防災、当然、住民を守るということは確かにあると思っております。

しかし、第16条の中で決して、地元住民の重要事項としての審議を、きちっと町として県に上げてはいけないということではないと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 繰り返しの答弁になりますけれども、町の防災会議で論じるのは町の内容でございまして、県の事業の左右について上げることじゃない。これは単純に言いますと、国の法令にできたことに関して、市町村の議会で論議できないのと同じように、県のハード事業について、九十九里町の防災会議で論じることはないということですね。

ただ、津波の重要性とか何かにつきましては、本町の地域防災計画の中でも重要と認識をしておりますことから、県の事業として津波防護の部分を掲載させていただいているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 確かに、災害対策基本法5条の2項及び1項、2項では、市町村の義務として、住民の生命、身体、財産を災害から保護するための関係機関や地方公共団体の協力を得て地域の防災計画を立て、法令に基づき実施すると、このようになっていますね。ただし、設計、施工の責任は県であると。これは、当然ハードの部分で、お金もかかるし時間もかかるし、県や国が出すのは当然の話だと思います。

しかし、災害対策基本法第5条の1項、2項では、市町村の義務として住民の生命、身体、財産を災害から保護するための、そのために関係機関や地方公共団体の協力を得て、地域の防災計画を立てると。確かに、避難道路あるいは避難タワー、そういったものは地域で責任を持ってやるべきことだと思います。

しかし、ハードの部分が、あるいは防護壁がきちっとしていなくて、ソフトの部分だけできるということはあり得ないと思うんです。災害、つまり津波からどうやって住民を守り、そしてどうやって避難するのか。これは別々の問題ではないと思うんですね。

住民がこれだけ疑問や不安や不満、あるいは俺たちには何も説明してくれていないじゃないかと、こういう声を町としてきちんと取り上げて、上に上げる責任があるんじゃないですかね。町長がああ場で、県の説明だから私に振らないでくださいと、こういった発言は乱暴であって、大変無責任な話だと私は思います。これは、ハードとソフトをきっちり分けるといふわけには私はいかないと思っているので、また住民の説明会、住民の声をよく聴くといふところでやっていただきたいと思います。

また、津波対策、その他の災害対策、住民にどのように周知するのか。これも、町がもし、今回津波説明会のときに住民は何も聞いていないと、俺たちは何も説明を受けていないじゃないかと、そういった声が出ている。2年前に説明した、あの説明会を開いたままだと。こういった状況の中で、町がそのまま本当にいいと思っているのかどうなのか。町長、お答えください。

○議 長（内山菊敏君） 3回目になりますので。

（「2回目だ」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 2回目。

暫時休憩します。

（午後 2時36分）

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時37分)

○議 長（内山菊敏君） 住民への周知について。

総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 総務課といたしまして、通告を受けていた内容の住民への周知についてお答えをさせていただきます。これは、防災会議における、その内容の住民周知という事で伺っておりますので、お答えをさせていただきます。

町防災会議は、町の地域防災計画の作成や修正をすることを目的としております。これは、本町の地域防災計画の内容が国、県並びに関係公共機関の計画と役割分担の下、整合性の取れた計画策定が行えるよう、会議において確認を調整することになっておるからでございます。

このように、計画作成に係る審議が関係機関による連絡調整及び確認を行う会議でありますので、この内容については住民の周知は行っていないということでございます。あくまでも上部機関、それから公共的關係機関の連絡調整という意味合いでの防災会議でございますので、その内容については住民周知は行っておりません。

しかしながら、審議した結果についてはパブリックコメントに付すなど、住民の皆様によく御意見を聴きながら策定をしておるところでございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

でも、それじゃ住民の命を守れませんよね。

時間がないので、次、東千葉メディカルセンターにいきます。

（「答弁求めりゃいい」と言う者あり）

○13番（谷川優子君） だってもう時間がないもの、23分だから。

先ほど、東千葉メディカルセンターの今後の運営見通しをお伺いしました。再質問を行います。

今、外来患者などが増えていて、医業収益が上がっているけれども、当然医業費用も増えている。令和7年に黒字になる計画になっていますけれども、本当に計画どおり達成できるのか。また、達成できないときの対策はどのように考えていますか。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、お答えをさせていただきます。

東千葉メディカルセンターについてでございますが、中期計画では令和7年度のフルオープンをいたしまして、この年に単年度収支を黒字化させるといった計画になっておりますが、現時点におきましては非常に厳しい状況であると考えてございます。

今後も、法人において厳しい経営状況が続き、資金繰りに不安定な状況が発生するようであれば、設立団体といたしましても負担に限りがございますので、県とともに対応策の協議をしていく必要があるかというふうに考えてございます。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

旭中央病院は、一般病床、精神病床、感染病床など合わせて989床、そして成田日赤は719床、亀田病院は989床などの一般病床で運営していますね。じゃ、東千葉メディカルセンターの一般病床の数は今幾つで、今後の計画はどのようになっていますか。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） まず、東千葉メディカルセンターの現在の病床数というところでございますが、314床のうちの271床を開床したところでございます。

なお、病院の規模につきましては、県の医療構想に基づくものでございまして、そのために県からの支援も受けてございます。設立団体のみで支援しているわけではございません。今後も、県から包括的な支援をしていただければ、運営していけると考えてございます。

また、法人では、第3期中期計画で示しましたスケジュールを基に、医師、看護師の充足状況、それから地域医療の需要を見極めた中で増床しておりまして、結果として計画を上回るペースで進められているところでございますが、今後も地域の医療事情、それからスタッフの充足状況等々を考慮しながら、増床を進めていくというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 私が、なぜ旭中央病院や、あるいは成田日赤、あるいは亀田病院の一般病床数を言ったかという、三次救急、救急救命センターというのは、もう当然高度医療で、赤字を覚悟で、必要でやっている。その部分を、一般病床で埋めているというのが現状だという話も聞いています。

この東千葉メディカルセンターは、三次救急、救急救命センター、三次救急を標榜していて、なおかつ一般病床が、当初の計画が314床でした。ところが、今、それすら届いていない。これがずっと続くと、当然赤字が続いていくと考えざるを得ないと思うんです。

先ほど言ったように、これは県のシミュレーションで、県の責任でやった。できるという県の事業計画の中でやったので、きちんと県を運営に参加させるようにやっていただきたいと思います。今のままでいくと、もう県から、建設基金として積み立てておけといたお金も、もうなくなってきている、底をついちゃっていると。そういう状況の中で、明日が見えない、次が見えない、東千葉メディカルセンターの運営状態はそういう運営状態です。

ですから、県のほうにきちんと運営に参加するように、そういった話はされているんでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 3回目です。最後です。

健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） お答えをさせていただきます。

県からは、四半期ごとに私ども県に赴きまして、東千葉メディカルセンターの運営状況について情報の共有を進めているところでございます。まずはその中で、東金市長から提案がありました3項目の実施について実現できるよう、お願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

最後、整備事業基金の残高取崩しについて、再質問を行います。

県から東千葉メディカルセンターへの整備事業基金として交付された金額が61億2,000万円。そして、整備事業基金の交付金の残りが約10億円です。東千葉メディカルセンターへの貸付けは37億1,700万、そのうち九十九里分として基金残高11億1,600万で、現金が先ほど5億と言ったかしら、1億ですよ、1億5,600万円で、東千葉メディカルセンターに9億6,000万貸付けしているということではないでしょうか。

千葉県の実業計画で示されていた九十九里町の病院負担金は、10年間で26.5億円で運営できるという、こういう約束の下で始まった病院計画なんです。もう一度、町としてのお考えをお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 基金の残高につきましては、先ほど議員がおっしゃっていた

とおりでございます。

それから、設立団体につきましては、従来から申し上げておりますとおり、10年間26.5億、これは真水分でございますが、この負担につきまして東金市と同じ考えでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 最後にしますけれども、第2期中期計画の資料を見ても、前の課長は同じような、メディカルセンターについての経営改善に向けた取組をとという回答、全く同じ回答をされているんです。今は第3期中期計画。前回の第2期中期計画のときも、資料を調べると全く同じ答弁をしているんです。

これから先も、住民のために東千葉メディカルセンターを中核病院として存続させるためには、やはり何度も言うように、千葉県が責任を持って運営参加をさせると。町長は、どのように考えていますか。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 先ほど答弁したとおりでございます。県に対しては、これからも包括的な支援を求めていきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） まとめます。

実際、町長がどうしたいのか、これからどうするのかということが大事なことだと思います。だから、できればきちんとお答えを頂きたいなど、最後をお願いいたします。

最後にまとめをさせていただきます。

町長は、選挙の公約の中でも、地域公共交通、デマンドタクシーの導入ということを掲げていたので、実現をしていただけると私は思います。

やはり町が計画する持続可能な弱者対策、これは当たり前の話ですよ、持続可能というのはこれからずっとやっていかなきゃいけない。だけれども、今、実際、買物難民がいるんです。買物難民が生まれているんです。人と人が一番多く利用する日常交通が、地域公共交通なんです。

社会インフラとして、交通をベースとして、その上にあり、そして医療、福祉、教育をはじめとする住民の生活が営まれることが、公共交通が果たす役割、大変大きな責任があるんです、公共交通は。住民がぜいたくを言っているわけじゃない、ぜいたくを望んでいるわけじゃないんです。これ、まちづくり、社会インフラとしての位置づけをしると、このように

書いてあります。

地域の公共交通は、社会資本、社会インフラ、あるいはライフラインとして位置づけるべき地方自治体が、地域交通政策の立案や仕組みの構造を必要と思いますけれども、皆さん、よく考えてください。住民の一人一人が、今、本当に足がなくて困っているんです。予算を今度は組んだという話なので、本当に実現に向けてやっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（内山菊敏君） 暫時休憩します。

再開は3時5分です。

（午後 2時51分）

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時02分）

○議長（内山菊敏君） 順次発言を許します。

通告順により、4番、鏝田貴俊君。

（4番 鏝田貴俊君 登壇）

○4番（鏝田貴俊君） 4番、鏝田です。

議長の御承認を頂きましたので、令和2年第1回定例会における一般質問を行います。

質問事項は、大きく2つの大項目についてお伺いします。

まず、最初の質問項目は、次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定構想についてであります。

ちょっと前置きになりますが、私の住む自治区は僅か五十数戸の小さな集落ですが、今年に入ってから立て続けに3人の方が亡くなりました。そのうちお二人は70代、病気であったり突然であったり、御遺族の心中は察して余りあるものがありました。

一方、そのこととは別に私の脳裏をかすめたのは、ごく近くの住民が3人減少したという現実でした。2年ぐらい前に、本町における年間の出生数と死亡者数を住民課で調べていただいたことがあります。出生、死亡だけの比較で見ると、毎年大体200名の減少です。そして、最近5年間における本町の人口推移を見ても、合計で1,700名の減少、年平均では340名の減少となっております。そうすると、先ほどの200名を差し引いた140名が、ほ

かの要因による減少ということになります。それは恐らく、転出、転入の差引きをした場合における町外への転出超過の人数ということになります。

また、転出超過の大きな要因として考えられることは、成長を遂げた若者が卒業と同時に、いろいろな事情で町外へ出てしまうケースが多いからではないかと思います。もちろん、このような現象は全国的なもので、本町に限ったことではありません。しかし、人口減少への取組は各自治体共通の課題であっても、地域の持つ特性や環境、住民の気持ちなどは様々であると考えられます。

そこで、国は平成27年度に、その後の5年間における第1期総合戦略を策定し、その方針に沿った地方版の総合戦略を全国の自治体に求めました。そして、本町でも5年前に、九十九里町まち・ひと・しごと創生総合戦略が作成されたことは御承知のとおりです。

そして、今般、その第1期総合戦略が事業の期限を迎えたことから、国は昨年暮れに第2期総合戦略を決定しました。当然、本町でも次期総合戦略の練り直しが求められるところがありますので、その対応についてこれから質問してまいりたいと思います。

そこでお伺いします。現在の総合戦略終了を踏まえ、人口減少対策として掲げた3つの基本目標、つまり「住み続けたいまちづくり」「生まれ育ち、地域を育むひとづくり」「働きたい環境づくり」、それらの総体的な検証結果はどうであったのかについてお聞かせください。

5年前に策定された本町の総合戦略は、庁舎内のワーキングチームを中心に、各世代にわたる意識調査やアンケートの実施など、事前準備、また重要業績指標と言われる具体的な目標設定や審議会メンバーによる検証の仕組みなど、かなりの労力を費やして練り上げられたものと推察できます。

一方、政府が公表したところによると、昨年8月時点の調査において、全自治体の68.7%と、7割近くが今月までに第2期総合戦略も策定すると回答しております。残りの自治体は、その時点では検討中、または既存の戦略を継続活用するとの回答であったということです。中には、基本的に第1期総合戦略は今年度中で終了するが、住民と話し合う期間を確保するため、策定を来年度に延長する自治体も複数出てきているとのことであります。

そこでお聞きします。本町における新たな総合戦略の策定期間はいつか。また、現在の内容を継続活用するのか。または、新たな目標を組み入れるなど再検討を行うのか。御見解をお聞かせください。

地方自治総合研究所という機関が、平成30年の調査として公表したところによると、当初、

第1期総合戦略の策定に関して、調査した自治体の77%が都市部のコンサルタント会社に委託、その結果、有識者からは、地方創生のための戦略でありながら、都市部のコンサルタントにお金が相当流れたという批判も生まれたということです。

それらの反省を踏まえ、新たな地方版総合戦略では、地域が自分たちの力でつくり上げないと地方創生は成功しないとの思いから、アンケートやワークショップなど、プロセスを重視した住民主体型への切替えを図る自治体も出てきているとのことであります。

そこで、総合戦略に関する3つ目の質問として、今後の総合戦略に当たり、ワークショップなどの住民参加の手法を取り入れる考えがあるかについて御説明ください。

次に、大きな項目の2つ目、役場庁舎の耐震診断結果に係る今後の対応についてお聞きします。

この問題に関しましては、一昨年5月に全員協議会の場において、庁舎の耐震診断結果について報告がありました。また、その報告を受けた時期の前後においても、同僚議員から一般質問がなされ、議論されたところであります。しかしながら、その後も耐震診断結果を受けての改修か建て替えかの議論は、表向きには据え置かれております。

そこで、当時の診断のポイントを整理すると、ほぼ4点に絞られます。

鉄筋コンクリートの公共施設に求められる強度は、I s という強度を示す値で0.6以上とされております。ところが、本庁舎の診断結果はそれを下回る0.45でありまして、これを国が示す基準に当てはめると、震度6強から7に達する規模の地震が来た場合は、地震の震動及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性がある。ただし、震度5強程度までなら損傷または倒壊のおそれはないと。一方、コンクリートそのものについては、圧縮強度試験の結果、十分な強度があり、中性化試験でも劣化は見られないということでありました。

以上のような診断結果に対し、財源の問題は重くのしかかるにしても、今後いつまでも震度5強程度の中規模地震に対する備えのままで果たしてよいのかどうか。また、改修または建て替え、いずれを選択するにしても、計画のための検討委員会の設置や基本設計、実施設計、建設工事期間などを考えると、基本構想を出してから膨大な時間が費やされることは明らかであります。

そこで、まず、今述べたような要件を踏まえた中で、現庁舎の改修または建て替え等の意思決定はいつまでに行うお考えか御説明ください。

基本構想が決まれば、あとは通常、庁舎内にまず検討委員会なるものが設置され、その後、町の各団体、有識者、公募した住民等で構成する審議会などで具体的に検討されていくもの

と思われます。しかしながら、今、早急に議論されるべきは、その前提として改修か建て替えかについて、どのような組織により、どのようなプロセスで意思決定していくのかではないでしょうか。

そこでお伺いします。意思決定のプロセスは、庁内組織など非公開で行うのか。または、住民参加など共同方式で行うのか。当局の見解をお聞かせください。

4年前に発生した熊本地震では、災害時の司令塔となるべき庁舎の損壊が相次ぎ、救助、救援や応急的な復旧作業など、初動対応に支障を来したと報じられました。そして、現在の役場庁舎は昭和43年に建てられたもので、築51年が既に経過しております。したがって、先ほど述べましたように、大規模地震が発生すれば、間違いなく倒壊または崩壊の危機にさらされます。

しかしながら、一方において、計画を進めるための対応をちゅうちょする意見もあります。それは、改修にある程度の費用を費やしても、一般的に60年と言われるコンクリート建物の寿命からすると、近い将来、必ず建て替えが必要な時期が訪れ、費用の無駄が発生するというものです。

また、もう一つの考え方としては、大規模地震が発生した場合、職員の生命が危うくなるだけでなく、役場庁舎が災害対策の拠点になることを考えれば、倒壊により対策の要の役割を果たせず、多くの住民の生命を失うような事態になりかねません。それらのことを避ける意味でも、早急に耐震工事による改修を計画すべきとの意見もあるでしょう。酷な言い方かもしれませんが、いずれにしても意思決定を急ぐべきとの意見は説得力があります。

いろいろ申し上げましたが、最後の質問としてお聞きします。概算見積額、工事期間、財源等を総合的に見て、計画主体としていずれの対応に実効性があると判断するか。当局の考えをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。なお、再質問は自席にて行います。

○議 長（内山菊敏君） 鏑田貴俊議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 鏑田貴俊議員の御質問にお答えいたします。

それでは、初めに次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定構想についての御質問にお答えいたします。

1点目の、現在の総合戦略終了を踏まえ、人口減少対策として掲げた3つの基本目標の総

体的な検証結果はどうかとの御質問ですが、本町の人口減少対策の計画である総合戦略は、令和元年度をもって計画期間が終了となっております。このため、現在、策定を進めております第5次総合計画との計画期間の整合性を図ることが必要であると考え、計画期間を1年間延長する旨を、去る2月19日に開かれた総合戦略審議会においてお諮りした結果、承認をいただいたところでございます。

この総合戦略では、3つの基本目標を掲げ42の事業を展開しており、これらの効果検証については、令和2年度に総合戦略審議会において評価を頂くことを予定しており、評価結果については、次期総合戦略に反映させてまいります。

2点目の、新たな総合戦略の策定期間はいつか。また、現在の内容を継続活用するのか、または新たな目標を組み入れるなど、再検討を行うのかとの御質問ですが、新たな総合戦略は令和2年度に策定を予定しております。また、策定の際には、現在の取組内容の事業評価を踏まえ、効果があがるものについては継続し、効果が認められない取組については廃止や新たな取組を検討することを想定しております。

3点目の、今後の総合戦略策定に当たり、ワークショップなど住民参加の手法を取り入れる考えはあるかとの御質問ですが、次期総合計画策定に当たり、住民の皆様の意向を把握する新たな取組として開催いたしました町民ワークショップや、若い世代を対象とした未来ワークショップにおいて、人口減少問題に対する対策も提起いただいております。これらの住民の皆様の意向を踏まえて、次期総合戦略を策定してまいります。

次に、役場庁舎の耐震診断結果に係る今後の対応についての御質問にお答えいたします。

1点目の、現庁舎の改修または建て替え等の意思決定はいつまでに行う考えかと、2点目の、意思決定のプロセスは庁内組織などの非公開で行うのか、または住民参加など協働方式で行うのかとの御質問ですが、関連いたしますので一括してお答えいたします。

町内部での意思決定については、本年2月、町公共施設等マネジメント推進本部会議において、新庁舎を建設する手法が最適であるとの結論に至りました。

今後は、町民の皆様や有識者等を交えた検討組織を設立し、町内部の方針をたたき台にして検討していただきたいと考えておりますが、他の自治体では検討には時間を要している事例もございますので、スピード感を持って進めてまいります。

3点目の、概算見積額、工事期間、財源等総合的に見て、計画主体としていずれの対応に実効性があると判断するかとの御質問ですが、マネジメント推進本部会議では、可能な限りコストを縮減したコンパクトな庁舎を新たに建設することの結論に至ったところでござい

す。

以上で鑓田貴俊議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 4番、鑓田貴俊君。

○4番（鑓田貴俊君） それでは、ただいまいただいた答弁に関連して、再質問させていただきます。

まず、次期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定構想についてですが、まず先ほど町長の御答弁では、令和2年度に総合戦略審議会に諮って評価を受けるというお話を頂きましたが、現実的にもうこの3月で5年がたっているわけなので、そういった意味では途中になるかもしれませんが、進捗状況等についてお伺いしたいと思います。

総合戦略の進捗管理については、企画財政課と事業を進める担当課において進捗状況の確認、効果検証と戦略の見直しの必要性等について、これまで何度となく検討を行い、最終的に総合戦略審議会に諮り、報告、協議を行っておられるというふうに思います。それで、先ほどの御答弁で、最終的には令和2年度に報告した上で評価を受けるということだと思えますが、それにしても現時点で、ほぼ今月で終了になっているので、その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

最近公表されたものでは、昨年3月にその状況がホームページに掲載されております。そこで、その際に掲載された進捗状況に関連してお伺いしたいと思います。

総合戦略に掲げられた重要業績指標、いわゆるKPIと言われる具体的な目標のうち、進捗状況を判定した項目は合計で45項目ありましたが、そのうち15項目についてはもともとKPIの指標の設定がないため、評価は継続実施中となっております。そこで、残りの30項目について見ますと、3分の2に当たる20項目が目標に達しなかった、または検討中。そして、3分の1が目標達成となっております。このことについて、当局の現時点での見解をお聞かせください。なお、今申し上げました内容は1年前当時の評価ですので、その後1年間の進捗により変更があれば、併せてお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、KGIについて、平成30年度末に行った結果についてお答えをさせていただきます。

基本目標の1、住み続けたくなるまちづくりでは、観光入込客数を目標数91万3,043人としました。平成30年度の時点では72万6,224名ということで、達成率は79.5%となっている

ところでございます。

2つ目でございます。「生まれ育ち、地域を育むひとづくり」では、九十九里町の合計特殊出生率、目標値として1.13が、平成30年度末現在では0.94ということで、達成率は83.2%となっているところでございます。

3つ目でございます。「働きたくなる環境づくり」では、新規就農者数、目標値20人に対して13人ということで、65.0%となっているところでございます。

K P Iについて御説明をさせていただきます。

まちづくりの分野では、12のK P Iのうち3つの目標を達成し、8つが未達成、1つが事業中止となっております。ひとづくりの分野でございますが、7つのK P Iのうち3つで目標を達成し、2つが未達成、2つが事業中止となっているところでございます。3つ目でございます。仕事づくりの分野でございます。10のK P Iのうち5つの目標を達成し、5つがまだ未達成となっているところでございます。達成率は50%ということでございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 4番、鎌田貴俊君。

○4番（鎌田貴俊君） さらにお聞きします。

先ほど申しあげましたホームページに掲載された進捗状況の中で、その場で同じく公表された資料によると、総合戦略審議会より当局に対し、事業の推進ポイントについて幾つかの提案がなされております。主なものを挙げますと、出会いの支援事業について、ツーリズム事業について、人口減少を鈍化するための手法についてなどですが、これらの点に関して、その後、提案がなされた以降行った具体的な取組があればお聞かせください。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

そういった御指摘を受けた中で、スポ婚、先ほど来、御質問がございましたが、出会いの場の提供、あるいは千葉工業大学の提携によります新しい教育に基づいた環境づくり、そういったものを基に手がけてきているところでございます。

また、今回、新たに意見書として総合戦略審議会、今年の1月24日に行われたわけでございますけれども、町の魅力の発信事業、伊能忠敬出生の地として、観光文化の面から町内外にPRしていただきたい。そして、浜辺の美化について、ビーチクリーンやトイレの清掃等、徹底した環境づくりを備え、来遊客が遊びに来たいと思える体制を整えてもらいたい等の提言をまた頂いたところでございます。

こういったことを踏まえまして、また人口減少が進む中、対策を講じていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 4番、鑓田貴俊君。

○4番（鑓田貴俊君） ありがとうございます。

今、お聞きしましたそれらの項目につきましては、今後とも重要な取組となると思われるので、ぜひ継続または進展させるよう、引き続き御努力をお願いしたいと思います。

次に、新たな総合戦略の策定、また戦略の中身に関連して再質問させていただきます。

新たな総合戦略は、来年度終了を迎える第4次総合計画との調整を踏まえ、スタートを1年繰り下げると、先ほど町長から答弁いただきました。それはそれで分かりやすく、いろんな事業が1年ごとにずれていたのではよく進められないと思いますので、それはそれで、計画期間を合わせる意味でも賢明な御判断というふうには思います。

それに、総合計画はそもそも、まちづくりにおいて最上位に位置づけられる計画であると同時に、また、まちづくり全般にわたる総合的な計画であると言えますので、総合戦略について地方交付金等を受けることについて影響があれば別ですが、そうでなければ、決して国の指針にとられることはないと思いますので、それはそれで来年度に合わせるということだと思います。

そこでお伺いします。この5年間で進められてきた施策を検証する中で、現在の総合戦略は、やるべきと思われる事業を全て網羅し取り組んできたのではないかとされます。

ただし、言葉は悪いんですが、当然やるべきだからそこに掲げたんですけれども、あまりにも範囲が広過ぎて、あるいは項目が多過ぎてという感を持たざるを得ません。その結果、やるが多過ぎて、先ほどおっしゃったような達成度になってしまったのではないのでしょうか。

したがって、今後取り組む総合戦略については、国の指針だけにとられるのではなくて、これまでの事業の継続性は保ちつつも、やるべきことの優先度をもっと絞り込んで、さらに本町における地域としての特性、住民の意識等を一層反映させた目標にしたほうがよいと考えますが、当局のお考えをお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、総合戦略策定の当初、令和2年の人口は1万5,835人と見込んでいたところござ

います。しかしながら、今年2月1日付の地域人口を見ますと1万5,647人と、それを下回る結果が出てきております。これが全てとは言えませんが、総合戦略で掲げた事業が人口減少対策に十分な効果を発揮できなかった結果として捉えているところでございます。

人口減少は、すぐに結果が出るものではないと認識はしておりますが、現在取り組んでいる対策の評価、これを踏まえた次の施策の展開について、住民の代表である総合戦略審議会におきまして、評価、検討を行っていただくこととなります。

現時点での次の具体的な取組につきましては、言及することは控えさせていただきますが、新たな視点で、先ほど来、鎌田議員からも御指摘いただいたとおり、その辺の継続的な改善を含めまして、より効果的な対策について模索していきたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（内山菊敏君） 4番、鎌田貴俊君。

○4番（鎌田貴俊君） 次に、今後取り組む総合戦略策定において、住民参加の手法を取り入れるかどうかに関して、再質問をさせていただきます。

昨年暮れにおきまして、町内2か所において、現在進められている地域福祉計画に関する住民参加による懇談会が開催されました。これは先ほど来、言葉としては出ていますが、最近よく耳にするワークショップと言われる手法で、総合戦略に関して言えば住民がまちづくりに参画し、行政だけでは解決が難しい地域の課題について、町民と行政が共有することなどにより、懇談会の参加者が知恵を出し合い、話し合いつつ、行政と協力しながら課題解決を図っていく手法と聞いております。

そこでお伺いします。先ほど町長からは、このワークショップについては、総合計画の中で若い人の未来ワークショップとか、そういうことは検討される、あるいは既にやられているというふうに伺ったような気がしますが、実際に地域福祉計画の策定などと同様、今後総合戦略の策定の段階でも、ワークショップの手法を取り入れることは可能かどうか。再度、担当課からお答えいただければ幸いです。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

町長答弁と重なりますが、住民の皆様の意見は、町の上位計画である総合計画策定に向け、昨年8月に実施しました住民アンケートや、窓口で実施します転入・転出者を対象としたアンケート、また新たな試みとして実施いたしました、先ほど鎌田議員からおっしゃられた住民のワークショップ、そして中高生を対象とした未来ワークショップでの意見などを今回心

がけて、大きな声を聴かせていただいたところでございます。

住民の代表で構成されています総合戦略審議会での協議を経て、この計画に向けて準備をしているところでございますが、ただいま鑓田議員から御意見を頂いておりますので、今後何らかの形で模索をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 4番、鑓田貴俊君。

○4番（鑓田貴俊君） 総合戦略は、そもそも現実として避けがたい人口減少をなだらかに、または減少のスピードを鈍化させるものであるというふうに私は思います。

しかしながら、今後は食い止めるだけの施策だけではなく、将来人口の予測を見据えた上で、たとえ人口が先々減っても幸せに暮らせるようなまちづくりを、行政と住民で知恵を出し合っていく必要があると考えますので、その辺、よろしく御検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、役場庁舎の耐震診断結果に係る今後の対応について再質問させていただきます。現庁舎の改修または建て替え等の意思決定の時期に関連して、再質問させていただきます。

まだ御記憶の方もおられると思いますが、先月20日に千葉県北東部を震源とする震度4の地震が発生しました。幸い本町は震度3にて、津波の発生もなくほっとしましたが、その揺れの最中、考えましたことは、この先もっと激しくならないだろうかという心配でした。気が小さいと言ってしまうかもしれませんが、時間がたつにつれ、頭の中はさらに一つのことを思い出していました。それは、政府の地震調査委員会が、30年以内にマグニチュード8から9規模の地震が、70%から80%の確率で起きると予測していたことでした。また、専門家も首都直下型地震、南海トラフ地震はいつ発生してもおかしくないと予想しております。

そこでお聞きします。災害発生時には、役場が災害対策の拠点となることは十分承知しているにもかかわらず、先ほど町長の御答弁では、これから何年か、相当先になるが、もう既に新庁舎の建設で、内部的にはマネジメント会議によって新庁舎を建てるべきと、それは既に決定しているというふうに伺いました。

それはそれで、そう決定されたのであればそれですということでしょうけれども、それに伴って庁舎の整備検討委員会、または外部団体、有識者等を含めた検討審議会等の設置など、検討をスタートさせる組織に関しては具体的な踏み込みはなかったように思います。

専門的な知識はありませんが、冒頭申しましたとおり、改修、建て替え、いずれにしましても、構想から竣工までは基本構想、基本計画、基本設計、実施設計、建設工事など、気の

遠くなるような時期を要すると思われま

そうの中で、新庁舎の建設に向けて、相当先になるということの、それでも新庁舎をやるんだということについての御見解をちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、住民の皆様からのお声をどういう形で参加させるかということですが、今後、議論を深め、庁舎建設を実現させるためには住民の皆さんの理解を得ることが必須だと考えているところでございます。このため、ほかの自治体の例を参考に、住民の皆さんを交え、検討組織を立ち上げることが必要であると考えているところでございます。

現時点では、具体的なメンバー、構成までは構想がございませんので、今後、民間業者の知見等を活用しながら検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

先ほど期間のお話でしたが、これは袖ヶ浦市の一つの例でございます。庁舎整備方針の検討開始から基本計画の策定までの約5年、その後設計に2年から4年、実際の工事に2年と、約10年間程度の期間を要している実例がございます。こういったことから、少しでも早く防災拠点としての新庁舎の建設に、いろいろな助言、そうしたものを頂きながら、創意工夫して進めていきたいと考えているところでございます。

そして、まず庁舎の建設に当たりましては、早く建てるのが本当に求められています。しかしながら、これを具現化するためにはやはりお金、財源が必要になってきます。そういったこともあり、今回、マネジメント推進本部会議の中では様々な提案がされたわけですが、新庁舎の建設が一番好ましいと。ただ、新庁舎の建設には、今の試算で35億の見積りが出ております。この金額を積み上げていくには大変な時間を要します。これでは、本来の目的である防災拠点としての庁舎にはなかなか結びつくものではございません。

しかしながら、創意工夫によりまして、コンパクトで使いやすい、強靱な庁舎の建設に向けて、今、取り組んでいるところでございます。その点を御理解いただきたく、御答弁させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（内山菊敏君） 4番、鏑田貴俊君。

○4番（鏑田貴俊君） ありがとうございます。

実は、私はこの議会の一般質問に臨むに当たっては、改修か建て替えか、その辺の議論をさせていただこうと思って準備をしてきたわけですが、もう既にマネジメント会議でその結論は出ているというお話。

ただいま課長から、住民参加についても十分理解をいただいているというふうに思いましたので、住民意見の反映については単なる説明会等にとどまらず、基本構想の段階から実際に公募等により住民に参加してもらおうほうが、本当にコンパクトで利便性の高いあれができると思いますので、その辺は十分御配慮いただければと思います。

追加になりますけれども、当然経費は抑えるにしても、エレベーターだとか、バリアフリーだとか、トイレだとか、そういうものも当然必要になってくると思いますので、その辺は私が心配するところじゃないんですが。

最後に、通告としては改修か建て替えか、計画主体としての判断というふうにしていますので、それに関連して、いずれかの選択ということはもう申し上げませんが、私の意見を一つ申し上げさせていただきます。

私は、単純にどちらかと聞かれれば、耐震に係るリスクが判明した以上、直ちに改修に向けて準備すべきではないかと実は考えておりました。それは、個人の住宅に当てはめてみても、家計が苦しい中で、耐震のリフォームをしますか、新築をしますかと言われれば、迷いなくリフォームにするでしょう。将来的な耐用年数等を考えれば、それは賢い選択とは言えないかもしれません。しかし、町民の生命には代えられないのではないのでしょうかという見方もあるということを、十分、頭の隅に入れていただければと思います。

これで最後の質問としますが、計画主体としての総合的判断の範疇として、災害、とりわけ大規模地震発生との関連について再質問します。

長期間計画している中で、仮に庁舎が倒壊した場合、人命に関わるリスクが2つ考えられます。1つは、建物内にいる職員関係者の生命です。もう一つは、庁舎が災害対策としての機能を失い、避難指示等の災害対応が遅れ、広範にわたり住民の生命の危険度が拡大するケースです。これらのことは、大規模地震が発生した場合には必ず起こり得る問題であります。

東日本大震災では、当時、東電の経営者が、それまで社内に10mを超す津波を予測する意見があったにもかかわらず、対応する防護壁を設置しなかったとして、その賠償責任の有無について裁判の争点となりました。そのことを庁舎の診断結果に置き換えた場合、どうでしょうか。大規模地震がいつ来るか分からないとする専門家が一方であります。

そこで、今後、計画が進まないうちに大規模地震に見舞われた場合、多くの住民が生命の危険にさらされた責任は誰が負うのでしょうか。これらのことを踏まえた上で、地震対策としての耐震改修についても検討していただきたいと思いますというふうに思います。

町民の生命に係るリスクを含んでいるということを十分検討の上、計画を進めていただき

たいことをお願いしまして、以上で質問を終わります。御協力ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（内山菊敏君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

明日5日は、定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時48分

令和2年第1回九十九里町議会定例会会議録（第2号）

令和2年3月5日（木曜日）

令和2年第1回九十九里町議会定例会

議事日程 (第2号)

令和2年3月5日(木) 午前9時35分開議

日程第 1 一般質問

出席議員 (14名)

1番	西村みほ君	2番	小川浩安君
3番	原田教光君	4番	鏝田貴俊君
5番	中村義則君	6番	古川徹君
7番	浅岡厚君	8番	荒木かすみ君
9番	内山菊敏君	10番	善塔道代君
11番	細田一男君	12番	佐久間一夫君
13番	谷川優子君	14番	古川明君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	佐々木悟君
教育長	藤代賢司君	総務課長	秋原充君
企画財政課長	戸村俊之君	税務課長	中川チエリ君
住民課長	戸田佳子君	健康福祉課長	作田延保君
社会福祉課長	山口義則君	産業振興課長	篠崎英行君
まちづくり課長	古川富康君	会計管理者	南部雄一君
ガス課長	中村吉徳君	教育委員会 教務局長	篠崎肇君
農業委員会 事務局長	吉田洋一君	教育委員会 教務局主幹	内山茂樹君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 木原正幸君 書記 伊藤さやか君

◎開議の宣告

開 議 午前 9時35分

○議 長（内山菊敏君） ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（内山菊敏君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議 長（内山菊敏君） 日程第1、3月4日に引き続き、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、8番、荒木かすみ君。

（8番 荒木かすみ君 登壇）

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

議長のお許しをいただきましたので、令和2年第1回定例議会におきまして一般質問を行います。

初めに、今回の新型コロナウイルスにより亡くなられた方への心からのお悔やみを申し上げます。特に、医療関係者の罹患にはつらいものがありました。一日も早い終息を願うばかりです。

また、政府の方針で、学校における突然の対応にもかかわらず、子供たちのために御尽力いただきました皆様の御苦労をお察しいたします。

それでは、皆様より寄せられた御意見を基に質問させていただきます。

男女共同参画社会と言われて何年になるのでしょうか。男女共同参画社会基本法の制定は、1999年6月とありました。この男女共同参画の理念は、社会全般に規定されているものです。この法律をきっかけに女性の社会進出が進み、賃金格差や地位の向上など、大きな進展もありました。女性が管理職となる道も開かれました。しかし、家庭にあつては、家事、育児、介護など、約8割もの女性がこれに携わっております。ますます女性が忙しくなってしまったと感じております。

女性が働きながら、家事育児は大変な重労働です。そして自然と子供の数も少なくなりつつあります。忙しくなってしまった女性には、旦那様の支えが必要であるのに、日本の男性

は家事参加の割合が大変低いと言われております。この時代を経験した者としては、複雑な思いです。そんな理由から、結婚や子供を持つことへ消極的になってしまうのではないのでしょうか。

本当の意味での男女共同参画社会とは、性差役割を生かした上で、たとえ休職をしても女性のキャリアが損なわれない社会です。男性の正規雇用の促進、推進と、安定した収入を実現できなければ、女性の育児休業も十分には取れません。子供を育てることは、体力、知力、忍耐力の要る大仕事です。何年かその仕事に就いた女性の力に期待をし、経験を積めば、ブランクがあったとしても、きっといい仕事をしてくれるでしょう。今の女性の置かれた立場を理解し、温かく育んでいきたいと思えます。

そういった女性の中で、数々の厳しい状況にさらされても、表に出てこない問題があります。家庭の崩壊を恐れ、表面化しにくいのが家庭内暴力の問題です。頑張るお母さんの現状もなかなか理解されず、夫婦間での行き違いも発生をしています。仕事と家庭の両立は、若い世代にとって、夢見た生活にはほど遠い現実となってしまいます。

そこで今回は、多様な困難に直面する女性の支援についてをお伺いいたします。

昨今、子供の虐待や家庭内暴力など、報道でも多く取り上げられておりますが、言葉の暴力や育児放棄、ネグレクト、夫婦間の暴力など、本人の自覚のないものもあります。例えばしつけのつもりであったとか、よくある夫婦げんかのつもりであったとか、何となく生きづらさを抱え、声に出せない女性への深い理解がなければ、誰にも相談しないという事態になってしまいます。

そこでお伺いをいたします。

こういった女性の相談窓口の充実、安全な居場所の提供、また、そうした場合に、自立に向けた支援等について、どのように取り組まれているのかをお伺いいたします。

また、こうした問題の解決に、女性の家庭内暴力や生きづらさの中で、子供を持つ女性の場合、子供への心理的な虐待は、女性の虐待と同時に起こるものと思われれます。母子ともに支援のできるワンストップ支援センターの設置が必要であると思えますが、支援に関わる人材の育成や、心と体の支援について、どのように取り組んでいけるのかをお伺いいたします。

次に、地域共生社会に向けた包括的支援についてのお伺いです。

人生100年と言われる中で、高齢者を支える介護支援人材の確保についてお伺いをいたします。

先日読ませていただきました「介護力日本一」への町づくりー5年間の実証から介護

「2538」へ提案という本の中で、長柄町の介護人材の取組について教えていただきました。町なかの介護の指導者に御指導いただき、リタイアをした方に無料で旧ヘルパー2級と言われる介護職員初任者研修の資格を取ってもらい、生活支援など元気な高齢者が弱ってしまった高齢者の支援をするという取組でした。

支援1から2程度の生活支援であれば、元気な高齢者の仕事として、お手伝いできるとのことでした。また、「ボランティア活動に対し勉強したことが活かされた」「家族の介護の際も研修の知識が役に立った」等、成果が報告されておりました。

今後、2025年に38万人の介護人材不足が起きると言われております。実際はもっと多いかもしれません。この事態を乗り切るためにどのように取り組むべきか、当局のお考えをお伺いいたします。

2番目に、介護人材養成の補助制度の推進についてお伺いいたします。

本町でも今後、介護人材の不足は目に見えているので、急ぎ何かしらの手を打たなければならないと考えますが、本町の実態と補助制度の取組についての状況をお聞かせください。

次に、河川側溝の維持管理についてお伺いをいたします。

これについては、災害時に心配のある河川側溝の維持管理ができているのか。また、度々ほかの議員からも質問があります河川の堆積土のしゅんせつについてです。河川については、今回、緊急しゅんせつ推進事業の活用をされているかどうかお聞かせください。

また、産業道路など、側溝の維持管理について、観光地でもあり、度々の浸水地域でもある産業道路の維持管理の状況と、今後の取組についての当局のお考えをお聞かせください。

最後に、災害時における情報伝達についてお伺いをいたします。

電力会社と自治体の連携についてお伺いします。

昨年の台風被害の折、電力会社の復旧の予想が二転三転したことや、そもそも停電で復旧の報道などの情報が入りにくい状態であったので、その点の町との連携やその後の伝達方法について、これからの改善点など予定をお聞かせください。

最後に、被害の差による困難度を埋める情報の交換と助け合いの推進について。町内にあっても、被害の少ないところと、いつまでも電気が回復せず困難な状況が続いたところとの格差がございました。情報の伝達にももっとよい方法がなかったか。ここ、当局のお考えをお聞かせください。

1回目の質問を終わります。

再質問は自席にて行います。

○議 長（内山菊敏君） 荒木かすみ議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 荒木かすみ議員の御質問にお答えいたします。

それでは、初めに、多様な困難に直面する女性への支援についての御質問にお答えいたします。

1点目の相談窓口の充実、安全な居場所の提供、自立に向けた支援についての御質問ですが、身近な相談窓口となる町では、地域の配偶者暴力相談支援センターである山武健康福祉センターや警察署など関係機関と情報を共有するとともに、状況に応じ、安全な居場所の確保、生活支援など、連携を図りながら対応しているところでございます。

2点目のワンストップ支援センターの設置についての御質問ですが、公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター内に、ワンストップ支援センターが設置されており、医療やカウンセリング、法律相談などの専門機関と連携し、支援に当たっております。

町といたしましても、引き続き関係各署との連携を密にし、多様な困難に直面する女性への支援を続けてまいります。

次に、地域共生社会に向けた包括的支援についての御質問にお答えいたします。

1点目の人生100年と言われる中で高齢者を支える介護支援人材の確保についての御質問ですが、介護業界の人材不足は深刻な状況にあり、今後も団塊の世代の高齢化が進むにつれ、深刻の度合いはさらに深まることが懸念されております。

このような状況の中、町では、介護予防や生活支援を中心にボランティアの育成などに取り組んでいるところですが、今後も引き続き介護支援人材の確保に努めてまいります。

2点目の介護人材養成の補助制度の推進についての御質問ですが、町では、介護人材の養成に対する補助制度はございませんが、問合せ等があった場合には、千葉県等の補助制度を御案内しているところでございます。

今後は、先進事例を参考に介護人材の養成に向けた取組を研究してまいります。

次に、河川・側溝の維持管理についての御質問にお答えいたします。

1点目の災害時に心配のある河川・側溝の維持管理計画についてと2点目の河川の堆積土のしゅんせつについての御質問ですが、関連いたしますので一括してお答えいたします。

国は、昨年の台風19号による河川氾濫等の大規模な浸水被害等が相次いだことから、緊急しゅんせつ推進事業を創設することとしております。緊急しゅんせつ推進事業は、令和2年

度から6年度までの間、緊急的に実施する必要がある河川等のしゅんせつ費用に対して、地方債を発行できるようにする特例措置が講じられるものでございます。

対象となる河川は、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川となっており、事業の実施には、各自治体において、河川維持管理計画等に緊急的に実施する必要がある箇所としての位置づけが必要となります。

真亀川及び作田川のしゅんせつについては、千葉県に確認したところ、事業の活用について検討しているとのことでございます。

側溝の維持管理につきましては、県に対し産業道路付近の排水路清掃を要望し、昨年度までに粟生地先から片貝地先までの900m区間について清掃が実施されております。

しかし、今年度についても、引き続き排水路清掃について県に要望しているところでございます。

次に、災害時における電気・通信システムの構築についての御質問にお答えいたします。

1点目の電力会社と自治体の連携についての御質問ですが、台風15号により、長期化した停電につきましては、その復旧のめどが立たず、町においても、その対応に苦慮したところでございます。

住民への情報提供をいち早く行うため、東京電力と連携を図り、随時、停電範囲や復旧状況などの情報収集を行い、逐次、住民周知に努めたところでございます。

2点目の情報伝達や方法についての御質問ですが、台風などの自然災害が多発し、防災情報の重要性が改めて見直されております。

町では、住民への情報伝達を、より確実に行うため、防災行政無線や町ホームページ、安全・安心メール、ツイッターなどを活用し、幅広い方法での周知活動に努めたところでございます。今後とも、適時、適切な住民への情報伝達に努めてまいります。

以上で、荒木かすみ議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

では、再質問をさせていただきます。

最初の質問ですけれども、山武健康福祉センターで対応しているということですが、デリケートな部分ですので、具体的に、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思っております。

気づいていないというふうに先ほど申し上げましたけれども、心が病んでしまって、虐待という状態から抜け出せないほど状況が混乱しているというところが本当のところだと思

ます。こういう自分の状態にも鈍感にならざるを得ない困難な状況に追い込まれているというときに、誰がどのように手を差し伸べることができるのか。また、教育や指導的な方法、広報活動など私たちにできることはないのか、当局のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

議員も御承知のとおり、本件については大変デリケートな問題であると同時に、大変認識しづらい問題であると考えております。

このことから、町といたしましては、困難な状況に追い込まれる前に手を差し伸べる支援として、母子保健部局との連携により、1歳半や3歳児健診の際、母親と面談することにより、困難を抱えたケースを把握しております。

また、こども園を初めとした保育、教育の現場の情報などから支援につながるケースもあります。支援を必要とする声を待つのではなく、支援を必要としている人を発見できる体制づくりを、今後も関係各署の協力の下、進めてまいります。御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） ぜひ高い意識を持って御対応していただきたいというふうに思います。

家庭内の問題ですけれども、広域で対応しているということが分かりますけれども、家庭内の問題を抱えている家庭の子供さんというのは、心的外傷後ストレス障害、PTSDと言われる心の傷を持ってしまうということが多いわけですね。

それで、母親とともに、両方の支援を同時に行わなければならないということで、大人と子供と、また担当が違うよということでは難しいと思いますので、どうかこのワンストップで、またスムーズに対応できるように配慮すべきというふうに考えます。この辺もっと身近な、町で丁寧に行えるような支援、また在り方ということについて、お考えがあればお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えします。

本町においては、当課の子育て支援係において、DVと児童虐待の両方を所管しております。大人と子供の支援に当たっております。DVと児童虐待は関連性が非常に高い事案であり、議員御指摘のとおり、両方の支援を同時に行うことが重要です。まずは、生命の危険か

らいち早く守るとともに、関係各署との連携を密にし、今後も必要な支援に当たってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

この問題を取り上げましたのは、子育てばかりでなく、介護においても、いつでも、加害者にも、被害者にもなり得るということを感じるからです。また、このことがあまり皆さんによく知られていないということもありまして、取り上げさせていただきました。身近な人が鬱状態になったり、認知症になったりすることは、今、珍しいことではありません。夫婦間、親子間でもきつい状態にあるのに気がつかなかつたりとか、また、大きな問題になって初めて「もっと力になってあげればよかった」というふうに思うものです。

こういったことから、人材育成を初め、皆さんが意識を高く持って、お互いが気にかけて、この町で楽しく生きられるように、助け合いたいというふうに思い、質問をさせていただきました。ありがとうございました。

次に、地域共生社会に向けての介護人材の育成の問題について質問させていただきます。

具体的には、介護人材育成、どのような支援、また補助制度を検討されているのかをお伺いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、介護業界の人材確保の解消のための取組について、お答えをさせていただきます。

私どもも介護保険の人材確保につきましては、2025年を迎えるに当たり、非常に重要な問題であるというふうに認識しております。

昨年度創設されました介護保険保険者機能強化交付金、このメニューの中にも、介護人材の確保策といったものが示されておりまして、私どももチャレンジすべき課題であるということは認識しているところでございます。今のところ、構想段階ではございますが、新年度において、学生の企業研修等を企画いたしまして、まずは若者に介護の現場を知っていただき、将来進路といたしまして選択肢の一つに加えられるよう、視野を広げていただければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 現在、本町ではあまり取り組まれていないというのが現状だと思い

ます。県へつなげるというお話もありましたし、県のみ研修があるような状態であると思
いますので、どうかこの介護人材の育成の件、本町でも進めていただきたいというふうに強
く思います。近隣自治体に比べても遅れているというふうに思われますので、ぜひ御検討い
ただきますようお願いいたします。

それから、今、若い人材というお話がありましたが、若い人材ばかりでなく、やはり本町
は高齢者も中高年の方も多くいらっしゃいますので、ぜひそちらのほうでも研修等をしてい
ただきたいと思えますけれども、この辺、どのようにお考えであるかをお聞かせください。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） お答えさせていただきます。

初めに県の取組についてでございますが、千葉県では、福祉介護人材の確保、定着が厳し
いという、そういった現状にあることを踏まえまして、福祉人材確保定着策に取り組んでい
るところでございます。

取組の一つといたしまして、千葉県福祉人材センターにおいて、介護に関する資格がない
50歳以上の方で、介護職として就職を希望している方を対象といたしまして、研修に係る受
講料の一部を助成しているところでございます。本町におきまして問合せがあった際には、
この制度を御案内しているところでございます。

また、市町村が実施する介護人材確保事業の一部を助成する制度というのもございまして、
この制度を活用し、近隣では、山武市、大網白里市、横芝光町が研修費の一部を補助してい
るというふうに聞いてございます。

本町において、こういった取組を今後も研究を進めさせていただきたいと考えております
ので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） ぜひ先進事例を参考にしながら、また、すぐにでも取り組まなけれ
ば大変な事態になるということが予想されます。あと5年のうちに、何としてもというふう
にも感じております。この問題はこれからも引き続き検討していただきたいと思えますので、
よろしくようお願いいたします。

介護人材の育成とともに、以前より御提案させていただいております地域の見守り、助け
合い等の制度も構築をしていかなければならないというふうに重ねて要望いたします。

次に、河川・側溝の維持管理についてお伺いいたします。再質問いたします。

災害時にいつも重点的に御心配いただいております側溝等ですが、根本的な解決には至っておりません。産業道路周辺の冠水は、本年も台風が来れば、多くの住民が被災される心配をはらんでおります。周辺自治体では、蓋かけなどもされていると思いますが、改善の方法はないのかをお聞きいたします。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

改善方法ですが、産業道路周辺の冠水対策として、千葉県山武土木事務所と、産業道路排水について、平成29年に流末検討、平成30年に排水検討を実施しております。排水施設の布設替え案、これ、排水路をボックスカルバートにする案と、調整池を設けましてポンプで排水する案、もう一つが、排水機場による強制排水案の3案で比較検討を行い、排水機場による強制排水案が最良案であるという結果が出ております。しかしながら、強制排水施設の設計費用及び建設費、また、建設後の維持管理費が高額になることや、県からの手厚い財政支援が見込めないことから、事業を着手することが困難な状況でございます。

まずは、河川断面を確保するための河川の堆積土のしゅんせつや、産業道路排水のしゅんせつが、現状の改善策であると考えておりますので御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） とても案は素晴らしいというふうに思いますけれども、実際のところは900m掃除がされているだけというような現状であると思います。この辺ぜひ本気で皆さんで考えていかなければ、本町は観光地でもありますので、度々浸水地域でもある、この産業道路維持管理については、本当にしっかりと取り組んでいかなければ、町の財産価値の下落にもつながってしまいますので、これからも引き続き改善策よろしく願いいたします。

先ほど、緊急しゅんせつ推進事業の活用ということで、活用があるというお話でございましたけれども、この辺ぜひよろしく願いをいたします。

これからも引き続きこの改善策の要望等、この悪臭対策ですよね。悪臭も同時に起きているものですから、改善を求めますけれども、町として、もう一步、再度御回答いただけないでしょうか。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

先ほども答弁させていただいたように、現状の改善策である河川のしゅんせつや産業道路排水路のしゅんせつについては、毎年、知事との意見交換会や千葉県当初予算編成に関する

要望、また、県単要望などでも行っておるところでございます。

今後においても、引き続き雨水の流末である河川の断面確保のためのしゅんせつや、蓋かけを含めた産業道路排水路のしゅんせつ要望について、県に強く働きかけてまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

現在、町として精いっぱいなんですよということなんでしょうけれども、本当に台風、大きな台風が起きるようになりまして、住民さんも本当に心配をされているところでございます。このところの課題は今後もしっかりと国、県に強く要望していただいて、また町としても、本気で取り組んでいただきたいというふうに感じておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

次に、災害時における情報伝達についてお伺いいたします。

国の改善策について示されている方針、たくさん方針が出ておりました。当局でもお調べであると思いますが、この本町に関わる部分の計画、もう少し詳しく御説明をいただけないでしょうか。

また、住民に対して周知の方法、いつまで、どのように、どういうふうに対応していくというのを、具体的に教えてくださいとありがたいです。

また、電線にかかっている樹木がいまだに取り払われないという状態が見受けられますけれども、倒木による停電の回避については、どんな方法が取れるのかを詳しくお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） ただいまの御質問は、今年の台風時における停電に関しまして、東京電力の対応についてということで、お答えをさせていただきたいと思います。

今年の台風被害時の停電にあつては、東京電力とともに得られた情報を逐次住民の皆様に伝達するよう努めたところでございますが、議員の御質問のとおり、停電エリアが千葉県では房総半島全域といった広範囲な災害であったことから、東電においても、被害状況の把握は困難であり、復旧の状況を行政団体に伝えることも不十分であった。

このことから、国及び東京電力では、本災害への対応について検証を行い、改善策として、自治体との連絡体制の構築というものが示されたところでございます。

この改善策である自治体との連絡体制の構築においては、自治体へ、停電復旧情報などを

常時、自治体へ提供できるような体制づくりを進めるということでございます。

その内容としては、東京電力が自治体へ派遣する、俗に言うリエゾン、調査員、連絡員という東京電力職員のことです。これを事前にリスト化、選定しておく、災害が起きてから人選をするのじゃなく事前に選定しておいて、訓練をしながらそれを逐次派遣する。また、派遣されているリエゾンが逐次、東京電力内部での復旧情報を、速やかに情報を得、それを市町村に伝達される仕組みを構築する、そのような体制づくりをして、復旧状況などを市町村に速やかに提供していく。そういう手段を構築するということでございます。

また、御質問に倒木のお話がありましたけれども、昨年の災害では倒木によって停電復旧作業が難航したことから、倒木による停電を未然に防ぐことを目的として、計画的に伐採を行う事前伐採についての協定を自治体と締結する、ということも挙げられております。

また、住民の皆様にも最も影響のある停電の復旧見通しなどの情報については、被害を受けた状況を、原則24時間、大規模災害時も48時間以内に状況確認を行い、復旧作業に当たるとともに、各自治体に派遣されているリエゾンを通して、最新の情報を提供する。要は、住民の周知に当たるといように努めるということでございます。

これに関連して、本年度の予算にも経費を盛り込むとともに、年度内の計画実行に向けて取り組むということございました。また、町といたしましても、リエゾンの受入れ体制の確立など、東京電力や関係機関と連携を取りながら災害対応を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 今回、経験したことのない台風でございましたので、いろいろ反省も含めて、新たにこういうことを考えているよということが分かりました。このことは、住民さんに知らせてあげないと、やはり心配が先に立ってしまいますので、どうかこの辺の周知も、こういうふうに改善していくんだよということを教えて差し上げられたらなというふうに思っております。

昨日も、古川議員より、戸別受信機の話がありましたけれども、今回の反省も含めて、戸別受信機についても的確な使用状況の把握が必要であるというふうに感じました。

今回、電池も買えない状況で、聞こえなかったとか、住民の戸別受信機、ふだん使っていなかったのか、よく聞こえなかったよというような、いろいろな課題も残りましたが、こういった連絡が、情報が届かなかった人たち、連絡ができていなかった人たちに対して、

区長さんであるとか区長代理であるとかボランティアであるとか、そういう動ける人が地元の困難や、地元の難儀している方に手伝うことのできる情報提供ができないのか。その辺、何か工夫ができないかなというふうに思いました。

この情報提供を持ち寄って災害時の助け合い、そういうことをどこか、公民館であるとか、どこか決めた場所で、そのときに安全な場所で集まる場所があったら、共助がしやすくなるのではないかというふうに思いました。

こういった集合、情報交換などの工夫がもっとできないだろうかということをおもうわけですが、この点についての当局のお考えをお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） お答えをさせていただきます。

御質問の内容が、行政からの情報伝達と、地域での共助の助け合いのお話と、いろいろ含まれておりましたので、少し整理しながら進めさせていただきたいと思えます。

まず行政からの住民の皆様への災害対応の情報伝達につきましては、まず確実な情報をお届けする、情報のソースのもと、これも必要かと思えます。これについては、先ほど東京電力のリエゾンのお話も差し上げましたけれども、東京電力から確実な情報をまず伝える。今度は、情報伝達の手段として、防災行政無線、同報系の無線です。それから戸別受信機、これが主な伝達手段となりますが、昨日いろいろお話をさせていただいたところですが、町としても、この再整備をした全ての子局が機能をきちんと発揮し、それから、住民の皆様にお貸ししてございます戸別受信機がきちんと機能できるような、そういう保守とアフターケアに努めていかなければならないと考えております。

保守に関しましては、現在の子局につきましては停電時でも72時間、これは稼働するようになっています。昨年の台風時に、これを超える停電地域が出てきた場合については、バッテリーの積替えをする。さらに充電したバッテリーを加え、入れ替えて3日間さらに延長させるという手法を取りました。さらには、東京電力の広報車を使って、停電地域を重点的に広報して回る。さらには、町としても各種メール、それからインスタグラム、使える範囲の情報伝達手段は使ったつもりでございます。ただ、議員がおっしゃるとおり、町内全ての地域間でうまく情報伝達することは難しかった。

そういう中で、御質問の地域における共助としての情報伝達ということですので、この辺につきましては、行政が直接お願いをするというよりも、地域の活動の中で、町がお願いしております自主防災組織の活動等の中で、その辺についても御協力をいただければ大変あり

がたいことだと思っております。

今後、町としても自主防災組織の育成に向けて取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 今、自主防災組織のお話が出ましたけれども、やはり自主防災組織がないと、情報伝達が難しいのかなというふうに感じています。

今、課長からお話があったのは、町からの情報がどういうふうに行き渡るかというようなお話だと思うんですけども、住民側からの情報がなかなか伝わらないとか、住民相互であるとか、その情報伝達がうまくいっていないなということを感じましたので、やはりこの辺を手当てしていかなければいけないなというふうに思いました。

そういうことも含めて、自主防災組織、何とか全町で取り組んでいかなければいけないのかなというふうに感じております。また携帯・スマホを使っていない人とか、こちらは一生懸命、情報発信しているんだよとおっしゃっても、そういうものがない人とか、また今回、情報とは別ですけども、車がなくて水の配給が受けられなかったという方、本当に困っている方に、情報のやり取りですね。こういうものができなかったということがありました。

こういうこと、本当に困る情報の把握を近くの住民につなげたり、それをまた聞いてあげたりということが出来る状態が好ましいというふうに、私は感じました。

気がついた人から意見を出し合って、動けるような情報交換が必要であると思いましたが、今回、今後の反省も含めて、皆さんで考えていかなければならないというふうに思いましたので、質問させていただきました。

以上で質問を終わります。

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩します。

再開は10時35分です。

(午前10時20分)

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時33分)

○議 長（内山菊敏君） 順次発言を許します。

通告順により、1番、西村みほ君。

(1番 西村みほ君 登壇)

○1番(西村みほ君) 1番、西村みほです。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、質問に入る前に、既に登壇された先輩議員の方々からお話でしたが、このたびの新型コロナウイルスの感染により亡くなられた方の御冥福をお祈りいたします。また、罹患されている方々が一日も早く回復されますよう、心よりお祈り申し上げます。

町長を初め、執行部の皆様、教育委員会、給食センターの職員の方は、小・中一斉休校という急な御対応に当たられ、本当に大変かと思いますが、一刻も早く終息することを願いながら、町民の健康を守るため、また不安を抱える住民に対しては心に寄り添った御対応を引き続きよろしくお祈り申し上げます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

大項目としては2つございます。1点目は、前回に引き続き、子供たちの教育環境の充実について、そして2点目が、ふるさと納税制度についてです。

初めに、子供たちの教育環境の充実について、お伺いをいたします。

前回お話したことと同様ですが、令和2年度予算編成を行う上で、町長が、3つの理念を最重要項目として、事業展開を行う旨、各課に御通達をされております。その中の一つに、地域の宝である子供たちの教育環境の充実というものがございます。

そこでお伺いいたします。

1点目、新年度を迎え、町長から御通達にございました教育環境の充実を図るため、本町がどのような取組を考えられているか、教えてください。前回の12月の一般質問の中で、翌月4月から小学校で始まる新学習指導要領の全面实施に向けて、主なものと、前回、善塔議員の質問にございましたプログラミング教育については、本町は既に環境整備が整っていると御回答がございました。また、私の質問にありました外国語教育についても、完全実施の形を取っていると伺っておりましたので、今年度は、文部科学省の指針に合わせた環境整備という観点から取組をされたことにご多大感謝をしておりますが、新年度のさらなる教育環境の充実とは、どのような取組を予定され、それがどのような形で予算に反映されたのか、教えていただければと思います。

2点目、こちらでも過去何度も質問があったかと思いますが、少子化に伴い数年後の望ましい学校運営の在り方について、現在、町は御検討されているのか、教えてください。

昨年6月の定例会の議事録を拝見しましたが、この問題に対して、教育委員会からは、非常に重要な案件であると考えておりますので、慎重に進めていくとともに、早期策定に向けて努力していきたいと書かれております。あれから9か月がたちました。令和2年度、町内の小学生は532名となっており、単純に6学年で割りますと、小学校3校合わせても、1学年90名以下となります。児童数の一番多い豊海小学校でも、新年度の入学児童は34名で1クラスと伺っており、町内3小学校の1年生は全て1クラスとなります。よほどの児童の増加策や子育て世代の移住策がない限り、児童数は今後も減少傾向となることが予想されます。

今から5年前の2015年に、文部科学省は各学年1学級以下でクラス替えのできない6学級以下の小学校と3学級以下の中学校については、統合の適否を速やかに検討する必要があると示されており、それぞれの自治体に手引を出されているかと思えます。

町内の出生数を見れば、令和2年度の新1年生が出生した6年前に、各小学校が1クラスになることが予想されていたのではないのでしょうか。本件について、過去何度も質問があったと思いますが、その後、検討会議などは行われているのか、現状の進捗と数年後の望ましい学校運営の在り方について検討されているのか。住民の疑問の声に答えていただければと思います。

大項目の2点目としまして、ふるさと納税制度について、こちらの使い道を積極的に公表してはいかかかという質問になります。

ふるさと納税は、総務省の発表によりますと、平成26年度、全国合計金額388億円から毎年大幅な右肩上がり続け、平成30年度の全国合計金額は5,127億円にも上っております。九十九里町のふるさと納税の金額を企画財政課にお聞きしましたところ、平成30年度は593件、905万円の寄附金でしたが、令和元年度の1月31日現在の速報値で、寄附件数1,065件、金額は4,814万5,300円とのことでした。こちらは、台風15号の災害に対する寄附321件、387万円を含みますが、多額の御寄附をくださった皆様に感謝の意を述べるとともに、町長を初め企画財政課や、返礼品を御提供してくださっている町内の生産者の方の御尽力のたまものだと思っております。

そこで、さらなる推進を目指して、使い道を積極的に公表していただきたいと思えます。実際に、ふるさと納税を利用された方からの御意見で、「九十九里町のふるさと納税に寄附したけれども、簡単なお礼状のみで何に使われたのか分からない」「使い道が不明なので、リピートしたくない」と、残念な声があるのも事実です。今年度の頂いたふるさと納税は、どのような使い道で、どのように公表されるのか。これから、町ホームページに記載される

ことと思いますが、平成30年度の使い道を見ると、「新かたかいこども園に砂場を設置しました」のみで、これに905万円も使われたかと誤解を生みかねません。

現在ふるさと納税の進化型であるガバメントクラウドファンディング、こちらは、事業内容を前面に出しており、自分の寄附金の使い道が自治体でどのように使われるのか明確となるものですが、このガバメントクラウドファンディングのプロジェクト数も、寄附額も年々増加傾向にあります。

例えば、費用がなくてできないような高齢者の交通手段の確保に向けた事業といった具体的な事業を提示することで、応援してくださる方を募るのも利用促進につながります。何よりも大切な御寄附をしてくださった方に、精いっぱいのお礼の意味で使い道を公表してみたいかがでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

なお、再質問は自席にて行います。

○議 長（内山菊敏君） 西村みほ議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 西村みほ議員の御質問にお答えします。

なお、子供たちの教育環境の充実についての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしく願いいたします。

それでは、ふるさと納税制度についての御質問にお答えします。

1点目のふるさと納税の使い道を積極的に公表してはいかかとの御質問ですが、現在、町ホームページ及びふるさと納税ポータルサイトにおいて、ふるさと納税を活用した事業内容について公表しております。自らの寄附が有益な事業に活用されていることが認知されれば、これからも九十九里町に対する思いを深めていただくことにつながることを考えておりますので、今後も、ふるさと納税の使途について広く周知してまいります。

以上で、西村みほ議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議 長（内山菊敏君） 教育長、藤代賢司君。

（教育長 藤代賢司君 登壇）

○教育長（藤代賢司君） 西村みほ議員からの御質問のうち、私からは、子供たちの教育環境の充実についての御質問にお答えいたします。

1点目の「新年度を迎え、教育環境の充実を図るための本町の取組は」との御質問ですが、

現在、国では「G I G Aスクール構想の実現」を掲げ、令和元年度補正予算で学校における高速大容量のネットワーク環境と、義務教育段階における1人1台端末の整備について国庫補助の予算が計上されました。

このことから、町では従来の補助金を上回る財源確保が見込まれるため、初段として校内の高速大容量ネットワーク環境整備を計画しております。

併せて、I C Tを効果的に授業で使えるための教職員の研修にも取り組みます。膨大な知識や情報の中から必要なものを主体的に選び取り、活用できる情報活用能力や創造力の育成に努めます。

2点目の「少子化に伴い、数年後の望ましい学校運営の在り方について検討はされているのか」との御質問ですが、本町の令和2年度から令和6年度までの児童数は、片貝小学校で175名から122名、豊海小学校で229名から176名、九十九里小学校で130名から118名と減少していく予想です。

このような状況を鑑み、教育効果を踏まえた適正規模や学校施設の老朽化などの問題も加えながら、学校施設の個別計画の策定に向けての検討や、議員がおっしゃっている望ましい学校運営の在り方について、具体的に検討を進めていく必要があると考えております。

町教育委員会としましては、令和2年度早々に、有識者や地域住民代表、学校関係者などを委員として、「九十九里町学校のあり方検討委員会」を設置し、今後の方向性を検討していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上で、西村みほ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長（内山菊敏君） 1番、西村みほ君。

○1番（西村みほ君） 1番、西村です。

町長、教育長からの御答弁、ありがとうございました。

まず大項目の1点目の子供たちの教育環境の充実について、①について再質問させていただきます。

国は、「G I G Aスクール構想の実現」を掲げ、今年度の補正予算として、ネットワーク環境を整備するという面では理解できました。

来年度の予算に関連して、もう一度再質問させていただきます。

2023年度までに、端末及びネットワーク環境を整備するという意味で、本町は早い段階で御対応されているということに対しては高く評価いたしますが、これは制度対応になります。町長の目指す教育環境の充実とは、制度対応なのでしょうか。昨今の目まぐるしい教育環境

の変化について、教育現場も教育委員会も御対応に追われて大変なのは承知ですが、町長の目指す教育環境の充実には、本町の特色ある他市町村より特化した取組は、次年度は行われ
ないのか、もう一度御質問させていただきます。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局主幹、内山茂樹君。

○教育委員会事務局主幹（内山茂樹君） ただいまの西村議員の御質問にお答えいたします。

九十九里町においては、町の子供の生きる力の育成、学力の向上を大きな柱と考えております。そのための一つの方策として、先ほどから上がってはおりますが、小学校の外国語活動と外国語科について御説明いたします。

令和2年度の小学校の学習指導要領完全実施に向け、移行期間である令和元年度では、小学校3・4年生の外国語活動、それから小学校5・6年生の外国語科に当たり、全ての授業に、ALT、アシスタントランゲージティーチャーを派遣し、学級担任とともに、ティームティーチングで児童を指導しております。

また、学級担任の指導力向上のために、職員向けの外国語指導の研修を実施してきました。令和2年度では、さらに県教育委員会に対して外国語指導の専科教員の配置について要請をしております。配置となった場合には、この専科教員にはALTとともに、全小学校の外国語活動と外国語科の授業で指導に当たってもらいます。近隣市町の様子を見ますと、ALTと担任、もしくは外国語指導の専科と担任というような形で、いろいろと数が、学校の数が多くて、なかなか対応がしていないところなんです。全ての授業にALT、それから外国語専科、これが実施できる、この授業形態が実施できるというふうに予想しております。

近隣市町の小学校児童より、外国語の授業に関する教育条件はとともよくなると考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 1番、西村みほ君。

○1番（西村みほ君） 1番、西村です。

再質問の件については、外国語教育の専科教員の採用を目指すということで、当局のお考えは理解できました。これまで以上に外国語教育に力を入れられるよう、一層強く県のほうには要請を出していただきたいと思っております。

また、教育現場の先生たちも、専門的な職員が、先生が身近にいるというのは大変心強いと思います。引き続き早期に英語専科の教員に来ていただけるよう要請をお願いいたします。続きまして、大項目1番目の2番目、数年後の望ましい学校運営の在り方について、こち

らについては、検討委員会を早急に立ち上げるということで、御答弁ありがとうございます。

こちらについては再質問いたしません。既に、5年前の2015年に統廃合の基準が文部科学省より出ていて、これから具体的な検討を進めていくというのは、スローペースな気がします。平成30年度の出生数は53名、町内53名と伺いましたので、出生数などを鑑みながら、小学校を統廃合するのか、または、国が推進する小中一貫校を進めるのか。それとも、九十九里町は全く統合せず、少人数制の教育を進めるのか、早急に検討委員会を開催していただき、設備投資や学校運営費に無駄のないよう方向性を示していただければと思います。

続きまして、大項目2番目の①ふるさと納税についてですが、こちらは、事業内容を今後公表していただけるという回答で、承知いたしました。

再質問させていただきます。

この公表方法についてですが、町ホームページはもちろん、お礼状などで画像などを添付し、実績について公表されるのもいかがでしょうか。議員は、寄附という観点から、ふるさと納税ができませんので、お礼状のサンプルを担当課から頂きましたが、返礼品がある場合は、最低1万円以上の御寄附になりますが、この御寄附を頂いた方のお礼状が大変簡素で、A4のページに、白黒で6行のみの業務連絡文書と思われるような内容でした。九十九里町のふるさと納税については、まだまだ伸び代があり、このような文書に関しては努力義務かと思いますが、使い道の公表とともに、お礼状の内容を充実されるよう御検討を進めていただけないでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、ふるさと納税につきましては、九十九里町に生まれた方、またお住まいであった方、そして九十九里町に訪れた方、九十九里町を知った方々からの九十九里町を応援したいという気持ちから生まれたものと認識をしているところでございます。この気持ちに感謝する気持ちを持って、いただいたことに対するお礼文を送付しているとともに、町ホームページ、広報等で交付金により生かされた事業について、画像を添えて公表しているところでございます。

西村議員より提案された方法は、そういった方々へのお礼の気持ちを含めて、相手に伝える貴重な御意見だと理解しております。

今後も、こうした方法も含めまして、お礼の気持ちの伝え方について、継続した改善を行

っていきたいと考えております。御理解をお願いします。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 1 番、西村みほ君。

○1 番（西村みほ君） 1 番、西村です。

企画財政課長、御答弁ありがとうございました。さらに内容を充実させるよう改善するというので、前向きに御検討していただけるということで、よろしく願いいたします。

今、いただきました御回答で、町長執行部の考えを理解することができましたので、最後にまとめますが、ふるさと納税は、お礼状をきっかけにその町を訪れたいと思う方もいらっしやいます。また、先進的な事例では、御寄附してくださった方を対象に交流会を開催し、交流人口の拡大につながっている自治体もあります。交流人口の増加は、町長のビジョンと一致いたします。

また、大項目 1 点目の子供たちの教育環境の充実も、一見、子育て世代のみの政策と思われるがちですが、子育て支援、教育をまちづくりの核にして、見事に子育て世代を町に集めて若年層の流出を防ぎ、人口を右肩上がりに増加させている兵庫県明石市が例に挙げられます。2011年に市長の就任以降、子育て・教育環境の充実に力を入れた結果、待機児童問題が発生するほど子供が増え、働く世代の人口増により、結果的に税収増加を実現しております。また、シニア層や大学生に学習支援ボランティアを募り、町ぐるみで教育に参加しています。こちらの自治体のホームページでは、子育て・教育に対する具体策を公表し、教育に関して言えば、小学校 1 年生で 1 クラス 30 人以下の少人数制を打ち出し、また、全国と比較した学力学習状況の結果を公表し、弱い部分については、学力が平均値を超えるための対応をホームページできちんと提示しています。子育てに関しても、数多くの政策がきちんと掲示され、子育て世代が興味を引く内容です。

九十九里町は、温暖な気候で過ごしやすく、豊かな自然に恵まれた教育環境は、全国に誇れるものです。町長が、最重要項目に教育を入れてくださったのは大変うれしく、多くの幅広い世代の住民の方も共感しております。

再三のお願いになりますが、町長や教育委員会におかれましては、本町に合った教育環境の充実とは何をどのようにするのか、具体的なアイデアを出していただき、千葉県、さらには全国に誇れる教育の町をつくっていただけるよう強く望みます。

小さいことから結構ですので、九十九里町のさらなる発展に向けて御尽力いただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（内山菊敏君） 暫時休憩します。

再開は午後1時です。

（午前11時01分）

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時54分）

○議長（内山菊敏君） 順次発言を許します。

通告順により、11番、細田一男君。

（11番 細田一男君 登壇）

○11番（細田一男君） 11番、細田。

令和2年第1回定例会において、通告してあります5項目、6点について、一般質問を行います。

今、国内、いや、世界中で新型肺炎コロナウイルスの集団感染が発生しており、世界中に感染が拡大しております。3月2日午後10時現在において、国内では、感染者980人、そのうち亡くなられた方は12人、世界的に見ると、中国本土では8万26人、そのうち亡くなった方は2,912名、それ以外の国では、統計的に全体で感染者9,461人、そのうち死亡者は142人となっております。亡くなられた方の御冥福をお祈りいたしますとともに、感染された皆様方が、一日も早く回復されて健康を取り戻していただけるようお願いしております。

それでは、質問に入らせていただきます。

1点目の県道飯岡一宮線に架かる作田川架橋の建設計画についてであります。その後の進捗状況はどのようになっておるのか、答弁を求めます。

2点目に、防災会議の運営協議についてであります。前回の定例会でもお聞きしており、昨日も谷川議員から質問があり、答弁をお聞きしておりますが、開催回数と審議の内容について、どのようになっておるのか、答弁を求めます。

3点目に、防災（津波）対策に対する防潮堤の建設計画についてお尋ねをいたします。

片貝漁港付近に建設計画がされている防潮堤の建設計画について、去る2月16日に、県銚子漁港事務所による住民説明会が町中央公民館で開催され、私も一町民として参加をさせていただきました。町長、副町長、担当課長にも同席をいただき、地域住民、漁業協同組合、

関係者、西の下付近に住んでおられる町民、多くの町民の皆様方に出席いただきました。長時間にわたり、意見発言、質疑応答があり、町長、副町長、担当課長、出席された多くの議員さんも現場状況や、町民・住民の気持ちや意見が確認できたと思います。町の責任者、決裁権をお持ちの町長はどのように捉えておるのか、答弁を求めます。

4点目に、防災対策についてであります。午前中にも荒木議員から同じような質問が出ておりました。台風や大雨などの河川の洪水対策、二級河川である真亀川・作田川の洪水対策をどのように捉えておるのか、答弁を求めます。

5点目に、東千葉メディカルセンターの運営状況についてであります。1点目として、厳しい財政状況の中で、千葉県から30億円の追加支援が受けられましたが、その後の運営状況はどのようになっておるのか。

2点目に、山武・長生・夷隅の医療圏における地域医療連携について、どのように取り組んでおるのか、答弁を求めます。

以上、るる質問をいたしました。町長、執行部、議員各位におかれましては、また、同じような質問をしていると受け止めておると思います。同じ答弁の繰り返しではなく、少しでも前向きな答弁をいただけますよう切望するものであります。

なお、再質問については自席にて行います。

○議 長（内山菊敏君） 細田一男議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 細田一男議員の御質問にお答えいたします。

それでは、初めに、県道飯岡一宮線に架かる作田川架橋の建設計画についての御質問にお答えいたします。

その後の進捗状況についての御質問ですが、県では、漁船の航行や周辺環境への配慮を求める地元住民等からの意見を踏まえ、これまで橋の構造など、橋梁計画の検討を進めており、今後についても、橋梁計画について、地元住民等との調整が図れるよう努めていくと伺っております。

町といたしましても、引き続き県と連携を図りながら、地元住民の皆様への御理解と御協力が得られるよう努めてまいります。

次に、防災会議の設置、運営についての御質問にお答えいたします。

1点目の開催された回数と協議内容についての御質問ですが、本町の防災会議は、災害対

策基本法第16条の規定により、九十九里町地域防災計画の策定及び実施の推進のために設置されております。現行の町地域防災計画を策定するに当たり、平成23年度から平成27年度までに合計4回開催したところでございます。

これら4回の会議では、町地域防災計画について、東日本大震災以降、国内で発生した大規模災害における対応や教訓を基に修正された国及び県の防災計画との整合を図るとともに、本町の実情に即した計画に改定することについて、審議したところでございます。

次に、防災（津波）対策に対する防潮堤の建設計画についての御質問にお答えいたします。

漁港付近の防潮堤の建設計画の進捗についての御質問ですが、千葉県銚子漁港事務所に確認したところ、漁港区域内の作田川左岸側につきましては、現在、施工中のコンクリート被覆堤防の工事が年度内で完了し、作田川との接点部分を残すのみとの回答がございました。

また、右岸側片貝海岸隣接部につきましても、漁港内との接点部分を除いて完了予定と伺っております。

なお、漁港内につきましては、2月16日に開催された銚子漁港事務所による地域住民及び漁業関係者に対する説明会では、県の計画案に対して合意が得られなかったことから、県では、再度、説明会を行い、合意形成を図っていくとのことでございます。

次に、防災対策についての御質問にお答えいたします。

台風や大雨などによる、河川（真亀川・作田川）の洪水対策はどのようになっておるのかについての御質問ですが、二級河川を管理している千葉県山武土木事務所では、今年度において、真亀川の龍宮橋上流部付近、北幸谷川合流部付近の堆積土の掘削を実施中であり、河口部付近、真亀堰付近についても堆積土の掘削を予定し、護岸の補修などの維持管理も含め、洪水対策を実施しております。

今後においても、県に対して、緊急しゅんせつ推進事業を活用した堆積土の掘削や護岸の補修など、洪水対策に必要な措置を講じていただけるよう、引き続き要望してまいります。

次に、東千葉メディカルセンターの運営状況についての御質問にお答えいたします。

1点目の厳しい財政状況の中で千葉県の追加財政支援は受けられたが、その後の運営状況はどのようになっておるのかとの御質問ですが、昨日、谷川議員にもお答えいたしましたが、東千葉メディカルセンターの第3四半期の運営状況では、入院・外来患者数、救急車による受入れ患者数はもとより、分娩件数についても前年度実績を上回っており、地域の中核病院として役割を果たしていることがうかがえます。

一方、財務状況については、収益面においては前年実績を上回っているものの計画値を若

干下回っており、また費用につきましては、人件費などの経費が増加したことにより前年度実績や計画値を上回ったことから、差引損益において前年実績・計画値ともに下回っている状況にあります。

2点目の山武・長生・夷隅の地域医療圏における医療連携についての御質問ですが、救急に関する周辺自治体からの支援につきましては、病院設立段階から、保健医療圏の団体や山武郡市の首長レベルへの要請を県が主体となって行うことになっています。

また、県が構成メンバーとなっている病院運営検討会議においても周辺自治体の理解を得るための働きかけの実施が検討結果として出されておりますことから、追加財政支援の協議の際にも、改めて県へ要請したところでございます。

今後も、引き続き県とともに検討し、様々な角度から周辺自治体に対して働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上で、細田一男議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議 長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田です。

ただいま町長より、るる御答弁をいただきました。ありがとうございました。

質問に入る前に、先ほども申し上げましたが、同じような質問で同じような答弁だと。

1項目め、2項目めは若干違っている、3項目めも同じ答弁。一番最後も同じような答弁。町長、議事録を確認してもらえば分かるんだけど、私、定例会のたびに、同じ質問しているように見受けられているんですよ。でも同じような質問で同じような答弁だったら、進展性がないと当初にお願いしてあったんだけど、期待したとおり、予想したとおりの答弁しかいただけなかった。非常に残念です。

一問一答でいきますので、よろしく願いいたします。

最初に、県道飯岡一宮線、平成15年12月定例会から本日まで、中ほどでは、副議長、議長で質問はしておりませんが、延べ日数、延べ年数で16年間にわたり質問してまいりました。

先ほどの答弁、県と一緒に地元の意向を捉え、地元の理解を得て、これから進めていくと、これずっと同じ答弁じゃないですか。地元との調整を取られる。一昨年かな、昨年かな、県と地元と13軒ある隣接者に接触をして、7軒ぐらいの方たちとお会いできて意見を聞かれた。そのときに、県がやる、国がやるのであれば、我々も、協力じゃないけれども理解しますよということで、いい答弁をいただいた。そういったいい答弁をいただいても、1年近く、1年以上同じような答弁をしている。これでは何も進展していないでしょう。

課長に言ったってしょうがないね。課長は盛んに首を振って、こうやっているんだけど、町長は決裁権を持っているんだから、町長が歩いてくれなきゃ。そうでなきゃ、前に進みませんよ、町長。次の質問とも兼ね合うんだけど、町長、もう少し腹を決めて、計画を押し進めていただきたいと思います。

再質問ですけれども、答弁はもう同じだから、答弁はいたしません。

2点目に防災会議の運営、昨日も質疑応答があって、答弁を聞いております。防災会議の在り方、災害対策基本法、昭和36年法律施行、第16条第6項に規定としてうたわれている。そういった規定に基づいて、昨日の課長答弁じゃないですけれども、それぞれの都道府県、それぞれの市町村に合った、地域に合った、地域に合わせた防災会議をつくりなさいという国からの指針の通知があった。昭和37年9月30日、条例として第23号として、九十九里町防災会議条例が制定されております。その中で、ただいま町長答弁の中にあっただけけれども、九十九里地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。次の2項目めが重要じゃないかと。町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。先ほどでは、地域防災計画は審議をしたけれども、地域に係る防災に関する重要事項は審議していないように聞こえたんですけれども、その点は間違いありませんか。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） お答えをさせていただきます。

まず御質問の災害対策基本法第16条で規定しております市町村防災会議の設置についてのお話でございます。

これは16条6項の規定により、市町村の防災会議の組織、所掌事務については、千葉県の場合に準じ、市町村の条例で定めるという基本法の中での定めを受けまして、町条例で制定しているものでございます。つまり県の条例規定を基に市町村条例で定めるということで、今、会議条例の条文第2条第2号、町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議することというお話でございますが、この規定は、そもそもの基本法であります災害対策基本法第16条第1項で規定する市町村防災会議の設置規定を、改めて町条例で引用規定したくだけでございます。

市町村条例の内容は、国の法令に反したり抵触することはできません。このことから、災害対策基本法で、国、都道府県及び市町村が、それぞれの立場での役割分担が規定されている以上、市町村の防災会議で県が行うハード事業の詳細な実施計画までは議論することはできない。町の計画について議論することは、これは構いません。

九十九里町防災会議でございますけれども、これは議員おっしゃるとおり、千葉県の津波対策事業の実施内容を、この防災会議で論じる場ではない、土俵がちょっと異なっているということで、私は昨日から、防災会議での事務ではないというお話をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田。

ただいま御答弁いただきました。これ、職権というか執行者は町長なんだけれども、県が計画設計した津波対策の防災施設は、町の防災に関する重要事項に該当しないという判断でよろしいでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 先ほど防災会議が策定をする地域防災計画、これは国、県の計画を受けて定めるということで、本町にとっても昨日も申し上げましたけれども、津波への脅威は大変大きなものでございます。このことから、地域防災計画の中にも、津波に対する規定として、国、県が既に決定している津波事業を重要事項として、県事業として、掲載させていただいているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田。

昨日の答弁もお聞きしました。ただいまの答弁もお聞きしました。同じような答弁であり、県、国がやることに対して、町は意見も言えないという判断でよろしいかと思えます。それしかないと思えますので、質問は終わりますけれども、次にそれは関係しているので、私はあえてここに通告をして、質問をいたしました。

次に、今定例会において、一番重要として取り入れた3点目の、防災（津波）対策に対する防潮堤の建設計画について、先ほど答弁をいただきました。

銚子漁港事務所に確認をしたところ、作田地区、左岸側と言っていいのかな、左岸側は、川に隣接する付近を除いて建設計画が進んでいる。右岸側である片貝漁港付近も、作田川付近に隣接というか、接続する部分を除いて、今進んでいる。

これも先般の12月定例会でも、同じような質問で同じような答弁だったと私は記憶しておりますが、町長、副町長、担当課長、先ほど2月16日に、本町中央公民館において、千葉県銚子漁港事務所の地元説明会がありました。そのとき町長、副町長、担当課長、議員さん

たちも出てくれましたけれども、その中で、確認は取れているでしょうよ。今現在のことを、これは持っているけれども、何で銚子漁港事務所に今さら確認するなんて答弁するんですか。それは終わっているじゃないですか、12月、その前に。同じ質問で同じ答弁じゃ前に進まないと私もお願いしているんですけども、町長、先ほど防災会議についても質問しましたが、災害対策基本法第6条第1項で、市町村は基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護すること。これを法令に基づき、これを実施することを責務とすると、災害対策基本法第5条第1項にうたわれているんですよ。

先ほど申し上げた防災会議は、災害対策基本法の下にある会議なんです。頭に災害対策基本というお頭があるんですよ。そういう基本法にのっとり、町民、生命、財産、身体を守れという基本法が出ている。それに対して、片貝漁港に構築しようとする防潮堤は、町民の生命、財産、身体、併せて漁業関係者の財産を守れると思っているんですか、町長。

先ほど、防災会議において、町は町の問題だけしか審議、議論できない、県のやることだと、昨日もあったんですけども、県のやることだったら町長が責任者で、これを判断しなきゃいけない。担当課長はその判断の権限を持っていないんだから。町長が常におっしゃっているでしょ。3年ぐらい前かな。今、議員さんおやめになった先輩議員が、職員を少し強く時間を束縛したということで、町長は本会議の冒頭に、職員に何かを確認するときには、職員は私の管理にあるので、私の許可を得てから、職員に問合せしてくださいというふうな発言もあった。

今回のこの防災、防潮堤、県がやっているんだから、県がやっているんだったら、その判断は町長の判断しかないですよ。どうですか、町長。

○議 長（内山菊敏君） 町長、大矢吉明君。

○町 長（大矢吉明君） ただいま細田議員の再質疑に対して答弁いたします。

津波は、いつ、どこで、どのぐらいの規模で押し寄せてくるか予想が付きません。このため防護施設等のハード面と、避難計画等のソフト面の両面を組み合わせ、津波に備えることが重要だと考えております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田。

町長、それ、違うでしょう。ハード、ソフト、それは九十九里町だけの防災対策、防災計

画に対しての答弁、考え方ですよ。先ほど来、昨日来、防潮堤に対して質問して、県でやっていることだから、私たちは答弁できませんよ、できないんですよ、御理解くださいという答弁があった。違うでしょう。ハード、ソフトというのは九十九里町の問題しか考えられないでしょう。

今、私、質問しているのは県のやっている、銚子漁港事務所が所管している防潮堤について、私、質問しているんですよ。押し問答なんだけれども、ずっと同じ答弁、ずっと同じ答弁と、私は申し上げているんだけれども、先ほども申し上げましたが、ここに2月16日の説明会の詳細資料があるんですよ。その中で、先ほど申し上げました災害対策基本法、あるいは農林水産大臣並びに国土交通大臣省令による海岸法、併せて平成23年度施行されていた津波防災地域づくりに関する法律、あるいは海づくり会議等々、国から県に通達があり、県から市町村に通達があり、その通達に応じて先ほど防災会議について、課長答弁にはありましたが、それぞれの都道府県に防災会議を設置、それぞれの市町村に防災会議を設置し、防災計画を立てたり、重要事項について審議しなさいというのが、防災会議の趣旨でしょう。

言っていることとあれしていることが違うんだけれども、時間は十二分にあるから議論しましょうよ。

県がやるのが事業なので、町は何も言えないんだったら、説明会を開いたり、我々に意見を求めたりする必要性は、先般の説明会でも、私、発言させてもらったんだけれども、繰り返すじゃないですか。県は、宿題をお持ち帰り、3年ぐらい前になるのかな、第1回目、3月18日か何かで。それは第1回目の説明会。その間、県は、平成二十何年だっけ、震災は、8年前、9年前、今年9年目だよ。その間、5年、6年、7年間は何かしていたのか、やっていたのか分からないんだけれども、3年前にたつて初めて説明会を開いて、A案という案を提示し説明した。

それに対して我々は、そこは少しおかしいんじゃないですか、訂正してください、直せますかと言ったら、お持ち帰りになって、上層部というか、上と、本省だと思っただけでも、上層部と協議しますよと1回目に帰った。また2回目に同じもの、A案を持ってきて、これどうですか。えっ、それじゃ同じじゃないですか。こうじゃないですかって我々は、C案として案を出した。それに対して、それじゃ、私たちはそれではできないですよと言わないで、またお持ち帰りになった。今回もそうです。

先ほど町長答弁ありましたけれども、県と町と協議をして、また回答しますと。県がやることに我々意見が言えないと言いつつ、何で県と協議するんですか。おかしいでしょう。違

うかな、私の言っていること。町長、課長たちは答えられないですよ。職権持っていないんだから。現場には行けるけれども、判断、裁決、決裁は、本町の社長であり、おやじであり、旦那である町長しか判断できないんですよ。町長、そうやって言っているでしょう、だって。職員は私の管理の下に働いてもらっているんだと。一国一城のあるじ、九十九里町という、家は小さいけれども、人口1万5,600から800ぐらいの町の住民の負託を得て行政運営をしている町長は責任者ですよ。権利も持っているだろうけれども、義務も持っている。

ずっと私はお願いしているんだけど、それぞれの組織の長、おさは、その組織、例えば家族、自治区、町、市、県、国、その親分はその家族を守らなければおやじじゃないんですよ。

先般の説明会でも、うちの地元の先輩の方から、町長は選挙公約で、町民の安全・安心を守る、5つくらい公約があったのかな。中に町民の安心・安全を守ってまちづくりをしていくということであってたじゃないかと。これは我々議員もそうだけれども、私、こういう質問して担当課、職員、あるいは町長、執行部、強いて言えば議員の皆さんに、あんな憎まれ口利いているんだよというふうなイメージで捉えていますよ。

しかしながら、私は地域住民、町民の意見を町に上げるために、私は議員にさせてもらっているんです。町民の負託を得た責任を担っていますので、それぐらいの権利は持っていますので、発言をさせてもらっているんですけども、町長どうですか。判断をできないとかできるとか、やるとかやらないとか、イエスかノーか。限られた時間なので、質問しているのに答弁をいただけないので、町長。

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩します。

（午後 1時34分）

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時35分）

○議 長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田。

何度も申し上げているように、防災対策の一環として、片貝漁港に防潮堤を県が作製してくれる、構築してくれるという中で、ずっと議論させていただいているんですけども、そ

れに対して町長はどのように判断をしているんですかというのをお聞きしているんだよ。町長答えてくれないので、るる私が詳細について申し上げているんだけど。

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩します。

（午後 1時36分）

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時37分）

○議 長（内山菊敏君） 町長、大矢吉明君。

○町 長（大矢吉明君） ただいまの細田議員の再質問に対してお答えします。

津波対策に関して、住民の皆様の安全・安心な暮らしを守るために、津波対策を早急に進めるべきだと考えております。そのためには、県による防護施設等の整備などのハード面と町による避難計画等のソフト面の両面を進めてまいります。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） やっと答弁をいただきました。回数はいいのか。3回済んだろう。

町長、質問です。再質じゃないので。先般説明会で漁業協同組合長は発言しているんだけど、このA案に対して、反対の意向を出しているの、多分この案は廃案ですよ。そこは十分考えてください。漁協は賛成している。どこで。議長、暫時休憩してください。

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩します。

（午後 1時39分）

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時40分）

○議 長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 質問が限られておりますので、次の質問に移ります。

次の質問は、防災対策について。河川（真亀川・作田川）の二級河川の土砂の堆積と洪水

に対しての対策についてであります。これは先ほど、午前中の荒木議員の中で質問と答弁があったので、その項目については理解しておりますので、再質問はありません。

次に、東千葉メディカルセンターの運営状況について。これも、メディカルが開始して7年だけれども、3年前からずっと言われて、質問されている中での答弁と同じなので、先日の全員協議会で、東千葉メディカルセンターから、理事長初め執行部の皆さんが来て説明を受けているので、ある程度の収支並びに経営状況は確認できておりますが、その中で、4分の3半期、要するに9か月で、単年度9億円、残り4分の1半期、3か月で3億か4億ぐらいの赤字が出るだろうということで、本年度で年間、12か月で十二、三億前後の赤字になる。月1億ぐらいの赤字が出てくる。

スタートしたときには、5年、あるいは6年、7年たってくると黒字に転換できるような計画でスタートしたんだけど、7年たっても、月1億、年間十二、三億の赤字が累積している、発生している。

町長、追加支援を受けられた、30億を受けられたんだけど、30億を今、12億ぐらいの赤字があつて、一度に30億全部使うわけではないので、例えばそのうちの10億を使っても、3年で30億使われちゃうと、このまま7年、8年、9年に月1億ずつ、年間12億ずつ、赤字が累積されていくと、2年後あるいは3年後、強いて言えば4年後にはショートしますよ。そういう考え方で、病院運営に携わっていただかなければ困るんだけど、東千葉メディカルセンターは、独立行政法人方式を取っているんで、私がずっと言っているように、お金、経費は捻出しているんだけど、出しているんだけど、意見は言えないよと。先ほど防災についても同じ。県がやっているから、国がやっているから、逆でしょ。

それを自分たちの事情、予算事情、財政事情をきちんと持って、メディカル、あるいは県に支援、あるいは予算要求、そういったものをお願いしないで、ただ、お兄ちゃん、お姉ちゃん、お父さん、お母さん、うち、俺、金がないんだよ、金くれよ、金出してくれよと言ったって、兄ちゃん、姉ちゃん、お父さん、お母さんは、うんと言いませんよ。へ理屈になるけれども、町長。

あともう1点、山武・長生・夷隅の医療圏の問題。先ほども答弁にあったんだけど、これ、最初から言われていること。スタートするときに、第三次救急については、山武・長生・夷隅の医療圏の自治体に応援、支援をいただくということでスタートしている。7年たっても、そういう支援や参画がいただけないんだったら、先ほど申し上げた、お金が底をつく、ショートする。医療圏の自治体からも支援をいただかなければ、東千葉メディカルセン

ターはどうなりますか。安易な行動、安易な考え方で、行政運営や県や国へのお願いはできないんですよ、町長。全てがそうでしょう、私が今回出した5項目全て、県がやっているから我々は意見言えないんだよ。もっと自分たちがしっかりして、意見を持って、県や国にお願いに行けるような考え方、体制づくりに励んでくださいよ。どうですか、町長。病院についても、一例ですけど。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、私からお答えをさせていただきます。

東千葉メディカルセンターの経営状況につきましては、昨日、谷川議員の御質問にもお答えしたとおりでございますが、四半期ごとに県との情報の共有を図っているところでございます。

今のところ、県のスタンスといたしましては、現行の計画に基づいて、フルオープンの手続きでございます令和7年度の黒字化に向けて、県からの追加財政支援を活用しながら、経営の改善の取組を進めていただきたいということもあわせて、二次保健医療圏内における関係自治体との連携に向けた取組につきましては、現状では具体的な段階には至っていないということが実情でございます。

しかしながらでございますが、東千葉メディカルセンターは、東金病院を引き継ぐ病院といたしまして、県の地域医療構想に基づいて設立した病院でございます。

これまでも、人的、あるいは財政的な支援を受けておりました、今後も、関係自治体への働きかけ等も含めまして、包括的な支援を求めてまいりたいということでございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 町長答弁を願ったんだけど、担当課長が。

○議 長（内山菊敏君） 町長、大矢吉明君。

○町 長（大矢吉明君） それでは、細田議員の再質問に対してお答えします。

県は包括的な支援を行うとしております次期中期目標、中期計画等を予定している中で、これは東金市と一緒にしっかりと県と協議していくことにします。それでよろしいでしょうか。

○議 長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田。

町長、いちいち、いちいち、そうやって私に確認を取るような答弁だったら、最初から答

弁してくださいよ。町長、私はお願いしているのよ、別に町長を責めているわけじゃないの。

今、町長、答弁いただいたんだけど、中期計画、中期計画って、年度内に必ず中期計画立てなきゃいけないとなっているんだけど、7年間やってきて実績が出ちゃっているんだから、赤字の実績が出ちゃっているのに、どんな中期計画を立てるんですか。ずっと聞いているんだけど、私だって事業をやっているのよ、時には借入れを起こすときに金融機関に赤字で持っていくと、これで社長、いつ、どうやって返すんですかと融資してもらえませんよ。

赤字だという計画で、中期計画を立てたって、赤字が解消できていないのは7年間で立証されているでしょうよ。そういうものもきちんと答弁しないで、赤字にはなってしまうんだけど、東千葉メディカルセンターはつぶすわけにはいかない。だから、一生懸命県にお願いして、今言われたように、財政的にも、人材的にも、包括的に支援をいただけるようなお願いを県に力強く働きかけるような、失礼かもしれないけれども、行動とか、行政運営に取り組んでいただきたいと私はお願いしているんですよ。

今、答弁いただいたので、これ以上言っても、私の気持ちは、半分ぐらい伝わったのかな。時間があるような、ないような。

町長、最後申し上げますけれども、防潮堤問題をもうちょっと真剣に取り組んでもらわないと。せっかくつくっていただける、いいものをつくっていただける、県や国のお金でつくっていただけるんだから、もうちょっと住民町民の安全・安心を守れるようなものをつくっていただけるように、お願いできないかな、だけでも反対の意見が出ちゃっている。先ほど答弁であったんだけど、県土木事務所と十二分に協議して、前向きな事業を進めてください。よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩します。

再開は2時5分です。

（午後 1時51分）

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時03分）

○議長（内山菊敏君） 順次発言を許します。

通告順により、7番、浅岡厚君。

（7番 浅岡 厚君 登壇）

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

議長の御了承をいただきましたので、一般質問をいたします。

さきの質問と重複するところもあると思いますが、御承知いただき、通告どおり行わせていただきます。

未曾有の災害をもたらした東日本大震災発生から、間もなく9年を迎えようとしています。改めて犠牲になり亡くなられた方の御冥福と、いまだ避難生活を余儀なくされている被災者の皆様にお見舞い申し上げるとともに、一日でも早く元の生活に戻れることを祈念申し上げます。

震災後、国民は地震の恐ろしさ、津波の恐ろしさを経験し、または画像を通じて知りました。その被害の再建などの復興並びに震災に備えた国づくり、特に津波への対策に、政府は復興の3つの柱である災害に強い地域づくり、地域における暮らしの再生、地域経済活動の再生と大震災の教訓を踏まえた国づくり、及び原子力災害からの復興を基本方針に、復興施策を盛り込んだ東日本大震災復興基本法を平成23年6月24日に制定し、東日本大震災からの復興の基本方針、平成23年8月11日改定により、復興期間を平成32年度までの10年間と定め、災害地の一刻も早い復旧復興を目指す観点から、復興需要が高まる平成27年度までの5年間を集中復興期間と位置づけた上、未曾の大災害により被災した地域の復興復旧に向けて、総力を挙げて取り組んできました。現在は、平成27年6月に、平成28年度以降の復旧復興事業についてを決定し、復興期間の後期5年間である平成28年度から平成32年度を復興創生期間と位置づけ、その中で、当該期間における復旧復興事業の考え方を示すとともに、復興期間の復旧復興事業の財源として、10年間の総額で32兆円程度を確保することとしています。

この復興計画の中で、津波災害に対しては、たとえ被災したとしても、人命が失われないことを重要視し、災害を最小化する減災の考え方にに基づき、逃げることを前提とした地域づくりを基本に、地域ごとの特性を踏まえ、ハード、ソフトの施策を組み合わせた多重防御による津波防災まちづくりを推進するとあります。

そこで、本町における津波対策事業はどのように推し進められているのか。経過と進捗など、5項目についてお聞かせ願いたいと思います。

1項目め、この津波対策事業の目的や各津波対策施設の工法及び予算措置など、概要につ

いて教えてください。

2項目め、町内における海岸部及び河川部の津波対策事業の進捗状況を教えてください。

3項目め、事業計画も終盤を迎える中、漁港区域内の事業が大分遅れているように思われますが、漁港区域の事業計画状況及び完成時期を含めた展望を教えてください。

4項目め、去る2月16日に、千葉県による漁港部の津波対策事業の説明会が開催され、傍聴させていただきましたが、一部の住民と県との意見が合致せず、計画自体が先送りになっているように感じました。事業主体は千葉県が行うものですが、本事業により利害が生じるのは、漁港利用関係者及び町民と考えられます。

事業計画または事業実施に当たり、事業者と利害関係者との協議並びに調整における町の関わり方はどのようになっているのか、これからどのようにしていくのかお答えください。

5項目め、町として、今後、この津波対策事業を推進していくのか、いかないのか。推進していくのであれば、どのように対応していくのか。また、どのような対策を考えているのか教えてください。

以上、御回答よろしくお願ひいたします。

なお、再質問につきましては自席で行います。

○議 長（内山菊敏君） 浅岡厚議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 浅岡厚議員の御質問にお答えいたします。

それでは、津波対策事業の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

1点目の事業の目的及び概要（工法、予算等）は、との御質問ですが、現在、千葉県が実施している河川及び海岸における津波対策事業は、平成23年3月に東日本大震災により発生した津波による被害を契機に、河川及び海岸において発生頻度が高く大きな被害をもたらす津波に対して災害から人命や財産を守ることを目的としておるところでございます。

本事業の計画策定に当たり、河川では、学識経験者や河川利用者、本町を含む流城市町の首長などで構成する各河川の流域懇談会において対策を検討し、作田川では、河口から若潮橋下流の1.72km区間で、真亀川では、真亀橋から龍宮橋上流の1.4km区間で堤防かさ上げや護岸工事などを実施しております。

海岸につきましても学識経験者や海岸利用者、銚子市から館山市までの沿岸市町村の首長で構成する千葉東沿岸海岸保全基本計画検討委員会において対策を検討し、本町区間につい

では、堤防高 T P 6.0m を確保することとし、築堤や陸閘の整備などを実施しております。

本事業については、事業完了年度を令和 2 年度とし、国の社会資本整備総合交付金を活用して整備を進めていると伺っております。

また、漁港区域内における津波対策事業につきましても、実施主体は千葉県であり、漁港区域における人命保護に加え、住民財産の保護、地域経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、比較的発生頻度の高い一定程度の津波高に対して海岸保全施設等の整備を進めていくことを目的としておるところでございます。

千葉県銚子漁港事務所に確認したところ、計画事業が約 43 億円で、防潮堤は総延長 842m、コンクリート被覆堤防は総延長 873m、水門 1 門及び陸閘 4 基の整備が計画されております。

なお、防護施設の高さにつきましては、海岸部では T P 6.0m、漁港内及び周辺においては、T P 4.1m で整備するとされております。

2 点目の町内における海岸部及び河川部の事業進捗状況は、との御質問ですが、海岸部の本町区間の築堤については、全体延長約 4.5km のうち約 4.1km 完成しております。

また、九十九里有料道路下の開口部対策については、本町内 12 か所のうち、8 か所で工事中であり、残り 4 か所についても、今後、工事を実施する予定とのことでございます。

河川部については、平成 30 年度までに堤防のかさ上げ及び陸閘の設置が完了し、今後、陸閘の監視制御設備工事を実施する予定と伺っております。

3 点目の漁港区域の事業計画状況及び完成時期を含めた展望は、との御質問ですが、漁港区域内の作田川左岸側につきましては、現在施工中のコンクリート被覆堤防の工事が年度内で完了し、作田川との接点部分を残すのみと伺っております。

残りのコンクリート被覆堤防と作田川接点部分の防潮堤については、令和 3 年度末の工事完了予定と伺っております。

また、右岸側片貝海岸隣接部につきましても、漁港内との接点部分を除いて完了予定と伺っております。

残りのコンクリート被覆堤防につきましては、令和 2 年度から令和 3 年度末の工事完成予定と伺っております。

なお、地元住民との合意に至っていない漁港内につきましては、早期に工事着工ができるよう、引き続き住民への説明を行っていくと伺っております。

4 点目の事業計画または事業実施に当たり事業者と利害関係者との協議並びに調整における町の関わり方はとの御質問ですが、河川及び海岸並びに漁港区域内の津波対策事業につき

ましては、事業主体である千葉県と連携して事業を実施してまいりましたが、今後も引き続き県と協力しながら、海岸利用者や利害関係者との合意形成を図り、事業の促進に取り組んでまいります。

5点目の町としての今後の対応及び対策は、との御質問ですが、漁港区域内の津波対策事業につきましては、住民の安全・安心な暮らしを守るために、引き続き県に協力し、早期の事業着手に向け、地域住民の皆様との合意が得られるよう努めてまいります。

以上で、浅岡厚議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

御答弁ありがとうございました。

それでは、各項目について個別に再質問いたします。

最初に、事業の目的及び概要についてですけれども、この復興予算は、時限立法と認識しておりますけれども、時限立法でありますから期限が決まっていると思います。これについて猶予等があるのか、御質問いたします。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

本事業の予算であります。正式名は農山漁村地域整備交付金の海岸保全施設整備事業でございます。平成24年度から新たに設置された東日本大震災復興特別会計となっております。よりまして、令和2年度までとされており、国からは、期限の延長はないという情報を得ていることから、来年度、つまり令和2年度までとなるというところでございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

ありがとうございました。令和2年度までの事業だということですね。

続きまして、2番の町内における海岸部及び河川部の事業進捗状況について再質問させていただきます。

漁港部以外の海岸部は、令和3年度中には完成すると考えてよろしいのか。また、河川部はほぼ完成済みということですが、それにかかった費用が分かれば教えてください。

それと、事業の経過について、海岸部の工法については、説明会を何度か開催していただいたというところですが、河川部についての開催、これがどのように進められたか。

また、河川部の津波対策の実施に当たり、住民等の意見を聞いていたのか。その辺をお答えください。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えいたします。

まず1点目の海岸部の進捗状況につきましてですけれども、海岸部の津波対策は、現在実施しておりますふるさと自然公園センター前の工事と、片貝海岸町営駐車場南側の工事用車両進入路箇所の工事が残っております。先ほども、町長答弁がありましたように、有料道路下の開口部対策である囲み堤については、本町内12か所のうち8か所で工事実施中であり、残り4か所の工事においても、事業完了年度は令和2年度と伺っております。

河川部につきましては、真亀橋に設置された陸閘の監視制御設備工事を除いて、完成済みでございます。それと、河口部の予算につきましてですけれども、九十九里沿岸の河川の津波対策事業の総額は約216億と伺っております。これは7河川です。しかし、本町の作田川、真亀川、個々の事業費については、伺っておりません。

それと、海岸部の工法については説明会を行ったが、河川部については、その説明会があったのかという御質問だったと思いますけれども、作田川、真亀川の津波対策事業の説明会は、平成25年2月24日に開催しております。

進め方としまして、河川の津波防御方法を、堤防方式と津波水門方式で比較し、津波水門方式は、地震時に確実に閉鎖できる施設であること、津波発生時における操作員の安全性の確保、さらに定期的なメンテナンスなど、多くの課題があることから、河川津波対策には、堤防方式を採用し整備を行ったと伺っております。

また、津波対策に当たり住民の意見を聞いたのかという御質問だったと思いますけれども、河川津波対策事業説明会では、意見などを聞いた中で、事業に対する要望等は特になかったと、県のほうから伺っております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡厚君） 7番、浅岡です。

ありがとうございます。

それでは、河川の津波対策を実施して、不利益を被った人がいるのか。もしもいればそのような事例を教えてください。

それと、県の管理する施設内の改良工事において、多分県のほうでは、利用者に不利益が

当たらない限りは推進していくとして今完成したというふうに思っておりますけれども、その辺についても、教えてください。

○議 長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

両河川において、先ほども御説明したように、平成25年から順次、堤防のかさ上げ工事が実施され、平成30年度に真亀橋の陸閘が完成し、陸閘の監視制御設備工事を除く工事が完了しておりますが、誰か不利益を被ったのかというような御質問だったんですけれども、そのような認識はないと伺っております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

続きまして、3問目です。漁港区域の事業計画状況及び完成時期を含めた展望について再質問いたします。

県は、A案、B案、C案と3つの計画案を比較して事業を進めているようですが、まず、皆知っていると思っておりますけれども、御存じないかもしれないので、簡単に説明していただきたいと思えます。県は、A案で計画を進めたいとのことですが、この計画で不利益、使い勝手が悪くなるとか、そういう方がいますか。いれば教えてください。また、さきに答弁いただいた復興予算で進められている事業等を考えておりますけれども、これについても、予算措置の制限は、猶予等はないのか、あるのか教えてください。

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

口頭での説明となりますので御理解いただけるか、ちょっと不安でございますけれども、まずA案でございますが、片貝海岸隣接部から、臨港道路を利用いたしまして、海の駅九十九里の前に防潮堤を施工いたしまして、その第1泊地の船舶の出入口に水門を設置するものでございます。

続きまして、B案でございますが、防護壁のラインが九十九里漁協協同組合の冷凍冷蔵庫の前に施工し、やはりA案と同じ第1泊地の船舶の出入口に水門を設置する案でございます。

最後のC案でございますが、第2泊地の堤防、防波堤を活用し、そのまま作田川2か所に水門を設置し、作田川左岸側に防潮堤を設置するものでございます。

続きまして、不利益を被る方がいますかという御質問でございますけれども、A案につき

ましては、数十年から百数十年に一度来襲する津波から、背後地を防護することが可能であり、かつ漁業活動への影響も抑えられるとともに、周辺住宅への影響にも考慮された計画であると認識をしております。

続いて、予算措置も期限つきではないかという御質問でございますけれども、先ほども御答弁をさせていただきましたが、本事業予算は、令和2年度までとなっております。ただし、令和2年度内に契約等に至ることが可能であれば、令和3年度まで繰越しをすることができるというところでございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

そうしますと、例外的に令和3年度までは延ばせるというようなことでしょうか。

C案なんですけれども、先ほど私、河川の説明会等でやったときの答弁された津波水門方式ということを取り入れている案なんですか。多分そのようなことに思われますけれども、河川の中では、この方式は取らないというように決定して、準備が進められるというふうに私は思っておりますけれども、A案で進めた場合、漁業施設の中ですので、やはり漁業関係者、またはその漁港利用者にどうしても不便をかける、不利益をかけてしまうのではないかとこのように、思います。

また、これができることによって、地域の住民の方に、例えば日陰になるとか、土地が使いづらくなるとか、そういう不利益はあるのでしょうか。

それと、この事業がストップしていることで不利益を被るのは、地域だけではなくて、町全体に及ぶというふうにも考えられますけれども、町としては、これをどのように考えているのか。また、この状況が続いて着工できなかった場合、どのようなことが考えられるか、答弁願います。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず本事業で不利益を被る漁港利用者の意見というところですが、本町において漁業は重要な基盤産業であり、また、漁港及びその周辺地域は生活の場でもあることから、本事業の実施に当たっては、漁業活動及び日常生活に大きな影響を及ぼさない配慮が必要であると考えております。

続いて、町全体への関わりということによろしいですか。

(発言する者あり)

○産業振興課長（篠崎英行君） 影響。2月16日に銚子漁港事務所主催によりまして説明会が開催されております。その説明会の中で出席者のほうから出されている意見、要望等につきましては、町としても、地域住民の意見要望として理解をしております。

今後も銚子漁港事務所との調整を密にし、早期に、次回の説明会が開催できるように協議を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

この状況が続いて着工できなかった場合に、どのようなことが考えられるかというふうなんですけれども、多分私の考えで話したいと思いますけれども、このまま続いた場合に、予算がつかなければこの事業自体が進められなくなるような状況も考えられます。

それで、そういった4番の事業計画または実施に当たり、町の関わり方について再質問します。

期限切れ等最悪のシナリオを想定した場合、これ、誰が責任を取りますか。それと町として何を優先してこの事業をすべきと考えていますか。本事業で、最も不利益を被る漁港利用者の意見を、やはり最優先に私はすべきじゃないか。説明会の中で、住民を代表して、また発言するという人がいましたけれども、町は、このような立場の方々をどのように考え対応しているのか。また、A案で進めた場合、その方たちのどこか不利益になるところがあると考えられますか。

それと、先ほど説明会の話がありましたけれども、計画に当たって、町は次の説明会を早期に開催するということですが、説明会で議員の発言を禁止したのはどういう理由かを含めて答弁願います。

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） それでは、初めに復興予算が切れた後の対応ということだと思いますが、復興予算、先ほどから説明しているように令和2年度をもって終了となります。その後につきましては、農山漁村地域整備交付金そのまま継続されております。しかしながら、県に配分されてくる予算に基づいて、今後、一般会計の中からということになりますので、工事着工が遅れますと、完成までかなりの年数を要するところになってくるかと思っております。

しかしながら、町民の安全・安心な暮らしを守るためにも、この事業は継続して県のほうで行っていただくように要望していきます。

それから、工事ができないときの責任はということでございますけれども、工事責任者は千葉県でありますので、町としては千葉県に強く要望していき、町民の安全・安心を確保するように、要望を引き続き行っていきます。

A案についての不利益でございますが、先ほども御説明をさせていただきましたが、漁業関係者、それから周辺地域の生活の場というところを考慮していますので、不利益を与えるものはないと考えております。

2月16日のときに、議員の皆様から発言ができなかったという御質問でございますが、千葉県主催によりまして開催され、地域住民の声、漁業関係者の方々の声をお聴きしたいというところから、今回は、傍聴ということを取らせていただきました。次回の説明会のときには、その辺も検討し、改めて説明会を開催させていきたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

この施設のA案なんですけれども、漁協の方たちは、先ほど反対とかという言葉があったんですけれども、私の聞いた限りだと賛成をしているという話を聞いております。

その中で、漁港内施設を利用している方が不便を被りながらも、了解しているのであれば、その辺で進めていただかないと、予算の関係もありますので、さらに強く推進していただきたい。それと、議員は、多くの住民から信任を受け支持されて、真の住民の代表であると私は自負しております。その代表を部外者扱いし発言させないということにはちょっと問題があると思っておりますので、これからの会議の開き方をもう一度見直してください。

それでは、5番目、町として今後の対応及び対策は、ですけれども、国の津波対策は冒頭申し上げたとおり、たとえ被災したとしても、人命が失われないことを最重視し、災害時の災害を最小化する減災の考えに基づき、逃げることを前提とした地域づくりを基本に、地域ごとの特性を踏まえ、ハード、ソフトの施策を組み合わせた多重防御による津波防災まちづくりを推進するとしています。

本事業では最低限の対策であり不十分だと考える人もいますけれども、私も十分とは考えていません。しかしながら、完璧で、最高の対策を要望し続けて、何もせずに不安な日々を過ごすより、一日でも早く計画を進め完成することを推進するのが、町としての役目ではな

いでしょうか。また、多くの住民が望んでいることではないでしょうか。

県の事業だから、質問を町に振らないでくれというような無責任な発言は控えていただきまして、そのことを踏まえまして、町として今後どのように対応していくのか、お答え願います。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

先ほどA案で賛成はというところであったんですけども、A案につきましての防護ラインにつきましては、漁協並びに漁業関係者からは、理解を得られて同意いただいております。ただし、2月16日の説明会の中では、第1泊地の入り口に水門をつけることは考え直していただきたいというところの意見を伺ったところでございますので、その旨の御理解をよろしくお願いいたします。

それから、議員の発言につきましても、次回の説明会にはそういったことを設けるように進めていきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

それでは、町は、今後の対応をどのようにしていくかというところでございますけれども、片貝漁港の津波対策につきましては、千葉県銚子漁港事務所において工事が進められており、2月16日、小関納屋区民と漁業関係者を対象に説明会も開催されましたが、漁港内の整備につきましては、合意に至りませんでした。

町といたしましては、住民の皆様の安全・安心な暮らしを守るためにも、早期に事業着手ができるよう、引き続き銚子漁港事務所に説明会の開催をお願いするとともに、計画に対する意見、要望を取りまとめ、銚子漁港事務所と協議をしながら、津波対策の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡厚君） 7番、浅岡です。

ありがとうございます。

第1泊地の入り口の件につきましては、説明会でもという発言がありましたけれども、そのほかの部分については、合意を得ているということであれば、その部分は率先して進めていただいて、その間に第1泊地の問題については議論できるような感じですけども、そのような扱いをしていくのか。それと、また、町として要望するというだけでなく、ハードの部分は国、県がやるんでしょうけれども、町が率先してやらなきゃいけない部分という

ものもあると思います。ソフトの部分ですけれども、例えば、地域住民の方が、大分津波に対して心配しているように思われます。この地域の方たちが、例えば自主防災組織を持って、そういう防災に努めるとか、そういうことを進めさせることも必要ではないかと思います。

特に聞いたところによりますと、関係する地域ではまだ自主防災組織が組まれていないということです。いろいろとやってもらいたいことはたくさんあると思いますけれども、自分たちでできることもやはり少しずつやっていくことが必要じゃないかというふうに思っております。

これから、町長として、この件をどういうふうにしていくべきかと思っているか。また、A案を進めていって、C案、これも十分だと思います。それは、A案が終わった後、引き続きそれをやるというような継続の仕方もあると思います。その辺も含めて、これから先どのようにしていくつもりなのか。これは町長が答えていただければありがたいと思います。

○議 長（内山菊敏君） 町長、大矢吉明君。

○町 長（大矢吉明君） それでは、浅岡議員の再質問に対して答弁させていただきます。
よろしいですか。

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩します。

（午後 2時44分）

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時45分）

○議 長（内山菊敏君） 町長、大矢吉明君。

○町 長（大矢吉明君） ただいま浅岡議員の再質問に対してお答えいたします。

津波対策に関しては、住民の皆様の安全・安心な暮らしを守るために、津波対策を早急に進めるべきだと考えております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

国がせっかくこれをやろうとしているものですから、これは町を挙げて推進していただきたいと思います。

例を挙げますと、インドネシア・スマトラ沖地震、2004年に発生して、22万人からの犠牲者が出ております。しかしながら、インドネシアはお金がないために、ハードの部分は一切対策できない、ソフトの部分だけでもって津波対策をするというようなことであります。

幸いにして、日本は裕福であります。国のほうでもって、率先してこの事業を進めようとしてくれているわけですから、その意に沿わないように、一刻も早い完成を望みます。

以上です。

◎散会の宣告

○議長（内山菊敏君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

明日6日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 2時47分

令和2年第1回九十九里町議会定例会会議録（第3号）

令和2年3月6日（金曜日）

令和2年第1回九十九里町議会定例会

議事日程（第3号）

令和2年3月6日（金）午前9時35分開議

- 日程第 1 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 2 議案第 1 0 号 令和元年度九十九里町一般会計補正予算（第 8 号）
議案第 1 1 号 令和元年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 1 2 号 令和元年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 1 3 号 令和元年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 1 4 号 令和元年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 1 5 号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 議案第 1 6 号 九十九里町私法上の債権の放棄に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 1 7 号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 1 8 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 1 9 号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 2 0 号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2 1 号 九十九里町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 2 2 号 九十九里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 2 3 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 2 4 号 九十九里町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第25号 九十九里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

出席議員 (14名)

1番	西村みほ君	2番	小川浩安君
3番	原田教光君	4番	鎌田貴俊君
5番	中村義則君	6番	古川徹君
7番	浅岡厚君	8番	荒木かすみ君
9番	内山菊敏君	10番	善塔道代君
11番	細田一男君	12番	佐久間一夫君
13番	谷川優子君	14番	古川明君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	佐々木悟君
教育長	藤代賢司君	総務課長	秋原充君
企画財政課長	戸村俊之君	税務課長	中川チエリ君
住民課長	戸田佳子君	健康福祉課長	作田延保君
社会福祉課長	山口義則君	産業振興課長	篠崎英行君
まちづくり課長	古川富康君	会計管理者	南部雄一君
ガス課長	中村吉徳君	教育委員会 教育事務局長	篠崎肇君
農業委員会 事務局長	吉田洋一君	教育委員会 教育事務局長	内山茂樹君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	木原正幸君	書記	伊藤さやか君
------	-------	----	--------

◎開議の宣告

開 議 午前 9時35分

- 議 長（内山菊敏君） ただいまの出席議員数は全員です。
これより本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議 長（内山菊敏君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎日程第1 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

- 議 長（内山菊敏君） 日程第1、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、戸村俊之君。

（提案理由説明）

- 議 長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、浅岡厚君。

- 7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

ふるさと納税の寄附金なんですけれども、大分額が多いんですけれども、件数と、多分大口があったと思うんですけれども、目的を持った寄附があったのかどうか、それだけ教えてください。

- 議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

- 企画財政課長（戸村俊之君） それでは、まず納税の寄附額について御説明をさせていただきます。

1月末現在の寄附件数は1,605件、寄附額は4,814万円となっているところでございます。そのうち災害分として321件、387万5,821円の寄附を頂いたところでございます。

そして、このたび12月に大口の寄附金がございました。個人様から、「漁業・遊漁船の発展に役立ててほしい」ということで1,500万という心温まる寄付を頂いたところでございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。ありがとうございます。

そうすると、使用目的が決まっているんですけども、その辺どういう計画になっているか、今分かれば教えていただきたいと思います。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） 今後、産業振興課長、そして漁業会の方々と相談しながら方向性を決めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

◎日程第2 議案第10号 令和元年度九十九里町一般会計補正予算（第8号）

議案第11号 令和元年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第2号）

議案第12号 令和元年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第13号 令和元年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第14号 令和元年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第15号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（内山菊敏君） 日程第2、議案第10号 令和元年度九十九里町一般会計補正予算（第8号）、議案第11号 令和元年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第2号）、議案第12号 令和元年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第13号 令和元年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第14号 令和元年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第15号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）。

議案第10号から議案第15号までについて、順次、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、戸村俊之君。

（提案理由説明）

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎肇君。

（提案理由説明）

○議長（内山菊敏君） 住民課長、戸田佳子君。

（提案理由説明）

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

（提案理由説明）

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

（提案理由説明）

○議長（内山菊敏君） 暫時休憩いたします。

再開は10時50分です。

（午前10時35分）

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時48分）

○議長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑は分割して行います。初めに、一般会計補正予算について質疑を行います。次に、特別会計補正予算について質疑を行います。ただし、質疑の内容が各議案に関連する場合はこれを許します。

これより一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、鏝田貴俊君。

○4番（鏝田貴俊君） 4番、鏝田です。

一般会計の歳出についてお伺いします。

歳出の20ページ、2款総務費、1項総務管理費、5目25節の庁舎建設基金積立金3,000万1,000円ということですが、先ほどの御説明で庁舎建設基金条例に基づきということでお伺いしました。たしかこの条例は29年12月に制定されて、ただし具体的な目標額とか積立期間とかは当然うたわれていないんですけども、先般、マネジメント会議で庁舎建設が決まったということ、そうなりますと、今積立金は確かなところ分かりませんが、大体この3,000万合わせて6,000万ぐらいじゃないかとは思いますが、そういった中で、あと見積りも35億というお話もありました。ですから、そうなると、じゃあいつ頃まで、あるいは幾らぐらいまで、それが分からなければいつ頃までにめどを立てるといふか、その辺のところは分かりましたらお聞かせいただきたい。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは、ただいまの鏝田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

現在の制度では、庁舎の耐震化あるいは建設に際し、繰入れ起債に対する一定の交付税措置や社会資本整備総合交付金による支援はあるものの、相当の部分は町が一般財源を投じて整備することが現実的でございます。この町の負担分につきましては、基金と自治体として借金である起債を活用して賄うことが現実的であると認識しているところでございまして、このうち起債の金額につきましては、償還に充てられる金額を年額、マネジメント推進本部の中では事業の見直し、あるいは経費の削減、そういった努力をしながら5,000万円を目標にこれを基金等に積み上げ、あるいは借金に充てる財源としてこの額を充てた場合に、借金として、起債として最長30年を見ているところでございまして、これを5,000万円を掛けますと合計で15億円という数字が出てきます。その足らず前を基金でどれだけ積めるか、そして具体的な事業費がまだ定まっておられませんけども、先般の鏝田議員の御質問の中でもお話

しさせてもらいましたけども、創意工夫により捻出し、できるだけ早い時期に防災対策を柱とするこの本庁舎について、計画を策定し進めていきたいと考えているところでございます。
以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 4番、鎌田貴俊君。

○4番（鎌田貴俊君） ありがとうございます。今の御答弁の中で、できるだけ早くという御回答があったんですが、ただ見方を、角度を変えますと、庁舎建設となれば基本計画、基本設計、実施設計、それぞれ2年だとか1年だとか、建設期間が2年だとか、最短だと5年だとか、あるいはいろんな事情であるからもう2年加えて7年だとか、少なくとも10年以内にはこの積立てをそれまでするとか、その辺のことが出てくるんじゃないかと思うんですが、予定は未定なんですけど、失礼な言い方になりますけど、ただできるだけということで、当てもなく半永久的に積み立てるということでもないと思うので、その辺の予想というんですか。

それから、この積立金は基本的には建設の際の、先ほど起債と自己資金、自己資金の部分というのは通常でいけば大体建設費の3割と。35億の3割というと10億なり11億。じゃあこの積立金は、一つの仮定として10億まで積み立てていくんだとか、そういったことについてある程度言及したお話はないんでしょうか。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

これから総事業費を求める作業に移るわけでございますけれども、基本計画の策定に向けまして、令和2年度について、できるだけ早くこの作業に移れるよう努力してまいります。
以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） ほかにありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

ちょっとお伺いしたいんですけれども、23ページ、老人福祉費の中の13節委託料、今回緊急通報システムの事業委託料が178万5,000円の減額補正になっておりますけれども、努力をされたというような先ほど説明だったと思うんですけど、同じ事業者で引き続きやっているのか。また、これだけ減額というのはちょっと金額が大きいなと思うので、ちょっと詳しく説明をお願いします。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、緊急通報システムについての御質問でございますので、お答えさせていただきます。

まず、この緊急通報システム、ちょっとおさらいになりますけれども、平成30年3月の定例会の中で拡充に向けてのお話がありました。まず、老人のみの世帯であるとか、日中独居となる世帯、そういったところまで拡充を広げていて、拡充によって増加する経費については利用者の負担を考えているんだという御答弁をさせていただいたところでございます。

具体的には、介護保険の負担割合に倣って、今までであれば月額3,456円の1割に当たる300円を基準といたしまして、課税世帯にあつては2割の500円、日中独居の方は3割の1,000円の負担を予定していると、そういった答弁の内容であったかと思えます。しかしながら、まず拡充に必要な財源の確保につきましても、歳入を増額させる以外にも歳出を抑制するといった方法も考えられるということから、昨年、30年度にまずは歳出の見直しの検討を進めることといたしました。

具体的に申し上げますと、長年、事業者の見直しが困難な要因となっておりました機器の撤去費用、これにつきまして職員が自ら行うということで、おおむね100万円程度の費用を抑制することが可能となりました。一方で仕様の見直しを行いまして、最低限必要な24時間365日、専門のオペレーターが対応可能なこと、それから月に1回、オペレーターからの安否確認を行うこと、3点目といたしまして、固定電話が設置されていない方向けに携帯端末の選択が可能であること、それから他の自治体等々で導入実績があることと。この4項目を最低条件といたしまして、私ども近隣はもとより県内外の市町村を調査し、その中から本町に入札参加資格申請がある6社を抽出し、業者の選定をしてきたところでございます。

こういった取組によりまして、事業者の変更に伴う撤去費用を支出することなく事業者の見直しを行いまして、平成30年度の決算では570万円であった事業費を、今年度の決算見込みで314万円程度まで抑制するということが可能になったものでございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 分かりました。一生懸命努力していただいたということで、住民負担、いつまでもないように、緊急通報システムの事業をやっていただきたいと思います。

終わります。

○議 長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） すみません、8番、荒木です。

2点お伺いいたします。

一般会計、いわしの交流センター床改修工事、8ページの件なんですけれども、この金額でこういった素材のどれぐらいのものができるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、給食会計で……

（発言する者あり）

○8番（荒木かすみ君） ああ、まだか。

○議長（内山菊敏君） ページ数。

○8番（荒木かすみ君） すみません。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） それでは、いわしの交流センターの床改修という御質問だと思えます。

素材については汚れが目立たないようにということで、そういった素材を選んで設計をしております。

この工事ですけれども、先ほど企画財政課長からも説明ありましたとおり、海の駅の指定管理者と相談等々をさせていただいて、集客が一番少なくなる6月というところをめどに工事発注をし完了させたい。床の改修ですが、1階、2階ともに改修する予定でございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

17ページと28ページなんですけれども、17款6目1節の寄附金、商工会から商工振興に対する指定寄附金が549万5,000円寄附されております。その同額を基金のほうに積み立てるということになっておりますけれども、この使い道等、何か案があれば教えていただきたいと思えます。

それともう一つ、20ページ、7目18節で、ちょっと金額ちっちゃいんですけれども、備品購入費でコンピュータハードウェアの購入費16万円、これは増設なのか、買換えなのか、故障なのか。それと、あんまり金額張らないですけれども、これは情報管理費の中でもって、流用でもってやれることはできなかったのか、ちょっと聞きたい。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） それでは、私のほうからは、商工振興に対する指定寄附金の使い道、使途ということでの御質問ですが、令和2年度以降、この基金を元に農業、商業、産業等々含めました産業まつり等、そこで使用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 情報管理費の18節コンピュータハードウェア購入費16万円の内容でございますが、職員用のコンピュータにつきましては来年度の予算で入替えを想定してございます。ただ、予備として機器を用意してございますけれども、今その予備費がなくなっておるということで、この予算16万円は来年までつなぐための再生PCを5台購入する予算でございます。要はつなぎのため5台用意して、場合によっては職員の5台を増しにする、それから部品の入替えに使うと、そういう形で金額的にはこのような安い金額になっております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

そうすると、コンピュータ、今支障が出ているということではないということですね。はい、分かりました。

先ほどの指定寄附金の件なんですけれども、前回の一般質問の中でもちょっとやったと思うんですけども、今商工会が手続して補助金によって設置された街灯が大分老朽化しているということで、その辺の対応に使えるのか。それと今、令和2年度以降という言葉だったんですが、令和2年度以降というのはいつのことを言うか、ちょっと教えてください。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

令和2年からということで御理解いただきたいと思います。

それから、商工会の街灯という御意見がございましたが、寄附金の指定ということで、商工業、農業、水産、漁業含めた活性化の活用ということで御意見をいただいておりますので、そういったところでの活用を現在考えております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） よろしいですか。

ほかにございせんか。

6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川徹です。

まず、歳入のほうからちょっとお聞きします。

2款地方譲与税、3項森林環境譲与税、節で言いますと1節森林環境譲与税、これが68万と。歳出のほうへ行きますと、27ページになりますけども、5款農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費の25節積立金、森林環境整備基金積立金60万5,000円ということでございすけども、これはどういったものが対象になって使えるものなのか。災害なんかのときに倒木なんかある可能性も出てきますけども、それは値しないと。あくまでも環境保全のためのものでございすかね。それをちょっと確認したいと思います。

それと、16ページ、15款県支出金、2項県補助金、5目消防費県補助金、1節消防費補助金の中の地域防災力向上総合支援補助金9万9,000円、これはどういったものに使えるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それと、18ページになります。21款町債、1項町債、5目教育債の中の1節学校施設等整備事業債、災害復旧事業として260万、小・中学校の件と聞きましたけども、どういったものなのか教えていただきたいと思います。

あともう一点、今度は歳出のほうに当たりますけども、25ページ、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童福祉施設費、15節工事請負費の中の砂場設置工事39万5,000円。この下にあるかたかいこども園の除却は分かったんですけども、この砂場設置工事の終了ということだと思いますけども、どこのものなのか、ちょっと確認したいと思います。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） それでは、森林環境譲与税ということで御説明をさせていただきます。

この譲与税でございすが、12月の議会におきまして条例等制定させていただきました。それに伴ったものでございまして、森林の環境保全というところでございす。

歳入で68万見ておりまして歳出で60万7,000円というところでございすが、この差額につきましては森林クラウドシステムというシステムがございすので、そちらへ不足分は使用させていただいて残りを積み立てるというところでございすので、御理解をお願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 16ページの5目消防費県補助金、地域防災力向上総合支援補助金9万9,000円でございます。この補助金は県単独の補助金でございます。千葉県知事が自助共助の取組を促進し地域防災力の向上を図るため、市町村及び一部事務組合が実施する事業に要する経費について補助金を交付するというもので、窓口的には広く取られておりますけれども、実際の内容としますと、昨年の台風時において、市町村が防災活動において防災力を向上するために資した部分について与えるということで、本町においては停電時の災害情報伝達手段の強化を図るため、防災行政無線屋外子局の予備電源用バッテリーの予備ということで用意をしてございました。この購入費が後から県のほうの補助助成になったということで、バッテリーの金額が2セットで19万8,000円、これの2分の1、9万9,000円が県の助成となったということでございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） 私のほうからは、3款2項2目児童福祉施設費、15節の工事請負費の中の砂場の設置工事についての説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、整備が終わりましたかたかいこども園、こちらのほうに3歳以上児用の屋根つきの砂場を新たに設けたものでございます。当初予算98万9,000円に対して契約額が59万4,000円ということで、その差額について今回落とさせていただいております。

構造につきましては鋼材製のもので、3m掛ける5.4の大きさとなっております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「議長」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） まだありますか。

（「暫時休憩」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩します。

（午前11時12分）

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議 長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎肇君。

○教育委員会事務局長（篠崎 肇君） 大変申し訳ございません。お答えさせていただきます。

台風15号、19号で被害に遭ったものでございます小・中学校で受けた事業でございますが、補正組んだ中の足らず前の部分は補助されるんですが、細かい内容につきましては今ちょっと手元に資料ございませんので、後ほど示させていただければと思います。申し訳ございません。

○議 長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

森林環境整備基金積立金、これにつきましては、今のところ、現在目的もないということですね。使いどころも、一応積立てはするんですけども、今現在使う予定はないと。前に引き続きということですね。積み立てておくと。これは分かりました。

それと、あと地域防災向上総合支援補助金につきましても、バッテリー購入費類補助ということで分かりました。

こども園のほうも、新こども園のほうの3歳児に向けた砂場の設置ということで、これも理解ができました。

ただ、今言ったように災害復旧事業費260万につきましては、このような町債を起こしているわけですから、すぐに御答弁いただけたらと思いましたが、ちょっと詳しくは資料見なければ確認ができないということなので、後ほど教えていただきたいと思います。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計補正予算の質疑を終わります。

続いて、特別会計補正予算の質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

それこそ給食会計、5ページの2款給食施設費の中の賄材料費ですけれども、先ほど答弁

があったように、児童の減少とまたお休みのためという話がちょっとあったんですけれども、この予算提出が3月4日となっていますけれども、新型コロナウイルス感染拡大のために小・中学校が3月2日から臨時休校となったわけですので、この給食もかなり大変な思いをしているのだと思いますけれども、今ここで分かれば、どのくらい金額とか賄い費が減っているのかというか、分かれば教えていただきたいと思います。

また、今度は介護の8ページですね、介護保険特別会計8ページの1款総務費、認定調査等費のところですが、金額的にそんなでもないですけど、先ほど認定者が増えたということがあって、また遠方での調査のためにということで出ていました。今、認定者どのくらいいるのか教えてください。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎肇君。

○教育委員会事務局長（篠崎 肇君） それでは、私のほうから、給食会計の部分について御説明させていただきます。

議員おっしゃいましたように、このたびのコロナウイルスを受けまして、3月2日より臨時休業という形を取らせていただいております。その間の給食費については徴収しないということで対応させていただいておりますが、今回の補正予算のこの金額につきましては、その内容については計上されておられません。3月2日以降につきましては、現在、これまでの支出等、今計算しているところでございますので、申し訳ございませんがまだ数字的には出ておりませんので、御了承願いたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 介護保険の認定者数の状況ということで、今手元にある資料で申し上げますと、令和元年度の当初予算を編成した当時の認定者数の状況になりますが、ですので昨年11月だということで御承知おきください。

全体で926件、内訳を申し上げますと、要支援1・2の方、合計で153件、要介護1から5までの方で773件といった状況でございます。以前、九十九里町の高齢者の方、比較のお元気な方が多く、要介護よりも要支援のほうが多いんだというお話をさせていただいたところでございますが、今年度にあってはどちらかというと要介護の方がぐっと増えてきたと。さらに細かく申し上げますと、要介護5の方が増加傾向にあつて、特に80歳以上の方がここに来て、秋以降ぎゅっと増えてきたというような現象が、つい先日考察させていただいたところでございます。詳細につきましては、後日、全員協議会で改めて御報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

確かにこの補正予算には入らないのは分かっていたけれども、今現在の状況がちょっとどうなのかなというのがありまして、今本当にどこの自治体も給食のことでは結構いろいろと計算されている中だと思うんですけども、業者のほうからは何か言っていたことってあるんでしょうかね。今、ごめんなさい、予算とは違うんですけど、聞くところがないのでここでちょっと聞かせていただきたいと思いますので、すみません、お願いします。

それと介護のほう、秋以降ということで、まさか介護5の人がこんなに増えたというのも私も信じられないなと思いました。今まで、今課長がおっしゃったように、介護予防に力を入れていただいて、介護支援の方がいらっしゃるのは分かっていたんですけども、ちょっと残念かなと思って、でも全協でまた詳しいことを教えていただけることですので、これはいいです。

○議 長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎肇君。

○教育委員会事務局長（篠崎 肇君） お答えさせていただきます。

業者からの話ということでございます。3月分の食材費につきましては、ほぼほぼキャンセルが済んだところでございます。業者からのほうにつきましては、特に何か言われたということは報告受けてございません。こういう事態ですので、業者の皆様もやむなしというところで御理解いただいているものと思います。

○議 長（内山菊敏君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

まず、国民健康保険と後期高齢でちょっと質問いたします。

国民健康保険、6ページ、保険基盤安定繰入金361万4,000円の減額補正が出ていますけれども、30年から広域化になって、基盤安定がどのように、基盤安定というのは保険料の収納不足分を補うという、不足を生じたときに繰入れするというものだと思うんですけども、どうもいろいろ調べると国は保険基盤安定負担金、低所得者対策を除き都道府県に費用を交付ということになっているようなんです。定率負担分、今まで100分の32、あと調整交付金、負担金といろいろ100分の9とかという負担割合があったと思うんですけど、その割合がど

ういうふうになったのか。それから、この広域化によってどういう変化があるのかということをお答えいただきたいと思います。

それから、後期高齢で、5ページ、歳入、款1のところ、特別徴収保険料9,332万5,000円と普通徴収3,700万というふうに出ています。補正額が295万2,000円、504万8,000円とそれぞれ出ていますが、この特別徴収と後期高齢も広域化でやっているんですけども、要するに普通徴収の方が年金から差し引かれない方、いつも聞いていると思うんですけど、どのくらいの割合で今人数がいて、そして例えばこれ見ると現年度分が295万2,000円ということで、滞納分も特に普通徴収は滞納分があるのかなというところで、保険証の交付はどのようにされているのか。保険証、後期高齢のね。というのは、一般質問の冒頭に私も言ったんですけども、やはり高齢者の今回の新型インフルエンザ、高齢者、特に今直接命に関わることなので、保険証の交付がきちっとされているかどうか。それ、お願いします。

○議 長（内山菊敏君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） まず、国民健康保険の基盤安定繰入金の減額についてですが、基盤安定繰入金につきましては、均等割部分の低所得者に該当する方の均等割部分を法定軽減しておりますので、その部分について県が4分の3、町が4分の1を補填しているものでございます。

ですので、国の補助がないということなのですが、国民健康保険において減った理由と申しますのは、九十九里町のほうは標準保険料率を参考に算定する平成30年以降の保険料におきまして、積立金や繰越金などを考慮して、それよりも少し低い金額を設定しているところでございます。また、平成元年度におきましては、医療・介護・後期分をそれぞれ1,000円ずつ引下げをいたしましたので、減額すべき均等割の総額が減りましたので、基盤安定のほうも減っているということでございます。

それと、交付金のほうの32%、9%の定率交付については、特に変更はございません。

国保のほうは以上の2点でよろしいでしょうか。

普通徴収と特別徴収の被保険者の関係なのですが、後期高齢者医療制度におきましても75歳に到達をして、すぐにはちょっと特別徴収にはなりませんので、普通徴収と特別徴収が混在している状況でございます。ですので、単純に普通徴収が何人、特別徴収が何人という被保険者の区分けは実は厳密にはできないところでございますが、今現在、年金の受給者、年金を受給できない方の人数というのはだんだん減ってきておりますので、特別徴収の該当者のほうが増えているかなというところでございます。普通徴収は、ごめんなさい、ちょっと

数字が間違っていたら申し訳ないんですが、500とかそのぐらいが固定の人数かなというふうに思っております。

それと、保険証の件なんですけど、後期高齢者医療制度におきましても短期証の交付は実は一応行ってはいるんですが、一旦はお呼出しをいたしますが、事情を聞きまして1か月の短期とか3か月の短期とかいう保険証は発行しておりません。半年単位で、事情を聞いて交付しているような状況でございます。住所不定の方とか、どうしても届かない方が数名、もしかしたらまだあるかもしれませんが、そのほかの方については全て保険証は交付済みでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

後期高齢の保険料のまた再質問なんですけれども、500人ぐらいの人がいわゆる無年金者か、あるいは年金があっても18万以下というふうな判断でいいんでしょうか。もし半年半年の、例えば滞納していても半年半年の保険証を交付しているというのは、例えばその間に納付されなくても半年が来たら自然とその方に送付するという、そういうやり方をされているのかどうか。保険証の交付の仕方。

○議長（内山菊敏君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） 後期高齢者医療制度につきましては、介護保険の次にできた制度でございます。ですので、介護保険のほうが実は優先されておりますので、受給する年金額の2分の1以上が特別徴収に該当する場合には特別徴収は行いません。また、御本人が希望して普通徴収のほうを選択されている方も数名はいらっしゃいます。

それと、後期高齢者医療で短期証のほうの該当になる方は毎年5名とか、その辺の人数なんですけど、必ずよくお話を聞きまして納付についての相談をさせていただきまして、納付できる状況をつくっていただいて保険証を必ず交付するような状態でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） すると、その納付相談がうまくいかない高齢者、いわゆる75歳以上の後期高齢の対象者には保険証は交付されないということなんじゃないかな。

○議長（内山菊敏君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） 九十九里町におきましては、幸いにも保険証を交付できないような状況の被保険者の方は今のところいらっしゃらないところでございます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 分かりました。

○議 長（内山菊敏君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） ほかに質疑なしと認めます。

以上、特別会計補正予算質疑を終わります。

これより一般会計補正予算及び特別会計補正予算について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は議案ごとに行います。

議案第10号の採決をいたします。

議案第10号 令和元年度九十九里町一般会計補正予算（第8号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号の採決をいたします。

議案第11号 令和元年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号の採決をいたします。

議案第12号 令和元年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号の採決をいたします。

議案第13号 令和元年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号の採決をいたします。

議案第14号 令和元年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号の採決をいたします。

議案第15号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は午後1時です。

（午前11時36分）

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時56分）

◎日程第3 議案第16号 九十九里町私法上の債権の放棄に関する条例の制定について

○議長（内山菊敏君） 日程第3、議案第16号 九十九里町私法上の債権の放棄に関する条

例の制定についてを議題といたします。

議案第16号について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、秋原充君。

(提案理由説明)

○議 長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

議案第16号に今提案されている債権の放棄に関する条例なんですけれども、自治体の有する債権は住民にサービスを提供する中で当然起きる債権だと思うんです。調べると、公法上の債権と私法上の債権、何か両方あるということで、ところが実はこの区別は非常に難しい、区別するのは大変難しいと。行政処分より発生する債権も税金のように強制徴収権のある債権と強制徴収権のない債権、この2つに分かれているということなんだそうですけれども、法律の規定に基づいて発生している債権以外の債権が私法上の債権になると。

この私法上の債権と公法上の債権を区別する明確な根拠はないというふうに、ちょっと私が調べたところではそういうふうを書いてあるんですけれども、これに関して特徴を全ての債権に厳格に当てはめて考えるのは大変難しいというふうになっていますけれども、この区別はどうなんでしょうか。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃられた公法上の債権、私法上の債権については、関係法令の裏づけにより区別ができます。

大まかな例で申し上げますと、本町における公債権、公共上の債権ですね、これは町税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料、農業集落排水施設使用料、老人保護費負担金等でございます。

これに比べて私債権、私債権というのは逆に言うと公法、それぞれの税法等の法律の裏づけがなく、その処分が民法上の契約において行われるというもので、町の収入からすれば、大きなものと言えば町営住宅使用料、学校給食費、ガス料金でございます。この分につきまして、私債権についてこの条例を制定し、適正な管理に努めたいというところでございます。以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 公債権と私債権の大きな違いとして、時効の援用の必要があるか否かということになるというふうになっていって、公債権と私債権を区別する必要がある1点目として、消滅時効の期間が違ふと。私債権であれば民法の適用を受け時効期間は原則として10年なのですが、短期消滅時効という、こういったまた別な面倒な制度があるというふうになっているんですね。

それから、もう一つ注意が必要なのは、商事債権、これ時効期間は5年。特に自治体によっては商事債権が発する余地がないと考えているかもしれないけれども、相手方が株式会社であれば当然商事債権になるので、こういった大変難しい問題も発生するという事になっていて、これをよく見ると決して簡単な管理ではない、管理も大変難しいということで、相手方がいろいろ時効の問題も出てくると。自治法上の債権、つまり自治体が持っている債権は督促をすることによって、一度、時効は絶対的に中断すると。一方、民法上の債権になると請求差押えの手続を取らないと時効は中断しない。つまり催告を、払ってくださいということを経た後、6か月以内に裁判所の手続を取ることで時効が中断すると。民法の第153条というのは、自治法上の債権にも使えるけれども大変面倒くさいというようなことが書いてあるんですね。

実際、何かこれを訴えることによって裁判で負けた前例もあるということで、それは水道料金の消滅時効期間を5年のつもりで管理していたけれども、これを2年とする最高判決が出て行政側が負けたとか、そういった大変厄介な問題があるようなんです。

債権管理をまた積極的に行う上で問題となるのは、訴えを提起するときに議会の議決が必要であるという規定、住民により構成される自治体が住民を訴えるのは重要なことであるということで、大変これは住民にとっても、あんまり行政にとってもいい議案ではないんじゃないかなと。住んでいる自治体のやっぱり平均所得や何かによっても大分違うようなので、自治体が自分たちの地域の特性をよく考えて、自治体に合った債権管理をしたほうがいいというふうになっているんですけれども、どうなんでしょう。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 繰り返し御説明いたします。

町が持つ債権は、先ほど申し上げたのがほぼでございます。議員がおっしゃられているのは、国内にある個人等に係る全ての債権をひっくるめたお話に今なっております。公法上の債権というような債権は、今議員が民法がどうのこうのとおっしゃられましたけれども、法

律によりその処分ができることになっております。裁判に訴えなくても処分ができます。ただ、私債権については、議員がおっしゃられたとおり、期間が今マックスで言うと10年間あったり、時効の援用が必要であったり、納税者と言いましたが、負担者が死亡しておってもその債権を落とせないとか、そういう規定がある。これが私法上の債権の取扱いの難しいところであって、この債権を適正な管理をしたいというのがこの条例ですね。

今、細かい御質問については、それぞれうちのほうの債権を管理する課がございますので、その債権の処理の関係についてそれぞれ答えをさせたほうが話は早いのかなと思いますので、続けて答えていただきたいと思います。

私からは以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） そこで、この債権管理条例の4番目には債権管理台帳の整備というのをしなければいけないというふうになっていて、日常の債権管理ではこれが一番大変だと。債権管理台帳にあっても常にその台帳の管理をしなきゃいけないということで、職員は異動するたびに体裁の異なる債権管理台帳を扱わなければならなくなるので、逆に職員にとっても管理そのものが難しくなるんじゃないかと、共通のフォーマットを持った債権管理台帳が必要だと。そういうふうに、今ばらばらないろいろ総務課長お答えいただいているんですけども、ちょっと内容が違うと思うんですね。ですから、やはり今までのように議会にあって不納欠損や何かで私は管理したほうが良いと思いますから。

○議 長（内山菊敏君） よろしいですか。

（「分かりました。はい」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） ほかにありませんか。

4番、鑓田貴俊君。

○4番（鑓田貴俊君） 4番、鑓田です。

今の質問と重複するかどうかちょっと私も分からないんですが、私の観点から2点ほど、債権管理の観点とそれから議会報告の2つの点からちょっとお伺いしたいと思います。

この第1条の2行目に地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る町の債権、これを除くと。この町の債権というのは、先ほども出たかもしれませんが、町の強制徴収公債権ということだと思います。

そこで、ここで言う私債権が滞納していれば、通常、強制徴収公債権も当然滞納されていると思われます。しかし、私債権が滞納していても、公債権がたまたま何かの事情で納付さ

れていることはないのかどうか。

例えば、台帳を見たら資産があったと。けども、ケースとしてはあまりないと思いますが、あながち全くないとも言えないんじゃないか。今までは、それは個人情報だとか、いろんなことからそういうのを確認すること、私債権で強制徴収公債権のほうを債務者情報として調べることはできなかったわけですね。恐らく今もできないと思うんですけども、ただ私債権と同じ状況であるというのを確認する必要はないのかどうか。

例えば、分かりやすく言うと、給食費のほうは日夜日参しても誰もいない、もう行方不明だ。けども、税金のほうは台帳には資産があったということが全くないとも言えないんじゃないかと。その場合に、もしも公益性が認められるということであれば、強制徴収債権あるいは税金、そういう債務者情報を利用できるということがあるというふうに認識しているんですけど、ただそのためには、いわゆるこの条文に、その場合は公債権のほうも確認できるというのをうたえば、逆にその債務者情報を得られるんじゃないかと。

例えば、実際に隣接している各市では、債権管理条例として設定しています。今回、そこまで踏み込まないのは、先般おおよその金額は何だったんですけども、想定される金額がそれらの隣接する市に比べて小さいからなのかどうか。その辺のことをお伺いしたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 副町長、佐々木悟君。

○副町長（佐々木 悟君） 鎌田議員の御質問にお答えいたします。

なぜ私がお答えするかといいますと、町では債権連絡会議というのを立ち上げまして、町が保有しております債権について全庁的に取り組んでいこうということでこの会議を立ち上げたわけでございます。

この会議の中で、議員がおっしゃられた情報の共有というのも話し合われまして、当初この条例案の中に税情報の共有と、私債権と税情報で情報を共有しようと、条例に規定すれば情報が共有できるんじゃないかということでした。たき台の段階では載せたんですけども、その後地方公務員法上の守秘義務と、あと御承知のとおり税法上の守秘義務というのがあります。それを調べていくと、単に条例に定めたからといって税法上の守秘義務が突破できると、そういうものではないというのが分かりましたので、もう少し検討を進めて税情報の共有ができるかどうかというのをこの債権連絡会議の中で深めていこうと。そういう経緯の中で、今回、当面の課題として給食費など、所在不明や死亡されたのに時効が引用されずにどんどん滞納額が残っていくと、そういう会計上の適正化を図ろうと、そういう趣旨でこの条例を上程したわけでございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 4番、鏝田貴俊君。

○4番（鏝田貴俊君） 4番、鏝田です。

ありがとうございました。債務者情報の共有ということについては、今副町長からも御答弁ありましたように、法律の専門家によってその辺の理解とか解釈があると思いますので、それはそれで分かりました。

もう一点なんですが、議会報告、この条例に関しての議会報告に関してちょっと質問したいと思います。

第2条の（2）に、債務者が死亡、行方不明、その他、これに準ずる事情による弁済がないとき議会に報告するという、放棄する場合は議会に報告するということなんですが、その際、議会の議決の判断材料としてどの程度の資料の御提示がいただけるのか。金額のみなのか、あるいは死亡何件、行方不明何件とか、あるいはもう少し踏み込んだ資料の御提示をいただけるのか。議会の議決の判断、資料のことについて御答弁いただければと思います。

○議 長（内山菊敏君） 副町長、佐々木悟君。

○副町長（佐々木 悟君） それでは、お答えいたします。

議会への報告につきましては、申し訳ありませんが、まだそこまで詰め切れておりませんので、今後、議会の皆様と相談しながら、どういう形で報告していこうかというのは詰めさせていたきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第16号 九十九里町私法上の債権の放棄に関する条例の制定についてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(内山菊敏君) 起立多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり承認されました。

◎日程第4 議案第17号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長(内山菊敏君) 日程第4、議案第17号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第17号について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、秋原充君。

(提案理由説明)

○議長(内山菊敏君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第17号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第18号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（内山菊敏君） 日程第5、議案第18号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第18号について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、秋原充君。

（提案理由説明）

○議長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第18号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（内山菊敏君） 起立多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり承認されました。

◎日程第6 議案第19号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（内山菊敏君） 日程第6、議案第19号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第19号について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、秋原充君。

(提案理由説明)

○議 長(内山菊敏君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(内山菊敏君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(内山菊敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第19号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定
についてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長(内山菊敏君) 起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり承認されました。

◎日程第7 議案第20号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

○議 長(内山菊敏君) 日程第7、議案第20号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第20号について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、秋原充君。

(提案理由説明)

○議 長(内山菊敏君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(内山菊敏君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第20号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(内山菊敏君) 起立多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり承認されました。

◎日程第8 議案第21号 九十九里町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(内山菊敏君) 日程第8、議案第21号 九十九里町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第21号について、提案理由の説明を求めます。

住民課長、戸田佳子君。

(提案理由説明)

○議長(内山菊敏君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第21号 九十九里町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり承認されました。

◎日程第9 議案第22号 九十九里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(内山菊敏君) 日程第9、議案第22号 九十九里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第22号について、提案理由の説明を求めます。

税務課長、中川チェリ君。

(提案理由説明)

○議長(内山菊敏君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第22号 九十九里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり承認されました。

◎日程第10 議案第23号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（内山菊敏君） 日程第10、議案第23号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第23号について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、秋原充君。

（提案理由説明）

○議長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第23号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり承認されました。

◎日程第11 議案第24号 九十九里町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（内山菊敏君） 日程第11、議案第24号 九十九里町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第24号について、提案理由の説明を求めます。

社会福祉課長、山口義則君。

(提案理由説明)

○議 長(内山菊敏君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(内山菊敏君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(内山菊敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第24号 九十九里町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議 長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり承認されました。

◎日程第12 議案第25号 九十九里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議 長(内山菊敏君) 日程第12、議案第25号 九十九里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第25号について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長、篠崎英行君。

(提案理由説明)

○議 長(内山菊敏君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(内山菊敏君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第25号 九十九里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(内山菊敏君) 起立多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり承認されました。

◎散会の宣告

○議長(内山菊敏君) 本日の日程はこれをもって終了しました。

3月9日定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時47分

令和2年第1回九十九里町議会定例会会議録（第4号）

令和2年3月9日（月曜日）

令和2年第1回九十九里町議会定例会

議事日程（第4号）

令和2年3月9日（月）午前9時33分開議

- 日程第 1 議案第2号 令和2年度九十九里町一般会計予算
議案第3号 令和2年度九十九里町給食事業特別会計予算
議案第4号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計予算
議案第5号 令和2年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算
議案第6号 令和2年度九十九里町介護保険特別会計予算
議案第7号 令和2年度九十九里町病院事業特別会計予算
議案第8号 令和2年度九十九里町農業集落排水事業特別会計予算
議案第9号 令和2年度九十九里町ガス事業会計予算

日程第 2 休会の件

出席議員（14名）

1番	西村みほ君	2番	小川浩安君
3番	原田教光君	4番	鏈田貴俊君
5番	中村義則君	6番	古川徹君
7番	浅岡厚君	8番	荒木かすみ君
9番	内山菊敏君	10番	善塔道代君
11番	細田一男君	12番	佐久間一夫君
13番	谷川優子君	14番	古川明君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 大矢吉明君 副町長 佐々木 悟君

教 育 長	藤 代 賢 司 君	総 務 課 長	秋 原 充 君
企画財政課長	戸 村 俊 之 君	税 務 課 長	中 川 チェリ 君
住 民 課 長	戸 田 佳 子 君	健康福祉課長	作 田 延 保 君
社会福祉課長	山 口 義 則 君	産業振興課長	篠 崎 英 行 君
まちづくり 課 長	古 川 富 康 君	会 計 管 理 者	南 部 雄 一 君
ガ ス 課 長	中 村 吉 徳 君	教 育 委 員 会 長	篠 崎 肇 君
農 業 委 員 会 長	吉 田 洋 一 君	教 育 委 員 会 主 幹	内 山 茂 樹 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	木 原 正 幸 君	書 記	伊 藤 さやか 君
---------	-----------	-----	-----------

◎開議の宣告

開 議 午前 9時33分

- 議 長（内山菊敏君） ただいまの出席議員数は全員です。
これより本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議 長（内山菊敏君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

- ◎日程第1 議案第2号 令和2年度九十九里町一般会計予算
議案第3号 令和2年度九十九里町給食事業特別会計予算
議案第4号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計予算
議案第5号 令和2年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算
議案第6号 令和2年度九十九里町介護保険特別会計予算
議案第7号 令和2年度九十九里町病院事業特別会計予算
議案第8号 令和2年度九十九里町農業集落排水事業特別会計予算
議案第9号 令和2年度九十九里町ガス事業会計予算

- 議 長（内山菊敏君） 日程第1、議案第2号 令和2年度九十九里町一般会計予算、議案第3号 令和2年度九十九里町給食事業特別会計予算、議案第4号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計予算、議案第5号 令和2年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算、議案第6号 令和2年度九十九里町介護保険特別会計予算、議案第7号 令和2年度九十九里町病院事業特別会計予算、議案第8号 令和2年度九十九里町農業集落排水事業特別会計予算、議案第9号 令和2年度九十九里町ガス事業会計予算を一括議題とし、本日は予算説明といたします。

議案第2号から議案第9号までについて、順次、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、戸村俊之君。

（提案理由説明）

- 議 長（内山菊敏君） 暫時休憩します。
再開は11時です。

（午前10時41分）

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10 時 56 分）

○議 長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎肇君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） 住民課長、戸田佳子君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） ガス課長、中村吉徳君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） 各会計予算の説明が終了いたしました。

各会計予算の審議は、後日の本会議で行います。

◎日程第 2 休会の件

○議 長（内山菊敏君） 日程第 2、休会の件を議題といたします。

お諮りします。

3月10日から3月18日まで各常任委員会の開催及び議案調査のため休会としたいと思
います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、3月10日から3月18日まで休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議 長（内山菊敏君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

3月19日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでした。

散 会 午前11時53分

令和2年第1回九十九里町議会定例会会議録（第5号）

令和2年3月19日（木曜日）

令和2年第1回九十九里町議会定例会

議事日程 (第5号)

令和2年3月19日(木) 午前9時47分開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 2号 令和2年度九十九里町一般会計予算
議案第 3号 令和2年度九十九里町給食事業特別会計予算
議案第 4号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計予算
議案第 5号 令和2年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 6号 令和2年度九十九里町介護保険特別会計予算
議案第 7号 令和2年度九十九里町病院事業特別会計予算
議案第 8号 令和2年度九十九里町農業集落排水事業特別会計予算
議案第 9号 令和2年度九十九里町ガス事業会計予算
- 日程第 3 九十九里町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第 4 請願第 1号 「デマンド乗合タクシー、循環バス」の運行を求める請願
- 追加日程第1 議案第26号 令和元年度九十九里町一般会計補正予算(第9号)
議案第27号 令和元年度九十九里町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 追加日程第2 議案第28号 契約の締結について
- 追加日程第3 議案第29号 副町長の選任につき議会の同意を求めることについて

出席議員 (14名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 西村みほ君 | 2番 | 小川浩安君 |
| 3番 | 原田教光君 | 4番 | 鎗田貴俊君 |
| 5番 | 中村義則君 | 6番 | 古川徹君 |
| 7番 | 浅岡厚君 | 8番 | 荒木かすみ君 |
| 9番 | 内山菊敏君 | 10番 | 善塔道代君 |
| 11番 | 細田一男君 | 12番 | 佐久間一夫君 |
| 13番 | 谷川優子君 | 14番 | 古川明君 |

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	佐々木悟君
教育長	藤代賢司君	総務課長	秋原充君
企画財政課長	戸村俊之君	税務課長	中川チエリ君
住民課長	戸田佳子君	健康福祉課長	作田延保君
社会福祉課長	山口義則君	産業振興課長	篠崎英行君
まちづくり課長	古川富康君	会計管理者	南部雄一君
ガス課長	中村吉徳君	教育委員会 教務局長	篠崎肇君
農業委員会 事務局長	吉田洋一君	教育委員会 教務局主幹	内山茂樹君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	木原正幸君	書記	伊藤さやか君
------	-------	----	--------

◎開議の宣告

開 議 午前 9時47分

○議 長（内山菊敏君） ただいまの出席議員数は全員です。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（内山菊敏君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 諸般の報告

○議 長（内山菊敏君） 日程第1、諸般の報告をいたします。

文教民生常任委員会委員長から、委員会審査報告があり、これを受理いたしました。

◎日程第2 議案第2号 令和2年度九十九里町一般会計予算

議案第3号 令和2年度九十九里町給食事業特別会計予算

議案第4号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計予算

議案第5号 令和2年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算

議案第6号 令和2年度九十九里町介護保険特別会計予算

議案第7号 令和2年度九十九里町病院事業特別会計予算

議案第8号 令和2年度九十九里町農業集落排水事業特別会計予算

議案第9号 令和2年度九十九里町ガス事業会計予算

○議 長（内山菊敏君） 日程第2、議案第2号 令和2年度九十九里町一般会計予算、議案第3号 令和2年度九十九里町給食事業特別会計予算、議案第4号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計予算、議案第5号 令和2年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算、議案第6号 令和2年度九十九里町介護保険特別会計予算、議案第7号 令和2年度九十九里町病院事業特別会計予算、議案第8号 令和2年度九十九里町農業集落排水事業特別会計予算、議案第9号 令和2年度九十九里町ガス事業会計予算を一括議題といたします。

各会計とも既に内容の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑は分割して行います。

初めに、一般会計予算について質疑を行います。次に、特別会計予算及び事業会計予算について質疑を行います。ただし、質疑の内容が各議案に関係する場合は、これを許します。

これより一般会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田です。

一般会計予算、款8の消防費の中で、先般の予算説明の中でもお聞きしたんですが、報償費の中で消防審議会が設立されているんだけど、27年、28年、29年、30年かな、4年間ぐらい一度も開いていないと。その中で、我々の、私が言った分お願いしたと思うんだけど、今、若い人たちがいない、団員の集まりも少ないという中で、機構改革ということで議会でお願ひしてあったんだけど、その間4年間、そういった機構改革問題等も審議もしない、開催もしないという中なんだけど、それはどういうことなのか。

もう一点は、8款消防費の中の4目災害対策費、この中に報償費1万7,000円、金額はそんなに大きいものじゃないですけども、防災会議委員報償金が計上されているんだけど、今、本町を取り巻く防災対策についていろんな問題が発生している中で、その防災会議は27年かな、これ4回ほど開催したという報告を受けているんだけど、その内容、審議の内容をもう一度お願いしたいと思います。

その2点です。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず1点目、予算書で申し上げますと本冊79ページ、8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、1節報酬の消防審議会委員報酬、11名分3万2,000円。これについての御質問でございますが、常任委員会でも御説明いたしましたとおり、本予算は、消防審議会に町長が案件があつて諮問して、消防審議会のほうから答申を頂いて、消防行政の振興に努めていくと、そのための委員会を開いた場合の委員報酬でございます。

議員がおっしゃられているとおり、昨今消防団員が減少している中で、消防組織の機構改革というのが、これはやはり必要であるということは団のほうも確認をしておるところでございます。町も、消防の事務局を受け持っている以上、団幹部の会議等におきましても、そういうお話をさせていただいておる状況でございます。

その辺で、団のほうの意見の取りまとめが済んで、それから、町としても町内の広域的な消防団としての位置づけも踏まえて、今後の在り方について検討を続けていくということでございますが、議員がおっしゃられるとおり、平成27年か6年に最後やっておるんですが、

これは諮問というわけじゃなくて、当時の機庫の整備計画が終了することに伴っての確認のための会議であったというふうに聞いてございます。

先ほど申しましたけれども、団員の減少は、これはどうしても抑えられないところがあります。これについて、やはり団と協力を取りながら、これに対する対応について必要であれば消防審議会にかけていかなければならないと考えております。引き続き、その辺は相談をしながら進めていきたいと思っております。

それからもう一点、80ページの防災会議報償金、これは昨今の一般質問でもお答えをさせていただきましたが、平成27年3月に改定を加えました九十九里町地域防災計画、この改定を行うのに、26年から27年にかけて4回、防災会議を開催してございます。内容につきましては、計画の内容について、国、県との計画との整合性を取るということで開催をしております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田。

1点目の消防運営審議会、団員が少ないということは各団の運営がおぼつかないと、そういった中で、今、課長答弁にもあったんですけども、消防団部数によって、高額なポンプ自動車等を整備しているんですけども、大きな金額の機庫の整備や消防車の整備、団員がないのにそういうところに消防車を整備しても、実際有事があった場合には活動、運用はできないでしょう。そういうのはもう前々から分かっているところを、我々はそういうのをお願いしていたんだから、早速にはすぐできないので、前もってそういうものに取り組んでいけるような方向性を示してもらいたいと思っております。

予算云々じゃなくてその内容が伴わないと、せっかく予算編成しても、1万7,000円前後のお金だと思っただけですけども、1万7,000円がどうのこうのじゃない。その内容が非常に大事じゃないかと。2,000万、3,000万、4,000万の予算を組むのに、皆さん一生懸命努力しているんだからね。その点は十二分、十二分というか前向きに、早急に、そういうふうに取り組んでいただけるようお願いしたいと思います。

それから、防災会議は、今、本町を取り巻く防災対策でいろいろな案件が出ていますけれども、先般もあったんですけども、片貝中央海岸の防潮堤並びに片貝漁港の防潮堤、この建設に対して、県、国が主導してやっていただける中で、いろいろな要望は出ているんですけども、それは県でやること、国でやることだということで答弁いただいているんですけども、

また、説明会を開催するようなことに、片貝漁港の防潮堤については、また説明会をやるといっただけけれども、幾ら質疑応答をやっても、決定権のある、決裁権のある町長、防災会議で取り上げないで、町長決裁で多分回答していると思うだけけれども、その点どうですか。

片貝中央海岸の防砂堤並びに片貝漁港の防潮堤に関して、防災会議に諮ったのかどうか。

○議長（内山菊敏君） 細田一男君にお伝えいたします。

予算審議なので、予算に関係あることを質問してください。

11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 私の質問していることが分からないのかなと思うだけけれども、防災会議で、そういうものを審議しているんですか、するんですかという話を聞いているんですよ、今。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） お答えをさせていただきます。

防災会議の会議内容につきましても、前の一般質問でもお答えをさせていただきましたが、国、県が行う防災事業に対して、市町村が議論するのは、これは大いに結構なことだと思います。ただ、私が申しているのは、その場所が防災会議ではないということだけなんです。防災会議は法律で規定されている会議でありまして、規定どおり、地域防災計画の策定に関し重要な案件をもむと。ただ、そこで加えたのは国、県事業の話として、市町村の防災会議で、防災会議の中でその事業をもむことはないというだけであって、議論するのは大いに結構なことだと思います。ただ、場所がちょっと違うということだけなんです。それだけは御理解いただきたいと思います。

防災会議じゃなく別の場所、例えばこういう本議会で質問、一般質問で出て、それに答えたりとか、そういうことは大いに結構だと思います。それだけ御理解いただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田。

課長の言わんとしていること、私の聞いていることを、言わんとしていることは十分理解できるだけけれども、これまた6月にやりますけれども、防災会議は各市町村でやると言っているだけけれども、防災会議を設定、運営する必要性ないでしょう。重要案件が来ているのに防災会議に諮らないで進んでいるということは、防災会議要らないですから。防災会議

の第2号には載っていますよ。

○議 長（内山菊敏君） 答弁よろしいですか。

（発言する者あり）

○議 長（内山菊敏君） よろしいですね。

ほかに質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

37ページ、款2総務費、目6節7の報償費、37ページの6企画費の中段なんですけれども、節7の報償費の中で報償金7万5,000円と、またその下に総合戦略審議会委員報償金22万7,000円について、詳しくお聞きしたいと思います。上の7万5,000円は公共交通だと思うんですけれども、その関連についてお答えください。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

（「ごめんなさい、ほかもあったんだ。全部言わなきゃいけないでしょう」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） はい。

（「ちょっとごめんなさい。いいですか、まだある」と言う者あり）

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

一般会計のほうから、あと2点、追加ですみません、質問させていただきます。

59ページで衛生費、節19扶助費、高校生等医療費扶助208万8,000円ということが予算化されております。高校生まで医療費の拡充ということは説明いただきましたけれども、大変これはこれでありがたいんですけれども、現在窓口負担がどのようになっているのか、所得に応じて窓口負担があるのか。自治体によっては窓口負担ゼロのところもあるので、その窓口負担はどのようになっているのかお答えいただきたいと思います。

じゃ、その2点お願いします。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それではお答えをさせていただきます。

37ページ、6目企画費の7節報償費、まず報償費の7万5,000円についてでございますが、新たな地域の公共交通の在り方につきまして検討するため、令和2年度公共交通会議を設置するための予算でございます。この予算につきましては、バス事業者、あるいはタクシー事業者、そして町職員、そして国、県からの職員を招きまして、九十九里町の公共交通の在り

方について意見交換をし、方向性を見いだすための会議を開くための報償費を計上させていただいたところでございます。

人口減少対策における定住・移住の課題としまして、今、第5期の町総合計画を策定準備を進めているところでございますが、アンケート調査におきましても、地域の公共交通の充実の必要性について多くの回答を頂いており、この会議を通しまして、その人口対策、そして一方で、今重要な提案事項でございます、高齢者の交通環境の整備、そういったことに直視しまして協議をし、方向性を見いだしていきたいというものの予算でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

それと、もう一方の総合戦略審議会委員報償金22万7,000円でございますが、これは人口減少対策におきます町総合戦略ということで、目標値を定めながら歩んできたところでございます。それを1年延長しまして、引き続き人口減少対策に町として取り組むための審議会の報償金でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 1問ずつ答えていただかないと。

（発言する者あり）

○13番（谷川優子君） いえ……、3回、答弁……。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、私のほうからは、59ページ説明欄上から3個目でございます、高校生等医療費扶助についての自己負担率の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、この高校生等医療費扶助の制度の概要でございますが、町内に在住の15歳から18歳までの高校生などを対象といたしまして、自己負担につきましては入院・通院を300円、調剤について無料とするものでございます。子ども医療の切替えに合わせて8月からの実施を予定しておりまして、助成の方法につきましては償還払いを予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

地域公共交通会議、それから、今説明いただきました各事業所関係と、あと県とのそうい

った会議だと、具体的に話をすると。それをもって総合戦略審議会にかける、別という考え
方なんですかね。もう一度そこをお答えいただきたい。その中に、要するに総合戦略審議会
の中には公共交通の問題は全然入っていないということで、全然別だということなんですか。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） まず、総合戦略会議につきましては、平成28年2月にまち・
ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略ということで、町の人口減少に係る課題を解決する
ための審議する機会を設けて、今日まで歩んできたものでございます。

一方で、公共交通会議につきましては、先ほど御説明をさせていただきましたが、今、町
が置かれている公共交通の在り方、そして高齢者が抱える交通の不便さ、そういったものの
解決に向けて、町としてどういった施策が有効なのかというところを議論するところでござ
います。

議員おっしゃる、もう一つの、今、町が第5期の総合計画を令和3年度に向けて準備をし
ているところでございますが、その中で先ほど触れましたアンケート調査を今年度実施した
ところ、公共交通の在り方について、非常に充実したまちづくりを求めているというような
意見が多かったという結果から、そういった公共交通会議の中で、事前にそういった問題を
いろいろな有識者から情報を得ながら、施策を、方向性を見いだしていきたいと考えている
ところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

回答の内容は分かりました。

ただ、今後こういった公共交通の審議会や何かを持つときには、一般住民も入れて話し合
うときには、できるだけ必要としている住民の意見を、その中に取り入れることができるよ
うに、そういった住民を委員の中にぜひ入れてやっていただきたいと思います。

それから、先ほど窓口負担300円と、これは所得に関係なく全員、窓口負担がかかってく
るのかどうなのか、それはちょっとお答えいただいていたので、所得に応じてという
ことなのかどうなのか。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、お答えをさせていただきます。

先ほど私が申し上げましたのが、窓口負担ということではなく自己負担、これにつきまし
て、一律入院通院300円と、調剤については無料と。制度上、窓口負担を300円というよう

形にいたしますと、これは現物給付という形になりますが、我々が今考えておりますのが、償還払いと、後日精算ということで自己負担を300円とするものでございます。所得に応じた額の差というのは設けてございません。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） ほかにありませんか。

6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川徹です。

37ページ、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、10節需用費の中の食糧費5万4,000円。あと、次ページ、38ページ、節で申し上げますと13節使用料及び賃借料、この中の会場借上料5万9,000円。これは婚活に関わるものだと思うんですけども、どのようなことを考えられているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、40ページ、2款総務費、1項総務管理費、9目諸費の中の14節工事請負費の防犯灯設置工事79万1,000円。これは60か所ということでお聞きしたと思うんですが、これは常任委員会のときに時間がなかったもので、あえてお聞きします。どういうものなのかお聞きしたいと思います。

それと、79ページ、8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費の中の10節の需用費の中の消耗品費で、これは備蓄用の飲料水や非常食ということでお話があったと思うんですが、これに関連して、次の80ページの4目災害対策費の中の10節の需用費の中で消耗品費という形であるんですけども、たしかこれ土のう袋とかなんとかという話をお聞きしたと思うんですが、昨年度から比べると、この消耗品費の中で75万2,000円減額という形になっているんですけども、前に御提案したんですけども、段ボールベッド、そういったものも備蓄して管理できているのかどうか、この中に含まれているのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは、お答えをさせていただきます。

37ページ失礼します、6目の企画費、10節の需用費の中から、食糧費5万4,000円についてのお答えをさせていただきます。

これにつきましては、出会いの場を設けるための婚活事業ということでの食糧費を充てている予算でございますので、よろしく願いいたします。

次ページ、38ページの13節会場借上料でございます。これにつきましては、今年度事情に

より中止となったわけでございますけれども、サンライズ九十九里さんの協力を得ながら会場をお借りして、今年度については4時間のいろいろなコミュニケーションの場を設定しながら、その事業を進めということで計画をしておいたわけでございますが、それは不十分というか、もう少し充実した時間を過ごしていただくために7時間に拡充しまして、また、軽スポーツを取り入れながら、いいコミュニケーションの時間を創出したいなということで計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） それでは、総務課のほうから、まず予算書本冊40ページ、14節防犯灯設置工事79万1,000円。議員がおっしゃられましたとおり、防犯灯のLED工事の新設工事でございます。中身としますと、東電柱取付分ですね。東電の電柱に取り付ける分が56か所、それから鋼管ポールで取り付ける分が4か所の計60か所、合わせて77万6,000円と。LEDの防犯灯新設工事でございます。

それから、次の79ページの10節消耗品費283万9,000円、こちらも、議員がおっしゃられたとおり備蓄食糧関係がございまして、まず283万9,000円のうち100万円が、これは毎年消防団の新入団員の活動服ですとか操法用のホース、消防の消耗品の関係を購入する費用として、例年100万円頂いております。

それから、備蓄関係で今年は合計183万9,000円でございます。まず、備蓄の食糧といたしまして、アレルゲンフリーカレー、それからハヤシライス、これが1,260食、それからレトルトの御飯が500食、これは高齢者用の軟らかい御飯という形になりますが500食、あと非常用飲料水500mlのペットボトルが約9,000本、以上ひっくるめて183万9,000円で、合計283万9,000円でございます。

それから、80ページの同じく消耗品費26万1,000円、こっちは3目の消防施設費の消耗品ということで、消防施設に係る消耗品でございます。主な内容としましては、消防水利等の表示看板の交換、消防水利の表示看板の交換、予算では13組分を予定してございます。

それから、議員の御質問にございました段ボールベッド、これにつきましては、昨年来から継続して導入に向けた働きかけをしております。地元の段ボール関係の企業さんとも御相談いただきながら、やっと、多分今年の年明けだったと思いますけれども、試作品なるものの提供というか、見せていただきまして、今後それについて、利用の頻度だとか利用の使い方等を踏まえた中で、必要であれば予算化をし購入をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

まず婚活のほうから、食糧費が5万4,000円かかると見込んでいると。借上げの会場分が5万9,000円と見ていると。これは、今回できなかった分を今年やっていきたいという形じゃなくて、違うんですか。会場借上げということは、会場を借り上げるからこの金額を盛ったわけですよね、そうですね。

いずれにしても、これ1回分ぐらいの回数の金額で盛ってあるのかなと思うんですよ。前にも質問で言ったんですけれども、幾らでも場所を借り上げなくてもできる場所はいっぱいあると思うんです。会費を頂いた中で、その中でやれる婚活もありだと思しますので、そのような機会をどんどん増やしてもらって、そういうようなことを考えていていただきたいと思えます。

それと、防犯灯ですけれども、60か所、東電の56のあとは4か所で60と、もう設置場所も決まっているということでよろしいでしょうかね。

私が言いたいのは、きどうみち、これは管轄がまちづくり課になると思うんですけれども、あそこはあくまでも通学路になっております。本来なら町で管理して、総務のほうで管理するのが普通なんじゃないかなと思うんですが、その辺はどう考えられているのか。できれば、あそこは避難道としても使うわけですから、総務課のほうでこの防犯灯設置工事の中に含んで整備をしていくべきだと思うんですが、その辺はどう考えられているのかお聞きしたいと思えます。

それと、段ボールベッドの件ですけれども、企業との今相談をして進めていかれているということで、各自治区のほかの自治区でも、こういう企業との締結を結んで、災害協定、こういうことも結んでおりますので、ぜひそういう形で結んでいただければいいなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

じゃもう一回、その件につきまして。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

通学路の防犯灯を含めてLED化に関しまして、きどうみちの街灯のLEDということでお話でございます。

あそこは、確かに議員おっしゃられたとおり、きどうみちとして整備して、それから通学

路の認定を受けておるということで、両方相まっております。ただ、議員がおっしゃられたとおり、整備したのがまちづくり課であったことから、いまだに街灯の管理について、電気料についてはまちづくり課が負担しておるということになっておりますので、その辺は庁内の中で、協議の中で考えていくことができると思いますので、役場の中でまちづくり課と連携を取りながら当たっていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

まず13ページ、1款1項の町民税なんですけれども、前年度に比べて2,814万、前年度比4.1%の減ということなんですけれども、これの中でふるさと納税によって、町民が他の自治体にふるさと納税したときに減額される税金なんですけれども、それが含まれているのか。またもしもそれが、今年は分からないと思いますけれども、今までどのようになっているのか、教えていただきたいと思います。

続きまして26ページ、18款1項2目いわしの町「九十九里」応援寄附金3,000万円、前年度に比べまして2,451万円の増ということなんですけれども、この辺の根拠、何か変わったことがあったのか、また変わったこと、また今までと違ったことをやろうと考えられているのか、教えていただきたいと思います。

続きまして38ページ、2款1項6目企画費、この中の24節積立金、いわしの町「九十九里」応援基金積立金3,000万2,000円。前年度の予算ですと549万2,000円だったので大幅に増えています。これは、入りの部分でもって寄附金を増やした部分だと思うんですけれども、それに伴いまして、この基金自体がふるさと納税、各寄附者の目的があったと思うんですけれども、その目的別にどのぐらいの金額が今積み立てられているのかということと、これに対する経費、多分12の委託費に入ると思うんですけれども、これに対する町の負担、その辺を金額的に教えていただきたいと思います。

それと、続きまして84ページ、9款2項小学校の学校管理費の中で、10節需用費に消耗品というのがあるんですけれども、1,279万4,000円、この中に、先日伺った中では、新入生の黄色い帽子のプレゼントということも含まれているというようなことなんですけれども、これの概要、大体内容を教えていただきたい。それで、新入生にはあるということだったが、

卒業生に何かそういうような町からのプレゼントみたいなものがあるのか教えてください。

それと87ページ、中学校費、学校管理費、この10節需用費の消耗品、これも小学校と同じような考えの消耗品だと思うんですけども、小学校と比べまして大分少ないように感じますけれども、この中身について教えてください。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 税務課長、中川チェリ君。

○税務課長（中川チェリ君） では私からは、町税、個人の住民税についてのふるさと納税の控除分についてお答えさせていただきます。

ふるさと納税分の控除ですけれども、前年の控除額は、住民税全体で855万円程度、町民税分としましては513万円程度ございました。2年度の住民税に反映されるふるさと納税に対する控除額についてはまだ出ていないところでございますけれども、同程度であろうと見込んでいます。

私からは以上です。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

まず26ページの歳入、18款1項2目総務費寄附金の中の、いわしの町「九十九里」応援基金寄附金3,000万でございますけれども、昨年度と比較しまして2,450万ほど増額をしているところでございます。これにつきましては、昨年6月総務省のほうで厳しく基準を設けまして、千葉産品等に限られたものと、非常に九十九里町にとっては有利に働いた改正だと認識をしているところでございまして、その産品の中でやはり九十九里町として今回新しく取り入れた返礼品が、大変人気があるものがだんだん増えてきまして、そういった状況を見込みながら、今後、令和2年度へ向けた新予算に向け、3,000万という予算を計上したところでございます。

今後も九十九里町の地場産品、様々な魅力ある返礼品に充てるのが好ましい有利なものが多々あるかと思えます。今後も事業者さん、あるいは住民の方々に御協力いただきながら、本事業の活性化を図りながら、九十九里町のPRをしていきたいと考えているところでございます。

それと、38ページの12節委託料、ふるさと納税業務委託料1,740万3,000円のところで、そういった内容で、今現状寄附金が集まっているのかというような御質問でよろしかったと思っておりますけれども、まず、全体で災害を含めて7項目、寄附金が令和元年度におきまして集め

られたところでございます。

1つ目として、歴史、文化等の保全及び活用に関する事業に対する寄附でございますが、324万円。いわしを始めとする特産品の育成及び地場産業の振興に関する事業についてが1,928万円。安心かつ安全なまちづくりに関する事業に充ててもらいたいという寄附金が385万5,000円。福祉及び健康の増進に関する事業についてが351万1,000円。教育、文化及びスポーツの振興に関する事業にということで468万4,000円。その他条例の目的を達成するために町長が必要と認める事業に充ててくださいという寄附金が984万8,000円。今年度新たに、昨年の台風被害による寄附金を募ったところ、520万7,500円が寄附されたところであり、これは2月29日現在、直近のものでございまして、縮めて4,962万5,500円、1,671件の方々より、ありがたい寄附を頂いたところでございます。

それと、先ほど、今回この事業に当たる寄附金ということで、1,704万3,000円の委託料を計上しております。この内容につきましてですが、事業者さんにこの事業を仲介役としてお願いしているところであり、ホームページの掲載料、業務一括の代行の手数料、返礼品の代金、送料、礼状等をお願いしているところであり、その含めた経費となっているところでございます。

以上で答弁を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎肇君。

○教育委員会事務局長（篠崎 肇君） それでは、お答えさせていただきます。

小学校費と中学校費の消耗品の関係かと思いますが、まず議員の御質問の黄色い帽子の件ですが、こちらにつきましては84ページの消耗品ではなく、9款1項2目、82ページの需用費のうち消耗品費、そちらのほうに黄色い帽子の購入については含まれております。

新入生にあつて卒業生にはないのかという御質問でございますが、議員、今御質問ありましたように新入生には黄色い帽子を無料配布で配っておりますが、卒業生に対するそういった品物はございません。

あと小学校費と中学校費、消耗品の金額と、あと内容ということでございますが、内容につきましては、小学校費につきましては、3小学校分の一般消耗品、あるいはクラブ消耗品、トイレトーパー、学力テスト等々の消耗品という形になっております。中学校費についても内容はほぼ同じようなものになっております。

金額の違いにつきましては、来年度の予算につきましては、小学校の教科書の改正によりまして、教師用教科書あるいは教師用指導書、指導用教材が増えておりますので、トータル

で664万9,524円ほど教科書等が増えておるところが違いでございます。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。御答弁ありがとうございます。

そうしますと、まず最初に町税のほうですけれども、この予算の中には、ふるさと納税によって、町民の方からの減税による、他の自治体への寄附による減額の分は見込んではいないということですよ。見込んだ数字でもってやっているのか、ちょっと答えられなかったんですけれども。

そうしましたら38ページのふるさと納税の経費ですけれども、経費におかれまして1,704万3,000円のほかにも何かあったような気がするんですけれども、いずれにしましても、約60%の経費がかかっているというふうに思われるんですけれども、この経費の部分に関してはどこからお金が出ているのか。今、この中で見ますと、一般会計からこの経費分が出ているように思われるんですけれども、そうしますと、この一般会計でもって寄附していただいた方の返礼品を払っているというようなことなんですけれども、そういう考え方でよろしいのでしょうか。

それと、小学校費なんですけれども、黄色い帽子をプレゼントされると、卒業生にはないと。中学校においては何かプレゼント、町から入学生に対してプレゼントとか、そういうものがあるのか、また卒業生に対するそういうものがあるのか、お願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 税務課長、中川チエリ君。

○税務課長（中川チエリ君） ただいまのふるさと納税を見込んでの住民税の計上かというところなんですけれども、ふるさと納税につきまして、先ほど企画財政課長からもありましたが、制度が変わっていることもありまして、読みづらいところはあるわけでございますけれども、同程度の寄附控除が出るであろうというところを見込んでの計上ということになっておりますので、見込んでいるというところでお答えさせていただきたいと思えます。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

ふるさと納税業務委託料につきましては、これは一般財源として支出を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎肇君。

○教育委員会事務局長（篠崎 肇君） お答えさせていただきます。

中学生の新入生または卒業生に対する、小学生のような黄色い帽子のプレゼントということだと思いますが、中学生についてはございません。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

そうしましたら、ふるさと納税なんですけれども、今伺いました基金の中身なんですけれども、これはこの目的以外には使えないということだと思うんですけれども、大変ありがたく3,000万、来年度ですか、もらえる予定を立てているんですけれども、当然その中に60%に近い1,700万強の一般会計からの繰出しが必要だということなんですけれども、この基金自体が目的がありますから、逆に言えば、町がやりたいことが、この目的になかった場合にやれないことが出てきてしまうような可能性も考えられます。

また、これが偏って、極端な話を言うと1つに固まっちゃって、ほかの事業ができないという可能性があるんですけれども、これからこのふるさと納税が増えていく中で、一般会計から経費を出すという物の考え方が、一般財源が少ない中でもって足かせになる可能性があると思うんですけれども、その辺これから先、委託料等の取扱いを一般財源から盛っていくことをずっとやっていくのか、その辺もちょっと検討しないと、極論からいいますと、20億の寄附があった場合は、12億ぐらいの一般財源から基金に充てなきゃいけないということになりますと、行政自体、この予算書自体もできなくなる可能性もありますので、去年までは300万ちょっとだったので、そんな大した金額ではないんですけれども、これからどんどん増えると思いますが、その辺の整備も必要じゃないかと思います。その辺の御回答をお願いします。

それと、小学校では町から新入生にプレゼントができると。中学生ではやっていないと。やはり何かしらの形で中学生に、ヘルメットの補助をなくしてヘルメットをプレゼントするとか、そういうことを考えていっていただきたいと思います。その辺の御回答をお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、町ふるさと納税事業につきましては、御存じのとおり、九十九里町に思いを寄せ、応援しようとする個人または団体から広く寄附金を募り、これを財源として寄附者の思いを具現化することにより、個性豊かな活力あるまちづくりに資することを目的として始められた事業でございます。また、寄附金の管理運用に当たりましては、地方自治法の規定に基づ

き、いわしの町「九十九里」応援基金を設置し、寄附を頂いた方々の気持ちに沿う事業の財源に充てるために設置しまして、本事業を展開してきているわけでございます。

おかげをもって、この事業が今育ってきているわけでございますが、議員御質問の本事業の運営に係る経費についてだと思えます。確かに、今後事業拡大により予算の確保が難しくなることは、これは想定されるものでございます。その対応につきまして、速やかに調査研究しまして、この事業を永続的につなげていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎肇君。

○教育委員会事務局長（篠崎 肇君） それでは、お答えさせていただきます。

中学生につきましてもヘルメット補助ではなく、小学生と同様なプレゼントができないかということでございますが、今後、プレゼントできないか検討を進めてまいりたいと思えます。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

このふるさと納税については条例等があると思えますので、その辺の整備をしていただき、なるべく一般会計に負担のないようにしていただきたいと思えます。

続いて、中学校ですけれども、早い時期に町から新入生に対してプレゼントというような形が取れるようお願いいたします。

以上です。

○議長（内山菊敏君） ほかにございせんか。

4番、鑓田貴俊君。

○4番（鑓田貴俊君） 4番、鑓田です。

1点だけお伺いします。39ページ、2款総務費、1項総務管理費、このページの一番下の9目諸費なんです、この7節で報償費、表彰者記念品55万。これは町制施行65周年の記念式典で表彰をされるというふうに向ったと思えますけれども、詳細はこれからかもしれません、表彰の対象分野というか、あるいは表彰対象は何人ぐらい見込まれて予算を組まれたのか。

それと併せて、現時点でお話いただけることであれば、その式典の、今分かっている範囲の概要、それと町制が施行した時期から見ると、多分式典というのは5月か6月頃になる

かと思うんですが、現在、新型コロナウイルスの関係で、これから詰められるかもしれませんが、この表彰品は、仮に式典が行われなくなっても表彰者に個別に渡すのかとか、その辺がもしもお答えいただけるのであればお願いしたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） それでは、御質問にお答えいたします。

7節の表彰者記念品55万円、議員がおっしゃるとおり、令和2年度に予定しております、町制施行65周年の式典における表彰者の記念品代ということでございます。見積りの内容は、対象者を100名と想定し、5,000円の消費税を入れて55万円という数値でございます。

それから、表彰の選考の内容につきましては、九十九里町功績者表彰規程という表彰規程がございまして、行政に係る各部門ごとに功労があった方々を選考し表彰するという扱いになっておりまして、昨日実際に言うと、表彰の候補者の確定はほぼできておるところなんです。これも御質問にあったとおり、5月末の日曜日に開催を予定しておるところでございます。しかしながら、新型コロナウイルスの関係が今後どうなるか分かりません。ただ、5月末開催となると、4月末にはもう御案内をしなければいけないということで、町サイドとしては、まだはっきりは決めておりませんが、4月の上旬をめどにその式典の開催、それから内容についての協議をし、煮詰めていきたいと考えてございます。

また、それが決まり次第、御報告はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

2点ほどお伺いいたします。当初予算案の概要と一緒にやらせていただきたいと思っております。

まずは33ページ、一番上の休止施設管理費のところ、休止中の作田保育所施設の維持管理に関する事業47万6,000円。金額は少ないんですけども、ここ、3款2目のどこに当てはまるのか。ページだと、当初予算で55ページになると思っております。

それと、この概要、27年、28年頃から新しくこの概要をつくっていただいて、事業別にやっていただいて、本当に細かい作業を担当職員が一生懸命やっていただいて、本当にありがたいことなんですけれども、私にとっては分かりにくいところがすごくあって、この当初予算の9ページの地方債、金額云々じゃなくて申し訳ないんですけども、ここの地方債に各

事業、起債の目的の各事業がこのように載ってしまっていて、今回はすごく多いので、この概要を全部いろいろと見て、中で事業名が違うのがほとんどあるんですけども、どうしてこの事業名が違うのか。上の当初予算の9ページのこども園改修事業というのは、ここの概要だと、32ページのとようみこども園施設管理費とあって、合計当初予算が載っている、1,310万7,000円、これはいろいろなここに関わるものが載っているから、地方債はこれで650万、これは多分設計の関係だと思うので、ここの事業はちょっと、名前はこれでしょうがないのかなと思うんですけども、当初予算の9ページの下の方の、片貝幼稚園除去事業、またいわし博物館除去事業、でもこの概要には、ごめんなさい、いろいろページが行っちゃいますけれども、44ページが一番下、旧片貝幼稚園施設管理費という事業名がそうなっていますよね。そしてまた次のページの、46ページに博物館施設管理費という事業名になっているんですけども、ここの事業名の名前とこの地方債の事業名の名前は どうして違うのか、一緒にはならないのかどうか、ちょっとすみません、文言で申し訳ないんですけども、教えていただきたいと思います。

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩します。

（午前10時52分）

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時53分）

○議 長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） ただいまの作田保育所の休園施設の関係について御説明をさせていただきます。

まず休園施設の予算が入っているところなんです、55ページ、3款民生費、2項児童福祉費、2目の児童福祉施設費、この中に含まれております。これにつきましては、かたかいこども園、とようみこども園についての費用も含まれておまして、このうち休園施設である作田保育所に係る経費でございますが、まず需用費のうちの光熱水費、こちらに3万6,000円、それと役務費の中に通信費、これ警備関係です。警備関係で6万6,000円、それと火災保険料で3万5,000円、それから委託料の中で、火災報知機の委託料で2万8,000円、警備委託料で24万5,000円、それから昨年度の台風で園舎の上に水がたまってしまったという

ところで、ドレン清掃の関係で、今回6万6,000円の予算を持たせていただきます。

作田保育所の経費については以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

予算書の9ページの地方債に係る起債の目的の事業の名前と、附属資料である概要の説明書の資料の事業名が違うということで、見づらいというところだと思います。

これにつきましては、内部的な手続によって事業名がそれぞれ一致しない場合があるわけでございますけれども、できるだけこの資料を、議員おっしゃるとおり、見やすいものにしていくことは日々努力をしているところでございますけれども、今後その辺の意見を踏まえまして、分かりやすい表記ができるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

初めに、休園中の作田保育所の件ですけれども、これは私も、私は何回も予算、決算また一般質問でもさせていただいています。9月の決算のときに質問したときに、企画財政課長のほうから、補助事業を受けている施設ということで話がありました。たしか今年度でその補助事業が終わりますよね。そのとき、また9月のときにも、終わりなわけだから来年度からどうするのかはよく考えていただいていたほしいという話をさせてもらったんですけれども、やはりもう終わりになった、来年度どのようにしていくのか、検討していただいていると思うんですけれども、そのまままた空き状態にしていくのか。

衛生上、またこのように社会福祉課長からる施設管理の答弁を頂きました。警備が入っていただいたり、それぞれ入っていますけれども、警備ってずっと入っているわけじゃないですものね。ごみが置いてあったり、草が出ていたり、そのままになっていたりする状況になっているので、あまりにもよくないかなという思いもあります。そのままにしておくというのをしないで、旧豊海保育所みたいに、空き公共施設利活用ということを考えているのか、または無料で貸すのか。そういうこともどのように考えているのか、答弁お願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 社会福祉課長、山口義則君。

○社会福祉課長（山口義則君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

作田保育所の利活用ということで、数年前にこの件については内部でも一度協議をさせていただいていますが、補助金の制約という中で10年という縛りがありまして、これが明ける

のが今年度いっぱいになっております。4月以降、その縛りがなくなりますので、空き公共の利用ということが、活用が可能になってきます。

今、私どものほうで管理しているわけですが、私どものほうで考えておりますのが、今現在もう一度、行政関係の施設利用の確認を各部署に取らせていただいて、これについては3月中に公共施設の推進本部会議がありますので、この中でちょっと提言させていただこうかなというふうに思っていたんですが、再度、公共事業への利活用の希望があるかどうかを確認させていただいた上で、なければ空き公共という形の中の展開を新年度で図っていききたいというふうに考えておりますので、御理解いただけますようお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

そうですね、あのままになって多分5年ぐらいたったと思います。作田においては、1つの公共施設があのままになっているというのはやっぱりよくないので、せっかく土地も町の土地でありますので、早めに検討というか協議していただいて、活用していただくことを望みますので、お願いします。

事業名の関係はありがとうございます。本当にきちんと細かく、担当の職員がこんなに一つ一つやってくださって、すごく感謝しております。私も当初予算と比べながら、どれが何だかすごく分かるようで分からないというところがあって、ぱっと見たときに、やはり地方債はこれだというのが分かれば、一番金額的にぴったりなのが、この旧片貝幼稚園の管理費、金額的に210万とかというぴったりになっていたもので、それなら同じ項目にさせていただけたほうが見やすいのかなと思いましたが、ぜひ、大変だと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（内山菊敏君） ほかに質疑ありませんか。

2番、小川浩安君。

○2番（小川浩安君） 2番、小川です。

私からは1点お伺いします。

本冊の80ページ、災害対策費の中には地域防災計画の精査に係る予算額が記載されておられません。地域防災計画に関する予算額はゼロ円ということによろしいのでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） ただいまの御質問にお答えいたします。

地域防災計画、これは日本全国のそれぞれの市町村が町、市として、災害に対応していく全ての計画として法律的に義務づけられた計画であります。この改正につきましては、国の中央防災会議における計画、それから県の地域防災計画における計画の改正等を行われたものを踏まえて、市町村の地域防災計画の改定をしなければならないという形になっております。

総務課といたしましても、改定に向けて取りかかろうと準備はしております。しかしながら、昨年のやはり台風による災害、これが起きたために、県の計画ですとか国の方向性とか大分動きが変わってきておまして、今、今年ここで変えるというよりも、もう一年県の動向を踏まえた中で、来年必要とあれば予算をお願いをしまいたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計の質疑を終わります。

暫時休憩します。再開は11時15分です。

（午前 11時 02分）

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11時 14分）

○議 長（内山菊敏君） 次に、特別会計予算及び事業会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

特別会計から国民健康保険の質問と、あと後期高齢の質問をいたします。

国民健康保険、8ページ、目1、令和2年度の予算として3億4,777万5,000円、現年度分で3億879万4,000円、滞納繰越分で3,898万1,000円という数字が出て、お伺いしたいのはこの滞納をされている方たちの状況をお伺いいたします。

まず被保険者数と、あと短期保険者数、それから資格保険者数の数をお答えいただきたい
と思います。

それから、後期高齢なんですけれども、5ページ、歳入として、特別徴収保険料、目1に
特別徴収保険料、普通徴収保険料を今回、前回に比べて各2,526万5,000円というふうに数字
が上がっていますけれども、この中で、今回後期高齢、6%以上の保険料が今回改定になっ
たわけなんですけれども、その影響について、この数字でお答えいただきたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） 初めに、国民健康保険のほうでございます。

これは2月末の実数でございますが、国民健康保険の世帯数が2,954世帯、被保険者数が
4,670人でございます。そのうち、短期証を交付しております世帯が223世帯、資格証につい
ては68世帯でございます。

それから、後期高齢者医療保険のほうなんです、令和2年度につきましては、1人当た
りの医療費見込みが上がったことや、負担率が上がったことから、保険料の改定がされてご
ざいます。そのために保険料のほうが上がっているというところでございます。

数字でというところなんです、均等割が4万1,000円から4万3,400円、所得割のほう
が7.89%から8.39%に上りましたので、その分が増えているということでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

滞納者、今、短期保険証、資格保険証、つまり資格保険証の方は保険証が交付されていな
いと。無保険者状態だということで、今回、厚生労働省のほうから28日付で、資格証明書
を被保険者とみなすとする通知を各自治体に発出したと思うんです。具体的に町として、資格
証明者に対して資格証明でも通常の医療にかかれますよという、今回の新型コロナウイルス
の関係で、そういった厚生労働省から通達が出たと思いますけれども、町としてどのような
今対応をしているのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） 今回の新型コロナウイルス感染症に係る対応につきましては、3
月3日付で千葉県より、議員のおっしゃいました2月28日付の厚労省の通知が送付されてご
ざいます。内容といたしましては、発熱症状等新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合
には、帰国者・接触者相談センターに相談の上、帰国者・接触者外来を受診するというもの

なのですが、その際に資格証を提示して受診した場合も、資格証を被保険者証とみなして取り扱うということで、各保険者とそれから保険医療機関に通知されてございます。

これを受けまして、町ではまずホームページに掲載をいたしました。また、広報のほうにも掲載を予定してございます。また、先ほど御案内したとおり、資格証のほうは68世帯でございまして、広報やホームページを御覧にならない方のために、資格証の世帯に戸別に通知することを、ただいま検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 検討じゃなくて、もう至急に厚生労働省のほうから通知しなさいという通達があるわけなので、いろいろお聞きすると、資格証明書の住民には弁明書という通知を住民課としては送ると。その弁明書の中で、住民が資格証の、無保険者の方がどうやって、町とすれば納付するのかという、そういう弁明書なんだと思いますけれども、そういった弁明書を送れるんだから、そういう資格証の住民にも通常の、せめて短期保険証を、今年度予算化してやっていただきたいと思うんです。

というのは、いつも国保基金がため込んでいるということで、私はいつも言うんですけども、そういうときに住民課の回答、行政の回答は、こういった思いもかけない、インフルエンザだとか、今回なんかまさにその対象だと思うんですね。ですから、ちゅうちょすることのないように、急いでその通達は出していただきたいと思います。

それと、後期高齢なんですけれども、全体的に後期高齢は、先ほど課長がお答えいただきましたように、今回6.8%か、平均に6.85%で、平均5,091円の大幅な値上げ、今回、後期高齢は値上げがされていると。年平均7万9,440円とすると。今まで、2019年度までの保険料は均等割が4万1,000円、所得割が7.89%で1人当たり平均保険料が7万4,350円だったと。これが、2020年から21年の保険料率は均等割額4万3,400円と、かなり後期高齢の加入者の方の負担が増えると思うんですね。

今後考えられることは、支払いができなくなって短期証明や何かが、あるいは資格証明が増えるんじゃないかと、今後の予想はそのように予想されるんですけども、短期証明、資格証明、高齢者の方対象ですから、ぜひ、短期証明はともかく、資格証明の発行はしないようにしてほしいと思うんですけども、住民課長のお答えを。

○議長（内山菊敏君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） 後期高齢者医療制度につきましては、今現在、九十九里町で資格

証を交付しております被保険者の方はいらっしゃいません。

今回ちょっと上げ幅が大きいというところで、議員御心配をしてくださっているようなんですが、丁寧な説明をいたしまして、保険税をたくさんためないうちに早めの対応をさせていただきますまして、資格証につながらないような対応をしたいと考えております。

○議長（内山菊敏君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 暫時休憩します。

（午前 11 時 24 分）

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 26 分）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

以上で特別会計予算及び事業会計予算の質疑を終わります。

暫時休憩します。再開は午後 1 時です。

（午前 11 時 26 分）

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時 55 分）

○議長（内山菊敏君） これより、一般会計予算、特別会計予算及び事業会計予算について討論を行います。

討論ございませんか。

（発言する者あり）

○議長（内山菊敏君） 討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

令和2年九十九里町歳入歳出予算について反対討論を行います。国民健康保険特別会計歳入歳出予算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算、介護保険特別会計歳入歳出予算について反対討論を行います。

まず第1に、国民健康保険について反対討論を行います。

昨年1月の国民健康保険の加入者は約3,200万人でした。中小企業の労働者が加入する協会けんぽ約3,700万人に次ぐ規模で、国保は全国民が公的医療保険に加入できる国民皆保険体制を支える大切な重要な制度です。九十九里町の国保加入世帯は約2,950世帯、そのうち国民健康保険を滞納して、無保険状態の資格証明交付世帯が223世帯です。

2016年の厚生労働省の国民健康保険実態調査報告によると、国保加入者のうち65歳から74歳の高齢者が40.5%を占め、20年前の1.7倍に急増しています。九十九里町の国民健康保険加入世帯約2,954世帯です。そのうち短期保険証223世帯、また無保険の資格証明世帯68世帯となっています。

こうした保険証の色分けで、収納対策の名で滞納者への徴収の強化と、給付費抑制を推進させることであり、まさに弱者いじめです。国保税と協会けんぽの保険料負担の比較、国保に加入する子育て世帯や一人世帯の生活実態、収入が生活保護基準前後の境界層世帯、貧困世帯の負担額の試算などを具体的に示し、また、子供の均等割の減免や多子世帯の国保税の減免に踏み出す自治体が各地で今出てきています。

国民健康保険法77条は、被保険者に被災、病気、事業の休廃止などの特別の事情がある場合、市町村の判断で国保税減免ができることが規定されています。この規定を活用し、多子家庭への支援策として特別な事情と認定することで、子育て支援の負担軽減を行っています。子供の均等割の軽減はもちろん、独り親家庭、障害者、障害児のいる世帯、また、収入が生活保護基準前後の世帯など、負担軽減を適用することを求めます。

国保税の負担軽減と無保険状態の資格証明書の発行をやめ、せめて短期保険証に切り替えるように強く求めます。

次は、後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、2006年に法が改正され、2008年に制度がスタートされました。財政内容、内訳は、保険料と公費と現役世代からの支援金を入れて運営していますが、収入が少ない一方で、医療費がかさむ後期高齢者の独立保険制度などというのは、基盤が極めて脆弱な仕組みです。

2月17日の千葉県後期高齢者医療広域連合議会では、20年度と21年度の保険料改定を審議し、6.85%、平均5,091円の大幅な引上げで、年平均7万9,441円とすることを賛成多数で決めてしまいました。2019年度までの保険料は均等割が4万1,000円、所得割が7.89%で、1人当たり平均保険料年額7万4,350円でした。これが2020年から21年の保険料率は、均等割額が4万3,400円、所得割額8.39%になり、1人当たり平均保険料年額7万9,441円に値上げされます。

軽減対象になるのは、単身世帯で年収196万円以下、現行2割軽減から5割軽減になって9,000円。年収220万円以下、現行軽減なしが2,900円。複数世帯で年収225万円以下、現行2割軽減が5割軽減になり、夫が7,500円、妻が1万1,000円。年収が272万円以下、2割軽減、現行軽減なし、夫が300円、妻が6,300円と軽減されます。しかし、対象のみが軽減の対象であり、ほかは値上げとなります。

財政安定化基金66億円の活用については、保険料率の上昇抑制には活用しないと言われています。年金が減らされ、年額5,100円もの値上げでは、高齢者にとって支払いが困難になっています。国の負担を増やすことを強く望みます。

また、75歳以上の医療窓口負担2割化など、高齢者いじめを行おうとしている、弱い者いじめではありませんか。後期高齢者医療制度を住民のために使えるような、そういう制度にしてください。

介護保険特別会計歳入歳出予算について反対討論を行います。

介護保険制度は2000年4月に制度化されました。厚生労働省が公表した介護保険事務調査の集計結果によると、2017年に介護保険料の滞納を理由に預貯金を押さえる滞納処分を受けた人が1万5,998人と過去最多を更新しました。さらに、滞納のペナルティーとして介護保険給付の制限を受けた人は1万3,981人でした。滞納処分を実施したのは、市町村など全国1,571保険者のうち、4割を超える650保険者でした。滞納処分で保険料を充当できたとする人は1万1,193人です。

介護保険は、災害や失業などの特別な事情以外で保険料を滞納した場合は、滞納期間に応じて給付を制限する大変厳しい罰則が科されています。給付制限を受けた約1万4,000人のうち、サービス利用料を一旦全額負担し、後から払戻しを受ける償還払いとなった人が2,696人、払戻しの一部または全部差止めとなる、原則1割負担が3割負担に引き上げられ、高額介護のサービス支給が停止される減額の処分の人は全国でも1万1,253人になりました。

65歳以上の人の介護保険料は年金から強制的に天引きされ、特別徴収が9割を占め、特別

徴収の人は滞納は発生しませんが、また一方で無年金の人や年金が年18万円以下の人などが普通徴収となり、口座振込など自分で納める必要があります。普通徴収の多くが無年金者あるいは低年金者、あるいは独居や夫婦のみの世帯です。給付制限を受ければ、重過ぎる利用負担で介護を利用できなくなっています。

こういう状態の中で、まず町が、一番身近な行政である町が、住民の立場に立った、住民の命を守る立場に立った行政を強く望みます。

反対討論を終わります。

○議長（内山菊敏君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

それでは、議案第2号から議案第9号までの、九十九里町各会計予算につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

我が国の経済は、自然災害からの復旧・復興を加速させるとともに、民需中心の持続的な経済成長を実現させる総合経済対策を、円滑かつ着実に実施するなどの政策効果も相まって、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれるとされております。本町においては、景気回復の波及効果はまだまだ薄く、引き続き一般財源の確保は非常に厳しい状況であることが予想されます。

しかしながら、令和2年度は第4次総合計画後期基本計画が計画期間の最終年であり、計画に掲げた目的を着実に達成するためには、行政と議会、さらに町民が一丸となって行政運営に取り組まなければなりません。

このような状況の中、編成された令和2年度一般会計予算は、予算総額55億2,800万円で、対前年度比6.7%、3億4,800万円の増額予算となっております。これは、産地パワーアップ事業及び防災行政無線整備事業などにより増額しております。

歳入については、町税が14億2,613万1,000円と、前年度と比較して2,407万3,000円の減となっております。臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税は、前年度と比較して6,140万円減の19億7,660万円となっております。また、借金に当たる町債については、臨時財政対策債を除いた建設地方債分が1億4,170万円で、前年度と比較して4,170万円の増となっております。

歳出については、まちづくりの目標ごとに見てみますと、1つ目の「活力ある産業振興と交流・連携のまちづくり」では、農業振興では、新たな事業である農業の国際競争力の強化

を緊急に実施するための産地パワーアップ事業や、農業従事者の高齢化や担い手不足などの解決に向けた、新規就農者や農業・農村地域の共同活動を支援する施策が盛り込まれております。

商工振興として、引き続き、旧豊海保育所を活用した地域ブランド振興事業費が計上されております。また、観光振興では、新たな観光大使を設置するとしており、九十九里町の魅力を全国に広くPRしていただき、町の観光振興やイメージアップにつながることを期待いたします。

2つ目の、「健やかにともに助け合い、支え合いのまちづくり」では、子ども医療費助成の対象を高校生等までに拡充し、子供の保健対策が図られております。また、東千葉メディカルセンターは開院7年目となりますが、引き続き看護師養成の支援をするとしております。また、こども園では、令和元年度から実施した体操教室に加え、令和2年度からは英語教室が新たに計画されており、子育て支援のさらなる充実を期待いたします。高齢者に対する施策として、高齢者の困り事を解決する協議体実践する、通いの場への移動手段のため庁用車が整備されます。

3つ目の、「快適で暮らしの安全・安心のあるまちづくり」では、住民生活に密着した道路や排水路整備、橋梁補修等のインフラ補修整備に対して、予算の重点的な配分が見られます。防災・消防体制の充実では、防災行政無線（移動系）を整備するとともに、第5分団第3部西野納屋、下貝塚納屋地区に消防自動車を配備するとしております。

4つ目の、「海が育む豊かな自然を未来につなぐまちづくり」では、ごみの問題は大きな社会問題であります。環境への負荷を軽減するため、町民とともに5R運動に取り組むとされております。

5つ目の「町を担う人材育成と豊かな心をつくるまちづくり」では、地域の宝である児童・生徒の教育環境の充実を図るための予算が計上されております。くじゅうくりみらいリーダー育成事業では、千葉工業大学のロボットやAI技術に触れ、科学に興味を持つことで、子供たちの学習意欲の向上を図るとされております。

また、3年に一度の郷土芸能まつりの実施が予定されており、地域に伝わる民俗芸能の保存と継承が図られることを期待いたします。

以上、一般会計は、町民福祉の向上のため、限られた財源の中で最大限の効果が上がるよう、細部にまで配慮された予算となっております。

議案第3号、給食事業特別会計においては、子供たちの健やかな成長のため、安全・安心

な学校給食の提供に努めるとしております。引き続き食の安全確保を徹底していただき、児童・生徒の心身の健全な発達を図る給食の提供をお願いいたします。

議案第4号、国民健康保険特別会計においては、県が財政運営の責任主体となる広域化に対応した予算編成であるとしておりますが、町民が安心して医療を受けられるよう、医療の適正化や保険税収納対策の徹底に努めるようお願いいたします。

議案第5号、後期高齢者医療特別会計においては、高齢化が進む中、高齢者が安心して医療を受けられるとともに、持続可能な制度として安定的に運営できるように、最大限の努力をお願いいたします。

議案第6号、介護保険特別会計においては、本町の高齢者人口は6,000人を超え、今後の増加も見込まれます。引き続き、第7期事業計画に基づき、介護予防の拡充と認知症施策の充実をさせながら、適正な事業運営を図るようお願いいたします。

議会第7号、病院事業特別会計においては、東千葉メディカルセンターが開院7年目を迎え、高度で安全な医療を提供しながら、地域の中核病院としての使命を果たすとともに、健全な経営基盤の確立を着実に進めるよう強く望みます。

議案第8号、農業集落排水事業特別会計においては、供用している3地区の施設の適正な維持管理と新規加入を促進し、今後も水環境の保全に努めるようお願いいたします。

議案第9号、ガス事業会計においては、ガス事業の目的である安価で安定したガスの供給と、ガス施設の保全が図られるよう、最善の努力をお願いいたします。

以上、議案第3号から第9号までの特別会計、企業会計においても、その目的に沿った予算編成がなされております。

よって、議案第2号から第9号までの新年度予算については、限りある財源を有効に活用し、町民が求めているサービスを提供するために、創意工夫された予算であると評価し賛成いたします。

「人、自然、風土が活きる海浜文化都市 九十九里」の実現に向けて、町長が進める九十九里浜を最大限活用した交流人口の増大、地域のたからである子どもたちの教育環境の充実、本町に住み続けたいと思う町民を大切にすることの3つの施策について、町長のリーダーシップの下、全力で取り組んでいただくことを切にお願いいたします。

なお、予算の執行に際しては、効率的な執行を徹底しながら、経費の節減に努めていただくことを併せてお願いいたします。

最後に、新年度予算を審査するに当たり、資料提供や質疑に真摯に対応してくださった職

員の皆様にお礼を申し上げますとともに、議員各位の新年度予算案に対する御賛同をお願いし、賛成の討論といたします。御清聴ありがとうございました。

○議 長（内山菊敏君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は議案ごとに行います。

議案第2号の採決を行います。

議案第2号 令和2年度九十九里町一般会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議 長（内山菊敏君） 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の採決をいたします。

議案第3号 令和2年度九十九里町給食事業特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の採決を行います。

議案第4号 令和2年度九十九里町国民健康保険特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議 長（内山菊敏君） 起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の採決を行います。

議案第5号 令和2年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議 長（内山菊敏君） 起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号の採決を行います。

議案第6号 令和2年度九十九里町介護保険特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 多 数）

○議 長（内山菊敏君） 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の採決をいたします。

議案第7号 令和2年度九十九里町病院事業特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 多 数）

○議 長（内山菊敏君） 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号の採決をいたします。

議案第8号 令和2年度九十九里町農業集落事業排水事業特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議 長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号の採決をいたします。

議案第9号 令和2年度九十九里町ガス事業会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議 長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 九十九里町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議 長（内山菊敏君） 日程第3、九十九里町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

九十九里町選挙管理委員会委員に、作田828番地、石田司君、片貝6737番地、戸村義子君、真亀1962番地、櫻井保夫君、片貝4429番地、鈴木智君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名した方を、選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました石田司君、戸村義子君、櫻井保夫君、鈴木智君が九十九里町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、九十九里町選挙管理委員会委員補充員には、第1順位、田中荒生1393番地、高橋徳兵衛君、第2順位、西野263番地、斉藤益胖君、第3順位、片貝343番地1、清水マサ子君、第4順位、下貝塚355番地、秋葉富士子君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名した方を、選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました高橋徳兵衛君、斉藤益胖君、清水マサ子君、秋葉富士子

君が九十九里町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

◎日程第4 請願第1号 「デマンド乗合タクシー、循環バス」の運行を求める請願

○議長（内山菊敏君） 日程第4、請願第1号 「デマンド乗合タクシー、循環バス」の運行を求める請願を議題といたします。

文教民生常任委員会の審査の結果について、文教民生常任委員会委員長から報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長、中村義則君。

（文教民生常任委員会委員長 中村義則君 登壇）

○文教民生常任委員会委員長（中村義則君） 中村です。

報告いたします。

文教民生常任委員会に付託されました「デマンド乗合タクシー、循環バス」の運行を求める請願について、請願の趣旨及び内容について本委員会で慎重審議した結果、本町に合った地域公共交通の充実を図ることが重要であると認め、採択と決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

○議長（内山菊敏君） 文教民生常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） なしと認めます。

次に、原案に賛成の発言を許します。

6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

今回の「デマンド乗合タクシー、循環バス」の運行を求める請願に対し、賛成の立場から

討論をいたします。

本町の高齢者及び免許証を返納された方々からは、以前から、町内全域からこの問題は長年にわたり要望を出されております。この件につきましては同僚の議員、そして私も含め、この件については喫緊の課題、重要な課題として、町に今まで質問と早期の取組をお願いしてきたところです。

今回は、デマンド乗合タクシー、そして循環バスを求める請願が出されましたが、私の基本的な考え方は、やはりデマンドタクシー、デマンド乗合タクシーの取組での交通弱者対応が一番よいと思いますが、現在調査している高齢者の住民アンケートの結果に基づき、またこれからも、今回出されているような学生や障害者、妊婦等も含めた要望があるということであれば、そのような住民アンケートの結果などにより、どのような交通手段を求めているのかよく見極めた上で、実情に合った地域公共交通の実現を求め、賛成の討論といたします。

○議 長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

13番、谷川優子君。

（発言する者あり）

○議 長（内山菊敏君） 反対の討論ございませんか。

（発言する者あり）

○議 長（内山菊敏君） 賛成の討論ございませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

賛成の立場で討論をさせていただきます。

「デマンド乗合タクシー、循環バス」の運行を求める請願について賛成討論をいたします。

九十九里町の多くの地域では、自動車を運転できない学生や、免許返納後の高齢者、障害者、妊婦などの交通手段の確保が大変切実な問題となっています。地域公共交通の問題はまちづくりの基本であり、九十九里町の発展に地域公共交通問題は欠かすことはできません。山武郡市の自治体では、既にデマンド乗合タクシー、あるいは巡回バスを走らせ、多くの住民が大変便利に利用しています。

今、コミュニティの希薄化、崩壊が進んでいる今だからこそ、高齢者が気軽に外出することで、健康増進につながり、元気に生き生きと社会参加ができる仕組みづくりが、大変強く求められています。また、商業、観光等などの活性化にもつなげることができるのではないのでしょうか。

かつて九十九里町も身近に商店街があり、高齢者も歩いて買物ができ、店先で店主とおしゃべりをしている、そんなほっとする場面も多く見られました。今は買物に行くにも、病院に行くにも、交通手段の確保が大変です。

2013年12月に交通政策基本法が公布されました。基本法第2条では、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営むために、必要な移動を保障される権利があると書かれています。また、何人も公共の福祉に反しない限り移動の自由があり、またその権利を保障するために、生活交通確保については、自治体が、つまり行政が責任を持って行うべき、これは行政サービスとして位置づけてあります。

よく、デマンド乗合タクシー、地域公共交通の話をするとうるさなことが言われます。しかし、近隣の自治体では既にもう実施しています。例えば、東金市では市内循環バス、乗合タクシー。あと、山武市では市内循環バスと空港シャトルバス、そして乗合タクシー。大網白里市は増穂地区コミュニティはまバス、あるいは乗合タクシー。そして、横芝光町では町内循環バス、横芝光号成田便、あるいはのりあいよこびりタクシー。そして芝山町では芝山ふれあいバス、空港シャトルバス。このように、もう既に始まっております。

子供からお年寄りまで、住民が安心して暮らせるように、一日も早いデマンド乗合タクシー、あるいは循環バスの運行を強く要望し、賛成討論といたします。議員各位の皆様には、賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

文教民生常任委員会委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、委員長報告のとおり採択と決定することに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午後 1時32分）

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時33分）

◎日程の追加

○議 長（内山菊敏君） 日程の追加をお諮りします。

ただいま町長、大矢吉明君から、議案第26号 令和元年度九十九里町一般会計補正予算（第9号）及び議案第27号 令和元年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第4号）が提出されました。

議案を配付いたします。

（議案配付）

○議 長（内山菊敏君） 議案の配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 配付漏れなしと認めます。

これを日程に追加し、追加日程第1とし、一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号及び議案第27号を一括議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議案第26号 令和元年度九十九里町一般会計補正予算（第9号）

議案第27号 令和元年度九十九里町介護保険特別会計補正予算

（第4号）

○議 長（内山菊敏君） 追加日程第1、議案第26号 令和元年度九十九里町一般会計補正予算（第9号）及び議案第27号 令和元年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第4号）を一括議題といたします。

議案第26号及び議案第27号について、順次提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、戸村俊之君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

(提案理由説明)

○議長(内山菊敏君) これより質疑を行います。

質疑は分割して行います。

初めに、一般会計補正予算について質疑を行います。次に、特別会計補正予算について質疑を行います。ただし、質疑の内容が各議案に関連する場合は、これを許します。

これより一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、古川徹君。

○6番(古川 徹君) 6番、古川徹です。

まず、子供たちに整備するこのICTの関係なんですけれども、繰越明許費、4ページになりますけれども、豊海小が1,670万9,000円、片貝小が1,512万5,000円、九十九里小学校区が1,525万6,000円ということで、私が聞きたいのは、九十九里小学校区につきましては、児童数が少ない割には、片貝小学校のほうよりも予算を多く盛られていると。その内訳をちょっと教えていただきたいと思います。たしか九十九里小学校区は130名、児童数が。片貝小学校区は173名、豊海小学校区につきましては228名ということで分かるんですけれども、そこをちょっと、その内訳を教えていただきたいと思います。

○議長(内山菊敏君) 教育委員会事務局長、篠崎肇君。

○教育委員会事務局長(篠崎 肇君) お答えさせていただきます。

今回の工事はLAN工事となりますので、生徒数でなく、その建物の構造等によりまして工事内容が違ってきますので、その辺で児童・生徒の少ないところも、金額的には大きくなっているところであります。

端末の整備じゃなくて、LANの整備という形になりますので、ちょっと建物の構造上、工事内容が変わってくるところで金額が変わってきております。

○議長(内山菊敏君) よろしいですか。

ほかにございませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番(浅岡 厚君) 7番、浅岡です。

先ほどの5ページなんですけれども、地方債、これ企画財政課長のほうから、有利なというお話があったけれども、どういう点が有利なのか、ちょっとその辺を説明していただきたい。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは、今回の地方債について御説明させていただきます。

名称は、学校教育施設等整備事業債、補正予算債という形になります。うち、補助裏とい
います、その補助金の対象外のものにつきましても、充当率が100%、交付税措置が60%と
いうことで高い数字を示しておるものでございます。そういったことから、今回この事業に
ついて事業債を選択させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計補正予算の質疑を終わります。

続いて、特別会計補正予算の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

以上で特別会計補正予算の質疑を終わります。

これより、一般会計補正予算及び特別会計補正予算について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は議案ごとに行います。

議案第26号の採決をいたします。

議案第26号 令和元年度九十九里町一般会計補正予算（第9号）を原案のとおり決するこ
とに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議 長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号の採決をいたします。

議案第27号 令和元年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第4号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は2時5分です。

（午後 1時51分）

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時03分）

◎日程の追加

○議長（内山菊敏君） お諮りします。

ただいま町長、大矢吉明君から、議案第28号の契約の締結についてが提出されました。

議案を配付いたします。

（議案配付）

○議長（内山菊敏君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 配付漏れなしと認めます。

これを日程に追加し、追加日程第2とし議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第2 議案第28号 契約の締結について

○議長（内山菊敏君） 追加日程第2、議案第28号 契約の締結についてを議題といたしま

す。

地方自治法第117条の規定により、浅岡厚君の退席を求めます。

(7番 浅岡 厚君 退席)

○議 長(内山菊敏君) 議案第28号について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、戸村俊之君。

(提案理由説明)

○議 長(内山菊敏君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(内山菊敏君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(内山菊敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第28号 契約の締結についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長(内山菊敏君) 起立多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

退席中の浅岡厚君の着席を求めます。

(7番 浅岡 厚君 着席)

○議 長(内山菊敏君) 暫時休憩します。

(午後 2時10分)

○議 長(内山菊敏君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時10分)

◎副町長退任の挨拶

○議 長（内山菊敏君） ただいま副町長、佐々木悟君より発言を求められておりますので、これを許します。

副町長、佐々木悟君。

（副町長 佐々木 悟君 登壇）

○副町長（佐々木 悟君） 議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

私は、この3月末日で任期満了となりますので退任させていただきます。

平成28年4月に着任以来、4年間にわたり、議員の皆様にも多大なる御指導、御鞭撻をいただきまして心から感謝申し上げます。この4年間、至らぬ点も多く、御心配をおかけしたこともあろうかと思っておりますけれども、議員の皆様はもとより、大矢町長を初め、職員の皆さん、また、多くの町民の皆さんと交流を持つことができまして、また、つながりを持つことができました。そのつながりは、私にとってかけがえのない財産であり、宝物になりました。

今後につきましては、この交流、つながりを大切にしながら、自分の置かれた立場で、九十九里町のために何ができるのか、それを常に考え、実践してまいる所存でございますので、議員の皆様には、変わらぬ御指導をお願い申し上げます。

最後になりますが、九十九里町議会並びに九十九里町のますますの発展を御祈念申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。4年間本当にありがとうございました。（拍手）

○議 長（内山菊敏君） 佐々木副町長、長い間御苦勞さまでございました。

暫時休憩します。

（午後 2時13分）

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時13分）

◎日程の追加

○議 長（内山菊敏君） お諮りします。

ただいま町長、大矢吉明君から、議案第29号 副町長の選任につき議会の同意を求めることについてが提出されました。

議案を配付いたします。

(議案配付)

○議 長(内山菊敏君) 配付漏れございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(内山菊敏君) 配付漏れなしと認めます。

これを日程に追加し、追加日程第3とし、議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議 長(内山菊敏君) 異議なしと認めます。

よって、議案第29号を日程に追加し、追加日程第3とし、議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第3 議案第29号 副町長の選任につき議会の同意を求めることについて

○議 長(内山菊敏君) 追加日程第3、議案第29号 副町長の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

○町 長(大矢吉明君) 議案第29号 副町長の選任につき議会の同意を求めることについての提案理由でございますが、副町長の佐々木悟氏が、令和2年3月31日をもって任期満了となりますので、同氏の後任に、鈴木浩光氏を副町長として選任するに当たり、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

鈴木氏は、現在、山武市富田にお住まいでございます。平成3年に千葉県に奉職され、人事委員会事務局任用課総務企画班長、県土整備部県土整備政策課主幹、県土整備部都市整備局住宅課主幹、防災危機管理部危機管理課主幹兼情報通信管理室室長を務め、行政に対する高い識見と豊かな実務経験を備えております。

本町が抱える様々な課題に取り組むとともに、町の将来像「人、自然、風土が活きる海浜

文化都市「九十九里」の実現に向け、今後、さらなる発展と飛躍を目指す本町にとりましては、鈴木氏が培ってきた経験は必要であり、副町長として適任であると考えております。

何とぞ、満場の御賛同をいただきまして、御同意くださいますようお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

議案第29号 副町長の選任につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（内山菊敏君） 起立多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ただいま、副町長に同意されました鈴木浩光君がお越しでございますので、ここで御挨拶をいただきたいと思っております。

（鈴木浩光君 登壇）

○鈴木浩光君 議長のお許しをいただきましたので、御挨拶を申し述べさせていただきます。

ただいま議会の御同意をいただきまして副町長という大任を仰せつかります、鈴木浩光と申します。副町長という任は大変身に余る光栄でありますと同時に、その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。もとより微力ではございますが、県職員として行政に携わってきた経験を生かし、大矢町長を補佐し、九十九里町政の発展並びに住民福祉の向上のため、誠心誠意全力を尽くしてまいりたいと考えております。

議員の皆様方には御指導、御鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げまして、御挨拶

といたします。

本日は誠にありがとうございました。（拍手）

- 議 長（内山菊敏君） 鈴木浩光君は、4月1日付で副町長に着任いただくこととなります。よろしく願いいたします。
-

◎閉会の宣告

- 議 長（内山菊敏君） 以上で今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。お諮りします。

会議規則第7条の規定により、これをもって今期定例会を閉会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

- 議 長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって令和2年第1回九十九里町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでございました。

閉 会 午後 2時21分

この会議録は、会議の顛末を録したものでその真正なるを証するためここに署名する。

九十九里町議会議長 内 山 菊 敏

署 名 人 原 田 教 光

署 名 人 細 田 一 男